

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

平成21年1月21日(水)

社会・援護局



目 次

I 社会関係	1
(重点事項)	3
第1 福祉・介護人材について(福祉基盤課)	5
1 福祉・介護人材確保対策について	5
2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて	19
第2 生活保護制度について(保護課、自立推進・指導監査室)	27
第3 地域福祉の推進等について(地域福祉課)	53
1 地域福祉の推進等について	53
2 生活福祉資金貸付制度について	59
3 ホームレス対策について	61
第4 社会福祉の基盤整備について(福祉基盤課)	63
1 社会福祉法人について	63
2 独立行政法人福祉医療機構について	77
3 社会福祉施設の運営等について	81
第5 消費生活協同組合の指導・育成について(消費生活協同組合業務室)	87
第6 地方改善事業等について(地域福祉課)	89
第7 刑務所出所者等の地域生活定着支援について(総務課)	91
第8 ひきこもり対策について(総務課)	93
第9 災害対策等について(災害救助・救援対策室)	95

(予算概要)	105
--------	-----

平成21年度予算(案)の概要	107
----------------	-----

・平成21年度予算(案)の概要	107
-----------------	-----

・平成21年度予算(案)の各課室別概要	111
---------------------	-----

(参考資料)	121
--------	-----

1 都道府県福祉人材確保担当一覧	123
------------------	-----

2 都道府県福祉人材センター・バンク一覧	125
----------------------	-----

3 都道府県別社会福祉士会等職能団体名簿	127
----------------------	-----

4 福利厚生センター関係資料	131
----------------	-----

5 平成21年度社会福祉研修実施計画(案)	135
-----------------------	-----

6 都道府県別社会福祉士等会員数	137
------------------	-----

7 独立行政法人福祉医療機構貸付事業	139
--------------------	-----

8 民間金融機関との強調融資(併せ貸し)制度の概要	141
---------------------------	-----

9 社会福祉施設職員等退職手当共済事業	143
---------------------	-----

10 生活保護関係資料	145
-------------	-----

11 ホームレスの実態に関する全国調査結果(概数調査)	153
-----------------------------	-----

12 平成20年度に災害救助法を適用した災害	159
------------------------	-----

II 援護関係	161
(重点事項)	163
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について	165
(予算概要)	167
平成21年度援護関係予算(案)の概要	169
(連絡事項)	171
1 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の時効失権防止について	173
2 遺骨収集等慰霊事業について	175
3 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について	179
4 中国残留邦人等に対する支援給付事務の監査について	183
(参考資料)	185
1 平成21年度予算(案)事項別内訳	187
2 援護年金について	191
3 援護年金等受給者数	193
4 平成21年度の恩給改定について	195
5 昭和館について	197
6 しょうけい館について	199

I 社会関係

重 点 事 项

第1 福祉・介護人材について（福祉基盤課）

1 福祉・介護人材確保対策について

（1）福祉・介護人材確保の現状と課題

高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズがますます拡大している一方で、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれている中、質の高い人材の安定的確保は喫緊の課題である。

※介護職員の将来推計 100万人（平成16年度）

→ 140万人～160万人（平成26年度）

現状においては、労働環境の厳しさ等により、

- ① 福祉・介護の現場では、従事者の離職率が高く、また、地域や事業所によっては人材確保が困難な状況にある
- ② 介護福祉士・社会福祉士の養成施設では、著しい定員割れが生じ、福祉・介護の仕事に参入する若者が減少している
- ③ 介護福祉士等の資格を有しながら、この分野で働いていない者が多数存在している

などの課題がある。

こうした中、平成19年8月に「福祉人材確保指針」を見直し、経営者、関係団体、国及び地方公共団体が連携し、それぞれの役割を果たすことにより、従事者の処遇改善や社会的評価の向上、質の高い人材の確保に努めることを明記し、これに沿って各般の取組を進めているところである。

（2）平成20年度第2次補正予算案及び21年度予算案

こうした状況を踏まえ、昨年10月30日の「生活対策」（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）及び12月19日の「生活防衛のための緊急対策」（経済対策閣僚会議決定）に基づき、平成20年度第2次補正予算案及び21年度予算案が編成された。

平成21年度の介護報酬改定においては、介護従事者の処遇改善を進める

観点から、プラス3%の改定を行うこととし、負担の大きな業務や専門性の高い人材への評価を行うこととされたところである。

これに加えて、平成20年度補正予算案では、福祉・介護サービスへの人材の定着と参入を促進するための取組を総合的に支援する福祉・介護人材確保対策を講ずることとしたので積極的な取組をお願いしたい。

また、労働施策においても種々の関連施策が講じられる予定であり、効果的に実施されるよう特段のご配慮をお願いしたい。

ア 平成20年度第2次補正予算案

(ア) 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充

介護福祉士等養成施設においては、近年著しい定員割れが生じており、福祉・介護分野への若い人材の参入が減少している状況にある。

介護福祉士や社会福祉士は、福祉・介護サービスを担う中核的な人材であることから、現在都道府県が実施している介護福祉士等修学資金貸付制度に加え、都道府県が適当と認める団体がこの制度を行う場合の貸付原資及び貸付事務費を交付するとともに、貸付条件の緩和を図ることにより、介護福祉士等の資格取得を希望する若い人材の就学を促し、質の高い人材の確保・定着を図ることとした。

具体的な貸付条件等は、次のとおり予定している。

	第2次補正予算案による対応	現行制度
予算額案	320億円	セーフティネット事業費補助金の195億円の内数
補助率	10/10 (セーフティネット事業費補助金)	1/2 (セーフティネット事業費補助金)
実施主体	都道府県が適当と認める団体 (都道府県社協等)	都道府県
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士養成施設 (1年課程) ・ 介護福祉士養成施設 (2年以上課程) ・ 社会福祉士一般養成施設 (1年以上課程) ・ 社会福祉士短期養成施設 (6月以上課程) のいずれかに入学する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士養成施設 (1年課程) ・ 介護福祉士養成施設 (2年以上課程) ・ 社会福祉士一般養成施設 (1年以上課程) ・ 社会福祉士短期養成施設 (6月以上課程) のいずれかに入学する者
貸付限度額	① 月額5万円 ② 入学準備金20万円 (初回に限る。) ③ 就職準備金20万円 (最終回に限る。)	月額3.6万円
返還方法	都道府県が設定する期間内に、都道府県が設定する金額を返還	貸付を受けた期間に相当する期間内に、毎月3.6万円を返還

返還免除	① 養成施設等の卒業の日から1年（国家試験に不合格となった場合等には3年）以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し、 ④ 以後5年間当該業務に従事すること	① 養成施設等の卒業の日から1年以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 介護福祉士の場合には受験資格の対象となる介護等の業務に、社会福祉士の場合には受験資格の対象となる相談援助の業務に従事し、 ④ 以後7年間当該業務に従事すること
貸付事務費	交付された資金の中から年間600万円以内の範囲で取崩し可能	なし

(イ) 福祉・介護人材の参入・定着の促進（障害者自立支援対策臨時特例交付金）

福祉・介護分野での人材確保の厳しい状況等を踏まえ、都道府県に造成されている「障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金」を平成23年度まで延長するとともに、新たに4つの対象事業を追加し、福祉・介護人材の参入・定着の取組を推進することとした。

なお、今回の措置は定額補助（10 / 1.0）により行うこととしている。

○ 進路選択学生等支援事業

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成施設に専門員を配置して、高校、中学校等を訪問し、学生・教員等へ福祉・介護の仕事の魅力を伝達し、将来的な福祉・介護の仕事の選択を促すよう相談・助言及び指導等を行うとともに、地域住民に対して福祉・介護に関する意識啓発のための取組を実施することなどにより、福祉・介護の仕事を目指す学生等を支援する。

○ 潜在的有資格者等養成支援事業

福祉・介護サービスに就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者に対する再就労のための研修や、高齢者、主婦層、地域住民等の福祉・介護分野への参画を進めるための研修等を通じ、新たな人材の参入・参画を促進する。

○ 複数事業所連携事業

福祉・介護サービスを提供する小規模事業所等は、効率性の問題などから求人や広報、研修等を自ら実施することが困難な場合があるこ

とから、複数の事業所がネットワークを形成し、共同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携により人材の確保・育成を図る。

○ 職場体験事業

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができる環境をつくり、人材の参入を促進する。

【平成20年度第2次補正予算案における関連事業】

- 介護報酬改定による介護従事者の処遇改善 1,154億円（老健局）
平成21年度の介護報酬改定（プラス3%）等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する。

○ 介護人材等の緊急確保対策の実施

- ① 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充 320億円（社会・援護局）
② 福祉・介護人材の参入・定着の促進 205億円（社会・援護局）
- ・ 進路選択学生等支援事業
 - ・ 潜在的有資格者等養成支援事業
 - ・ 複数事業所連携事業
 - ・ 職場体験事業

（障害者自立支援対策臨時特例交付金855億円の内数）

③ 介護人材確保職場定着支援の拡充（制度要求）（職業安定局）

・ 介護人材確保職場定着支援助成金の拡充

介護労働者の確保・定着及び年長フリーター等の雇用情勢の改善を図るため、介護業務未経験者のうち年長フリーター等を雇い入れ、6ヶ月以上定着させた事業主に対して、通常の介護関係業務未経験者を雇い入れた場合よりも助成額を引き上げる。（1年間で50万円→100万円）

・ 介護労働者設備等整備モデル奨励金（仮称）の創設

介護労働者の作業負担軽減のため、厚生労働省の認定を受けた導入・運用計画に基づき、事業主が介護補助機器（移動リフト等）を導入した場合に、その導入に係る経費の1/2（上限250万円まで）を助成する。

④ 母子家庭の母の介護福祉士・看護師等の資格取得支援 1. 3億円

（雇用均等・児童家庭局）

母子家庭の母の自立促進のために、介護福祉士・看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。

修業期間の最後の1/3の期間（上限12か月） →

修業期間の後半の1/2の期間（上限18か月）

イ 平成21年度予算案

福祉・介護人材確保対策をさらに推進するため、平成20年度第2次補正予算案による対応に加え、平成21年度予算案において、新規事業として「福祉・介護人材確保緊急支援事業」（補助率1/2）をセーフティネット支援対策事業費補助金により実施することとしたので、積極的な取組をお願いします。

○ 福祉・介護人材定着支援事業

人材定着支援アドバイザー（仮称）を配置し、就労して間もない従事者を訪問し、職場の労働環境や人間関係（メンタルヘルスを含む。）などに関する相談を行うとともに、相談結果を踏まえ、事業者への助言等を行うことにより、新規従事者の定着を支援する。

○ 実習受入施設ステップアップ事業

養成施設等の実習を受け入れる施設のうち、利用者・家族のコミュニケーション支援や多職種協働によるサービス実践など、一定の要件を満たす優良な施設が中心となり、他の実習施設とともに受入施設における実習レベル向上のための講習会等を実施することにより、実習指導者の資質向上や実習施設間の連携を図る。

【平成21年度予算案における関連事業】

○ 福祉・介護人材確保緊急支援事業（新規）（社会・援護局）

（セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数）

- ① 福祉・介護人材定着支援事業
- ② 実習受入施設ステップアップ事業

○ 雇用管理改善に取り組む事業主に対する総合的な支援やハローワークにおける人材確保対策の強化（職業安定局）

① 介護労働者の雇用管理に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実

- ・ 介護雇用管理改善等対策費 143.8億円

雇用管理改善の業務を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ、介護労働者の作業負担軽減のための介護福祉機器（移動リフト等）を導入した場合に助成する。

- ・ 雇用管理改善等援助事業 8.3億円

介護労働安定センターの各支部において、雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する専門的な相談援助等を実施。

- ② 「福祉人材確保重点プロジェクト（仮称）」の推進等による福祉人材確保対策の強化 7.4 億円

ハローワークに「福祉人材コーナー（仮称）」を設置し、関係機関との連携による潜在有資格者等の掘り起こしや、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等により、福祉・介護サービス分野の人材確保対策を強化する。

○ 離職者訓練の実施規模の拡充（職業能力開発局）

- ① 職場訓練の実施規模の拡充 5 億円

有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練について拡充（17,500人）を図る。

ヘルパー2級訓練（訓練期間3か月）見込み 2,730人

- ② 安定雇用実現に向けた長期間の訓練の実施 5.1 億円

非正規労働者を対象に、今後雇用の受け皿として期待できる介護分野での安定雇用に向け、新たに長期間の訓練（17,500人）を実施する。

ヘルパー1級訓練（訓練期間6か月）見込み 6,000人

介護福祉士訓練（訓練期間2年）見込み 3,760人

ウ 福祉・介護人材確保に係る関係機関の連携

（ア）今回予定している各種事業は、地域の実情を踏まえた総合的な対応が不可欠であることから、都道府県においては、従事者の需給や就業状況を把握した上で、効果的に関連施策が推進されるよう、広域的な視点に立って、市町村、福祉・介護サービス事業者、介護福祉士等養成施設、社会福祉協議会、都道府県福祉人材センター、職能団体、労働関係機関、教育機関等による連携の仕組みを構築し、福祉サイドに限らず、労働・教育施策を含めた総合的な取組を積極的に推進されるようお願いしたい。

なお、平成20年度補正予算案に係る「福祉・介護人材の参入・定着の促進（障害者自立支援対策臨時特例交付金）」及び平成21年度予算案に係る「福祉・介護人材緊急支援事業」をはじめとする各種事業の円滑な実施を図る観点から、各事業の具体的内容の調整、関係団体との連携方策等

に関する協議の場として、「企画委員会（仮称）」の運営に係る経費を「福祉・介護人材確保緊急支援事業」（平成 21 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金）において予算措置しているのので、積極的な活用をお願いしたい。

（イ）総合的な福祉・介護人材確保対策を講じることの趣旨については、管内の市区町村、関係団体、住民等に対し幅広い周知をお願いしたい。（1（2）クの「介護の日」の設定について参照）

（ウ）都道府県及び関係団体による連携等の取組事例については、今後興治例を収集し、情報提供していく予定であり、別途事例の提出依頼を行うこととしているので、ご協力をお願いしたい。

エ 都道府県福祉人材センターにおける取組

（ア）福祉人材確保重点事業の推進

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクは、福祉・介護分野への無料職業紹介や人材確保に向けた各種研修など、「福祉人材確保重点事業」（セーフティネット支援対策等事業費補助金）を通じ、従来より福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

前述のとおり、現下の厳しい状況に緊急に対応するため、平成 20 年度第 2 次補正予算案及び平成 21 年度予算案により、福祉・介護人材確保に係る都道府県事業を新たに創設することとしたところであり、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、これを踏まえ、従来の施策を継続しつつ、新たな課題に対応していくことが重要である。

人材確保指針では、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクに期待される役割として、①潜在的有資格者、福祉・介護サービス以外の他の分野に従事する者等に対する就職説明会の実施等を通じて、関心を喚起し、福祉・介護サービス分野への再就業を働きかけること、②潜在的有資格者や福祉・介護サービス分野への就業を希望する者に対して関係団体等や公共職業安定所等との十分な連携による無料職業紹介等の実施や再教育等を通じて、就業の支援に取り組むこと、③将来にわたって安定的に仕事ので

きるよう、相談体制を整備するなど定着の支援に取り組むことなどが規定されており、都道府県の事業を実施する際には、これを踏まえて役割分担を適切に行い、効果的な取組をお願いする。

なお、障害者自立支援対策臨時特例交付金は、国が別途定める国庫負担（補助）制度により現に経費の一部を負担し又は補助している事業は対象としない取扱いとなっており、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクによる事業の組み立てに当たっては、この点に留意されたい。

（イ）ハローワークとの連携

平成19年5月31日付け社援発第0531003号「福祉人材センター等と福祉重点ハローワーク等との効果的な連携のあり方について」（平成20年5月26日一部改正）において、両組織がそれぞれの専門性を活かして取り組む連携方策についてお示ししているところであるが、来年度においては、ハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、関係機関との連携によるきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施することとしているので、今後、福祉・介護人材の確保に向けて、各種の情報交換を含めてより連携が密になるよう取組をお願いしたい。

オ 福利厚生センターによる福利厚生事業

中小規模の事業者が多い社会福祉事業において魅力ある職場づくりを進めるためには、共同によるスケールメリットを活かして従事者の福利厚生の充実を図ることが重要である。

福利厚生センターは、社会福祉法に基づき「社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図る」ことを目的として厚生労働大臣の指定を受けた法人であり、生活習慣病予防検診費の助成、結婚・出産・入学祝い品や資格取得・永年勤続記念品の贈呈、弔慰金・見舞金の給付、スポーツクラブ・リゾート施設の利用、地域における会員交流事業等45種類のサービスを提供している。

これらの多種多様なサービスは、個々の社会福祉事業者では成し得ない福利厚生事業を全国規模で共同化し、規模のメリットを最大限に活かすことにより、より安価に利用できるものとなっている。

福利厚生センターにおいては、既存のサービスメニューを見直し、事業

の一層の効率化を図り、会員の希望が高いメニューの拡充等を行うこととしているので、社会福祉事業を実施する者に対し、福利厚生の実現が図られるよう、各種説明会等を通じた周知に一層のご協力をお願いしたい。

なお、福利厚生センター事業は、都道府県社会福祉協議会等を業務受諾団体として実施されている。（業務受諾団体連絡先、サービスメニュー一覧、加入状況等は（参考資料4）参照）

カ 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、国から委託を受けて、指導的社会福祉従事者の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）を設置している。また、この他に社会福祉主事養成課程等を通信教育科として設置している。

【日本社会事業大学の教育・研修組織】

- 専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年、長期履修制度の場合2年）
- 大学院 社会福祉学研究科（博士前期課程2年、博士後期課程3年）
- 大学 社会福祉学部 福祉計画学科、福祉援助学科（4年）
- 通信教育科 社会福祉主事養成課程（1年）
社会福祉士養成課程（1年7月）
精神保健福祉士一般養成課程（1年7月）
精神保健福祉士短期養成課程（9月）

〔問い合わせ先〕 日本社会事業大学 総務課

東京都清瀬市竹丘3-1-30

TEL 042-496-3000 <http://www.jcsw.ac.jp/>

（ア）福祉専門職大学院

福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアアップを支援し、サービスの質の向上を図る観点から、社会人を対象として幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人を養成する専門職大学院が、平成16年度に設置された。専門職大学院においては、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成に力を入れており、これまでに

熊本県（４名）、長崎県（３名）、埼玉県（１名）から職員が派遣されるなど、行政機関からの職員派遣が増えており、現職復帰後の活躍が期待されているので、各都道府県等の職員の派遣について検討願いたい。なお、派遣院生は宿舍の利用も可能である。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（１年制）

（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

※平成21年度より、現職者には2年間の長期履修制度を導入

※専門職修士の他、社会福祉士国家試験受験資格も取得可

【第Ⅱ期入学試験】

平成21年1月25日（日）（出願期間12月22日（月）～1月14日（水））

【第Ⅲ期入学試験】

平成21年3月1日（日）（出願期間2月2日（月）～2月20日（金））

（イ）社会福祉事業従事者に対するスキルアップ講座及び福祉経営塾

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う新しい養成課程の内容に対応し、実践現場の職員の力量向上を図るため、中堅職員向けの「スキルアップ講座」を実施している。

また、平成20年度からは、福祉経営に携わる職員向けに、総合的に経営のノウハウを学ぶことのできる「福祉経営塾」を実施している。

いずれの講座も、都心にある文京区茗荷谷キャンパスを中心に使用し、本専門職大学院の教員が中心となり実施することとしており、各都道府県におけるリーダーとなる社会福祉事業従事者の派遣について、管内の市町村及び関係団体等へ周知願いたい。（詳細は別途お示しする予定）

キ 社会福祉事業従事者に対する研修等

今後ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上を図るための「キャリアアップの仕組みの構築」が求められており、平成21年度においても、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修を、国立保健医療科学院及び中央福祉学院（ロフォス湘南）において実施することとしている。

(ア) 中央福祉学院

中央福祉学院は、社会福祉施設長の資格認定通信課程や、社会福祉法人経営者・社会福祉施設指導職員の現任訓練のための研修等を行っており、平成21年度は以下の研修を開催することとしている。

○ 中央福祉学院における研修事業等

[委託事業]

・社会福祉主事資格認定通信教育課程	2,000人
・社会福祉施設長資格認定通信教育課程	300人
・社会福祉法人経営者研修課程	400人
・社会福祉施設長サービス管理研修課程	1,000人
・介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程	80人
・社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程	80人

[補助事業]

・児童福祉司資格認定通信課程	200人
・社会福祉施設指導職員特別研修課程	240人
・「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程	50人

[問い合わせ先] 全国社会福祉協議会中央福祉学院

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

T.E.L 046-858-1355 <http://www.gakuin.gr.jp/>

福祉・介護サービス従事者のキャリアアップを図るため、広報や会議等を通じ、本研修への参加に向けた周知をお願いしたい。

なお、平成21年度の研修の詳細については、後日、研修要綱を発送する予定である。

(イ) 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行っており、平成21年度は以下の研修を開催することとしている。

○ 国立保健医療科学院における研修事業

・ 都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修

a 社会福祉法人・老人福祉施設担当	300人
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	150人
c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当	150人
d 生活保護担当	70人

・ 福祉事務所所長研修 110人

・ 生活保護自立支援研修担当育成研修 70人

・ 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修 80人

〔問い合わせ先〕 国立保健医療科学院総務部教務課

埼玉県和光市南2-3-6

TEL 048-458-6111 <http://www.niph.go.jp/>

ク 「介護の日」の設定について

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者、その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、11月11日を「介護の日」と定めたところである。

「介護の日」を中心に、その前後を啓発活動の重点実施期間として、地方公共団体、関係団体、介護事業者等が連携し、趣旨にふさわしい啓発活動を実施することとしており、本年度は、地域の実情に応じた啓発活動が多数実施されたところである。「介護の日」の周知、啓発活動の実施・調整にご尽力いただいた貴職並びに関係者に対してお礼申し上げます。関係機関の連携の下、さらに活発に啓発活動が行われるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

なお、本年度実施した「福祉人材確保重点実施期間」については、最大の成果をあげられるよう、平成21年度は「介護の日」の前後に併せて実施することとしているので、了知願いたい。

※ 福祉人材確保重点実施期間

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」
(平成19年8月28日厚生労働省告示第289号)に基づく取組の一貫として、
平成20年7月21日から8月3日までを「平成20年度福祉人材確保重点実施
期間」と設定し、広く国民に対し、福祉・介護サービスについて理解を深めると
ともに、福祉人材の確保・定着を図るため、経営者、関係団体、国・地方公共団
体等が一体となって広報活動や福祉人材の交流などの事業を行ったところ。

ケ 社会福祉士・介護福祉士制度について

社会福祉士・介護福祉士制度については、平成19年の「社会福祉士及び
介護福祉士法」の一部改正を踏まえ、昨年3月末に、教育時間数の拡充など、
養成課程における教育カリキュラムを大幅に見直し、平成21年4月より実
施することとしているところであり、今後の福祉・介護サービスの中核を担
う質の高い社会福祉士・介護福祉士の養成を進めていくこととしている。

新たな教育カリキュラムに対応した国家試験について、社会福祉士にあっ
ては平成21年度より、介護福祉士にあっては平成23年度より、それぞれ実
施することとしているので了知願いたい。

なお、国家試験については、社会福祉士・介護福祉士として必要な知識及
び技能を総合的に評価できるよう試験の質をさらに高めていく観点から、
「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会」において、
昨年12月に報告書を取りまとめたところであり、今後、この内容に沿って、
試験問題の質の向上等のための取組を進めていくこととしている。

2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 経緯

経済連携協定（EPA）は、二国間の物品、人等の自由な移動を促進し、双方の経済活動の連携を強化することを目的としており、その枠内で外国人介護福祉士候補者について、特例的に受入れを行うこととしたものである。

EPAに基づき、昨年からはインドネシア人看護師・介護福祉士候補者が入国しており、本年からはフィリピン人看護師・介護福祉士候補者も受け入れる予定としている。

ア インドネシア

- ・平成19年8月20日 協定署名
- ・平成20年5月16日 我が国の国会において協定承認
- ・平成20年7月1日 協定発効
- ・平成20年8月 候補者の入国（その後、日本語研修等を実施中）

イ フィリピン

- ・平成18年9月9日 協定署名
- ・平成18年12月6日 我が国の国会において協定承認
- ・平成20年10月8日 フィリピン上院において協定承認
- ・平成20年12月11日 協定発効

(2) 今後の受入れ

ア フィリピン

日フィリピンEPAに基づく介護福祉士候補者の受入れは、日インドネシアEPAとほぼ同じ枠組みで行われる「就労コース」（介護施設で実務経験を積んで国家資格取得を目指すコース）に加え、介護福祉士養成施設で就学して国家資格取得を目指す「就学コース」により実施される。

平成21年度における受入れ人数は、就労コース250名、就学コース50名を目安とする予定である。

① 就労コース（今年度のインドネシア人候補者受入れからの主な変更点）

今年度の受入れ状況等を踏まえ、受入れ機関及び候補者双方の情報の提供範囲の拡大、受入れ機関が希望した場合の受入れ希望機関と候補者の面談の実施等マッチング方法の改善を行う。

② 就学コース

以下の要件を満たすことを前提として、介護福祉士候補者は、日本語研修を経て、介護福祉士養成施設において必要な知識・技術を習得することとしている。

a 候補者の要件

フィリピンにある4年制以上の高等教育機関を卒業した者

b 受入れ機関（介護福祉士養成施設）の主な要件

- ・養成課程が昼間課程であること
- ・適切な教育の体制が整備されていること
- ・（社）介護福祉士養成施設協会による卒業時共通試験を実施し、低得点者に対し、補習、再試験等の措置を採っていること

③ 今後の予定（初年度の受入れ）

a 就労コース

- ・平成21年1月 受入れ機関及び候補者の募集
- ・平成21年4月 雇用契約の締結
- ・平成21年4月下旬
～5月上旬 候補者の入国（日本語研修受講等）
- ・平成21年秋頃 就労・研修開始

b 就学コース

- ・平成21年6月頃 受入れ機関及び候補者の募集
- ・平成21年9月 入学許可書の署名
- ・平成21年10月上旬頃 候補者の入国（日本語研修受講）
- ・平成22年4月 就学開始

イ インドネシア

① 受入れ人数

平成21年度におけるインドネシア人介護福祉士候補者は、今年度104名の介護福祉士候補者が入国したことから、496名を上限として受け入れる予定。

② 今年度の受入れからの主な変更点

今年度のインドネシア人介護福祉士候補者は看護学校卒業者等に限られていたが、これに加えて、本年から、インドネシアにおける介護福祉士の資格認定制度が創設されることから、この認定を受けた者が新たに候補者として入国する予定。なお、マッチング方法について、フィリピンと同様に改善を行う。

③ 今後の予定（2年目の受入れ）

- ・平成21年3月頃 受入れ機関及び候補者の募集
- ・平成21年7月頃 雇用契約の締結
- ・平成21年7月頃 インドネシアにおける日本語研修受講
- ・平成21年11月頃 候補者の入国（日本語研修受講等）
- ・平成22年1月頃 就労・研修開始

(3) 今年度入国したインドネシア人介護福祉士候補者

昨年8月に入国したインドネシア人介護福祉士候補者は、日本語研修及び介護導入研修を終え、本年1月29日から受入れ施設において就労・研修を開始する予定。各都道府県内の施設における具体的な受入れ予定については、当局（社会・援護局福祉基盤課）に照会されたい。

※ 日本語研修を免除された3名の介護福祉士候補者は、平成20年9月から受入れ施設において就労・研修を開始している。

受入れ施設における就労・研修の開始後は、これらが適切に行われるよう、国際厚生事業団による巡回指導、インドネシア語による電話相談等を実施することとしているが、これに加え、受入れ施設における効果的な支援方策に係る事例の収集・提供、受入れ施設間の情報交換機会の提供等を行うことを検討している。

各都道府県においては、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れび実施に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第312号）に照らし、候補者の就労・研修状況等に関し不適切と思われる事例を把握された場合には、当局にお知らせ願いたい。

(4) その他の国とのEPA

ア タイ

平成19年11月1日に協定が発効し、介護福祉士については、「介護福祉士の受入れの可能性について、協定発効後可能な場合1年以内、遅くとも2年以内に結論に達することを目的に交渉を開始する」旨が盛り込まれ、継続協議となっている。

イ ベトナム

平成20年12月25日に両国間で署名され、介護福祉士については、タイと同様、「介護福祉士の受入れの可能性について、協定発効後可能な場合1年以内、遅くとも2年以内に結論に達することを目的に交渉を開始する」こととされている。

経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて

- ・経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して人数枠を設定。）
- ・外国人候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者に外国人候補者のあっせんに依頼することはできない。

インドネシア

平成20年7月1日 協定発効

平成20年8月 第1陣(看護104人、介護104人)を受け入れた。

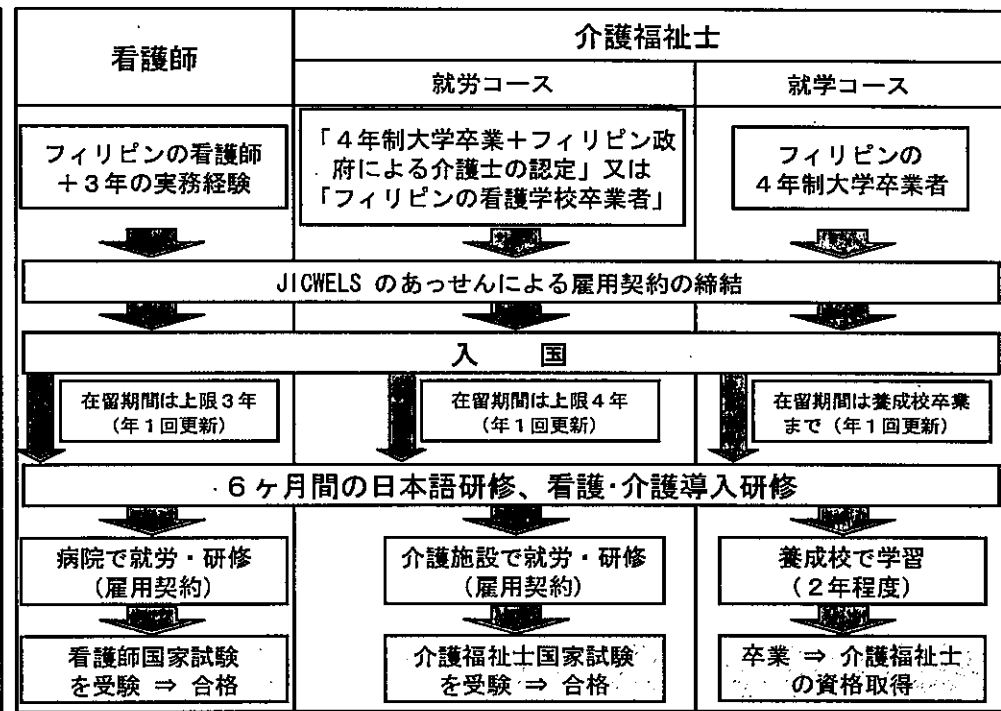
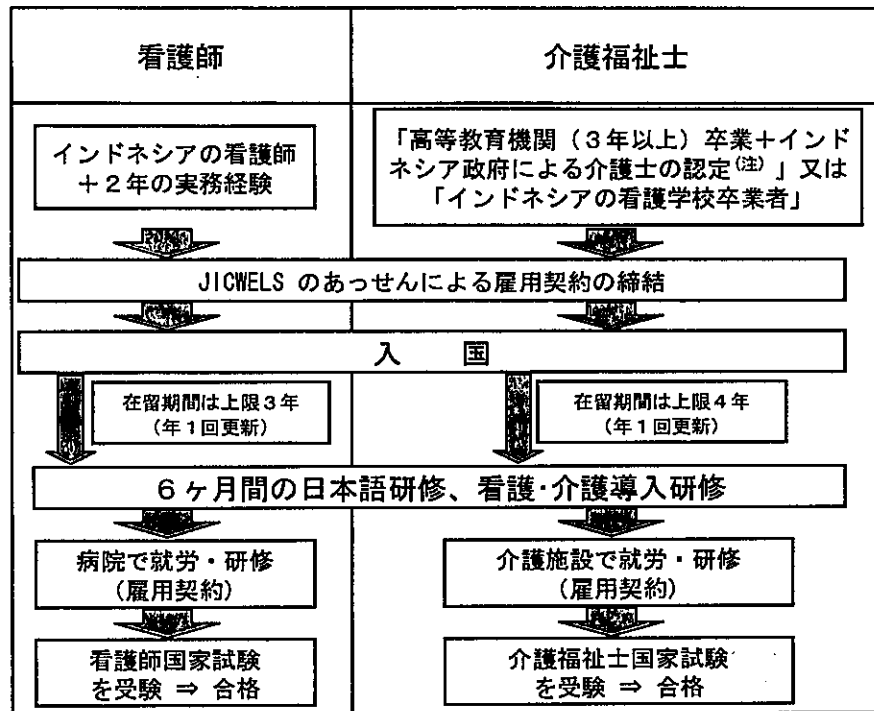
平成21年の受入れについては、最大792人(看護296人、介護496人)を予定。
日程等詳細についてはインドネシア政府と調整中。

フィリピン

平成20年12月11日 協定発効

平成21年の受入れについては、最大500人(看護200人、介護300人)を予定。

就労コースについては、21年1月より受入れ機関及び候補者を募集し、4月末～5月上旬に入国予定。就学コースについては、21年6月～7月頃に受入れ機関及び候補者を募集し、10月に入国後6か月の日本語研修を経て22年4月より就学開始予定。



(注) 両国政府で合意した指針に従って行われる研修を修了する必要があり、この研修は平成21年から実施される予定。

※受入れ上限枠：当初2年で1000人（看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人）

※不合格者（資格を取得しなかった者）は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。
(更新あり、上限なし)

※受入れ上限枠：当初2年で1000人（看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人）

※不合格者（資格を取得しなかった者）は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。
(更新あり、上限なし)

日フィリピン経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ（平成20年12月11日発効）

	看護師	介護福祉士	
		就労コース	就学コース
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労	
在留資格	二国間の協定に基づく特定活動の在留資格		
活動内容（国家資格の取得前）	日本国内の病院で就労・研修 （雇用契約を締結）	日本国内の介護施設で就労・研修 （雇用契約を締結）	養成施設で就学 （修了後に資格取得）
活動内容（国家資格の取得後）	日本国内の医療施設等で看護師として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得前：看護師3年、介護福祉士4年（養成施設の場合は、養成課程修了に必要な期間）が上限 ・不合格・資格不取得の場合は帰国 ・資格取得後：在留期間上限3年、更新回数制限なし ・労働市場への悪影響を避けるため、受入れ枠を設定：当初2年間で1000人（看護400人、介護600人）を上限 		
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンの看護師資格の保有者 ・3年間の看護師の実務経験 ・日本人と同等以上の報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・「フィリピン介護士研修修了者（TESDAの認定保持）＋4年制大学卒業者」又は「看護大学卒業者」 ・日本人と同等以上の報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・4年制大学の卒業生
日本語等研修	入国後に6ヶ月間の日本語等研修（注）を実施		
送り出し調整機関	フィリピン海外雇用庁（POEA）		高等教育委員会（CHED）
受入れ調整機関	（社）国際厚生事業団（JICWELS）		

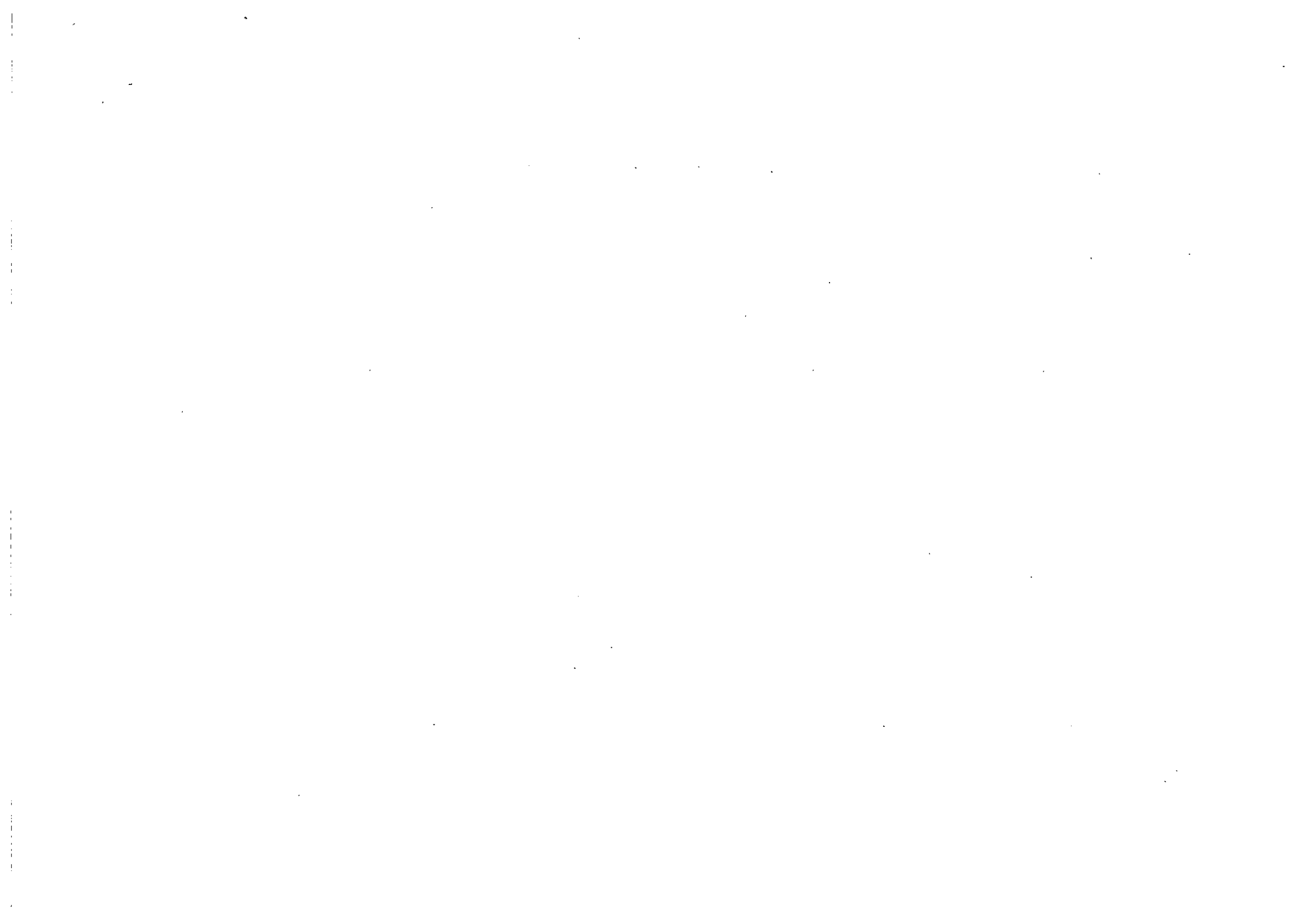
（注）「日本語等研修」には、看護・介護導入研修を含む。日本語能力試験2級程度の日本語能力がある場合には研修を受講しないことも可。

（留意点）不法滞在等の問題が生じた場合の受入れの一時停止を含む、秩序立った受入れのための必要な措置を日本政府が講じる。

日インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ（平成20年7月1日発効）

	看護師	介護福祉士
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労
在留資格	二国間の協定に基づく「特定活動」の在留資格	
活動内容（国家資格の取得前）	日本国内の病院で就労・研修 （雇用契約を締結）	日本国内の介護施設で就労・研修 （雇用契約を締結）
活動内容（国家資格の取得後）	日本国内の医療施設等で看護師として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得前：看護師3年、介護福祉士4年が上限 ・国家試験に不合格（資格不取得）の場合は帰国 ・資格取得後：在留期間上限3年、更新回数の制限なし ・労働市場への悪影響を避けるため、受入れ枠を設定：当初2年間で1000人（看護400人、介護600人）を上限 	
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアの看護師資格の保有者（看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒） ・2年以上の看護師の実務経験 ・日本人と同等報酬の雇用契約を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学又は高等教育機関の修了証書Ⅲ以上の取得者＋両国政府で合意した指針に基づく研修を修了し介護士としてインドネシア政府から認定された者」又は「看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒業生」 ・日本人と同等報酬の雇用契約を締結
日本語等研修	入国後に6ヶ月間の日本語等研修（注）を実施：（財）海外技術者研修協会（AOTS）及び（独）国際交流基金	
送り出し調整機関	インドネシア海外労働者派遣・保護庁（NBPPIW）	
受入れ調整機関	（社）国際厚生事業団（JICWELS）	

（注）「日本語等研修」には、看護・介護導入研修を含む。日本語能力試験2級程度の日本語能力がある場合は研修を受講しないことも可。
（留意点）不法滞在等の問題が生じた場合の受入れの一時停止を含む、秩序立った受入れのための必要な措置を日本政府が講じる。



第2 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室）

はじめに

- ・ 現下の厳しい雇用失業情勢の中、本年度の生活保護の動向も大きく変動している。直近の平成20年10月分の福祉行政報告例（速報値）によれば、被保護実人員は約159万人、被保護世帯数は約115万世帯、保護率は12.5%（人口千人当たり12.5人）となっている。また、同月の保護開始人員は約2万7千人、対前年同月伸び率は11.7%となっており、9ヶ月連続でプラスとなっている。
- ・ 一方、現下の雇用失業情勢を踏まえ、各関係機関等において様々な就労支援施策が講じられているところであり、特に、ハローワーク等においては離職者に対する支援の充実が図られている。具体的には、ハローワークにおいて、社員寮等の退去を余儀なくされた方々への住宅確保のため相談支援、雇用促進住宅の入居あっせん及び解雇等による住居喪失者に対する就職安定資金融資（住宅入居初期費用[最高50万円]、家賃補助費[月額上限6万円、最長6月]、生活・就職活動費[月額上限15万円（世帯）、最長6月]等）を実施している。その他、例えば、解雇等により住居の退去を余儀なくされる者へ居住の場を確保することの緊急性に鑑み、住宅政策部局における特別な対応も実施されるなど、職を失い、生活に困窮する方の生活の安定が図られるよう、様々な施策が講じられている。
- ・ 現下の情勢を勘案すると、今後も生活に困窮する者が増加することが見込まれることから、各都道府県等及び実施機関にあつては、引き続き、生活保護の相談窓口を訪れる相談者の事情や要望に応じて、以上のような施策の概要や相談窓口も含めて、懇切丁寧な情報の提供と支援を行っていただきたい。また、ハローワーク等の関係機関、及び各自治体の労働担当部局や住宅政策担当部局等との連携については、より一層の強化をお願いする。
- ・ なお、生活保護以外の支援等の情報を相談者に紹介する際には、相談者の生活保護の申請権を侵害することはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、ご留意願いたい。

平成21年度の具体的取組

(1) 生活保護基準の見直し

ア 生活扶助基準の見直し及び改定について

- 生活扶助基準については、平成19年度に、全国消費実態調査等の結果を基に専門家による検証を行った結果、現行基準は一般の低所得世帯の消費実態と比べて高いという結果が得られ、消費の実態に適合したものとするよう見直すべく検討を行ったが、原油価格の高騰が消費に与える影響等を見極めるため、平成20年度は据え置きとし、平成21年度予算編成過程で適切に対処することとしたところである。
- その後の物価、家計消費の動向を見ると、昨年2月以降の生活関連物資を中心とした物価上昇は、国民の家計へ大きな影響を与えており、また、「100年に1度」と言われる昨年9月以降の世界的な金融危機は実体経済へ深刻な影響を及ぼしており、国民の将来不安が高まっている状況にあると考えられる。
- このような現下の社会経済情勢に鑑み、平成21年度は、昨年度に引き続き生活扶助基準の見直しを行わないこととし、据え置くこととした。

(別紙1参照)

イ 母子加算の見直し及び就労支援の強化について

(ア) 基本的な考え方と現在までの取組

- 生活扶助の母子加算については、母子加算を含めた生活扶助の基準額が、一般の母子世帯の平均的な消費水準を上回っていたことから、生活保護を受ける母子世帯と一般の母子世帯との公平性の観点等を踏まえ、平成17年度から一律・機械的な母子加算を段階的に廃止する一方で、新たな給付を創設し、世帯の自立に向けた給付に転換したところである。
- 具体的には、①平成17年度に「高等学校等就学費」を創設して、3年間の高等学校の修学に必要な費用を保護費からの支給の対象と

し、教育費の給付を義務教育から高等学校へ拡大した。②また、平成19年度には「ひとり親世帯就労促進費」を創設し、就労している母子世帯、職業訓練を受け自立に向けて努力している母子世帯等に対して新たな給付金を給付することとした。③さらに、平成17年度以降、「就労支援プログラム」による母子世帯の状況に応じた支援や福祉事務所とハローワークとの連携による生活保護受給者等就労支援事業を推進しているところである。

(イ) 「ひとり親世帯就労促進費」の周知徹底とその活用（平成20年度）

- ・ 15歳以下の児童を養育する母子世帯等については、現在、母子加算が支給されているが、この加算は、平成21年3月に終了し、「ひとり親世帯就労促進費」の給付に移行する。
- ・ この「ひとり親世帯就労促進費」は、就労中又は職業訓練を受けている母子世帯等を支援するとともに、就労阻害要因のない未就労の母子世帯等に対しては就労意欲を向上させる効果が期待できる、重要な就労支援策であると考えている。
- ・ このため、保護の実施機関におかれては、平成21年3月までに、母子加算が算定されている各世帯について、就労状況や就労支援状況を的確に把握し、
 - ① 「ひとり親世帯就労促進費」の趣旨及び支給要件が十分に被保護世帯へ理解されるよう、別紙2を参考に、お知らせ等を通じて、その周知を図るとともに、
 - ② 「ひとり親世帯就労促進費」の支給要件の一つである「就労支援プログラム」への参加を促すなど、「ひとり親世帯就労促進費」の対象となる方について、その適用が4月から円滑に実施されるよう、ご配慮をお願いする。

(ウ) よりきめ細やかで一貫した就労支援（ステップアップ支援）の実施（平成21年度）

- ・ 母子世帯等への就労支援については、現に就労や職業訓練を行っている母子世帯だけではなく、就労阻害要因のない未就労の母子世帯に

についても、就労意欲を向上させ、効果的な就労支援を継続的に行うことが重要である。

- ・ このため、平成21年度予算案において、「就労意欲や就労能力が低い」、「就労経験がない」などの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者を対象として生活能力向上のための訓練やカウンセリング等の支援を行う事業（就労意欲喚起等支援事業）を計上しているところである。

平成21年度においては、本事業を積極的に活用し、よりきめ細やかで一貫した就労支援（ステップアップ支援）をお願いする。（別紙3参照）

ウ 産科医療補償制度への対応について

平成21年1月1日から、分娩に関連して脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するための仕組み（以下「産科医療補償制度」という。）が開始されている。これに伴い、産科医療補償制度に加入する医療機関等の出産費用の上昇が見込まれたことから、平成20年12月22日付けで「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「保護の実施要領（局長通知）」という。）の一部改正を行ったところである。これにより、平成21年1月1日から、産科医療補償制度の対象となる出産の場合には、3万円の範囲内において出産扶助の特別基準の設定があったものとして、追加的に必要となる費用の額を認定できることとしたので、了知の上、出産扶助の適用にあたってご留意願いたい。（別紙4参照）

エ その他

出産扶助（施設分娩）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

別紙1 平成21年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 単身世帯【68歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助 (注)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の20年度における上限額の例である。

2. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	167,170	159,870	152,580	145,270	137,980	130,680
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注1)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助 (注2)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	260,190	242,090	228,800	214,490	201,300	188,000
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の20年度における上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

3. 母子2人世帯【30歳(就労)、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	121,360	116,120	110,890	105,640	100,420	95,170
ひとり親世帯就労促進費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注1)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助 (注2)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	224,380	208,340	197,110	184,860	173,740	162,490
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の20年度における上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

福祉事務所からのお知らせ

15歳以下の子どもを養育される母子世帯等の方へ

- ・平成21年4月から母子加算はなくなります。
- ・ただし、働いている方や働くための訓練をしている方には、就労自立を支援するため、毎月5千円～1万円の給付金が支給されます。

母子加算については、母子加算を含めた生活扶助の額が、一般の母子世帯の平均的な消費水準を上回っていたため、生活保護を受ける母子世帯と一般の母子世帯との公平性の観点から、一律・機械的な給付を見直し、世帯の自立に向けた新たな給付に転換したところです。

したがって、平成21年4月から現在支給されている生活保護費の一部（母子加算）がなくなりますが、働いている方や働くための訓練をしている方には、ひとり親世帯就労促進費として、以下の金額が支給されることとなります。

○ ひとり親世帯就労促進費の支給要件と金額

(就労収入が3万円以上の場合) 月額：1万円
(就労収入が3万円未満の場合、職業訓練等をしている場合) 月額：5千円

○ 就労促進費が支給される場合（職業訓練等の例）

- ・ 公共職業訓練に取り組んでいる場合
- ・ 専修学校等において、生業の維持に役立つ生業に就くために必要な技能の修得に取り組んでいる場合
- ・ コンピューターの基本機能の操作等就職に有利な一般的技能の修得、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力の修得、職場適応訓練、就労意欲の喚起を目的としたセミナー等を受講している場合
- ・ 各自治体において策定されている就労自立支援に関するプログラムに参加（生活保護受給者等就労支援事業を含む。）に参加している場合

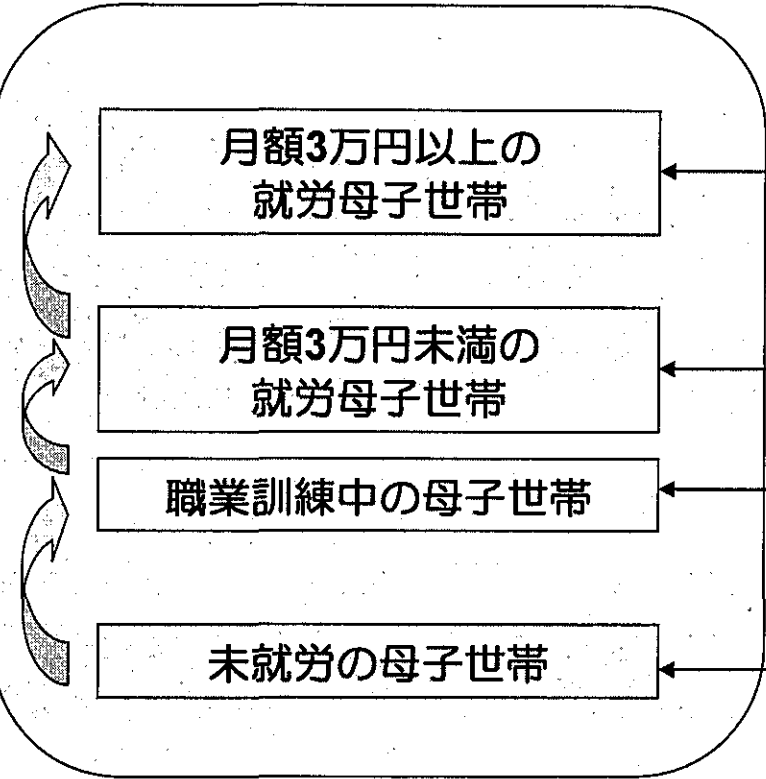
仕事の経験の少ない方や働くことが不安な方でも、まず、初歩的な就労能力の修得などを目的とした職業訓練を行えば、これらの給付が支給されますので、担当のケースワーカーにご相談ください。

生活保護を受ける母子世帯等の自立に向けたステップアップ支援

現状において就労阻害要因のない母子世帯等

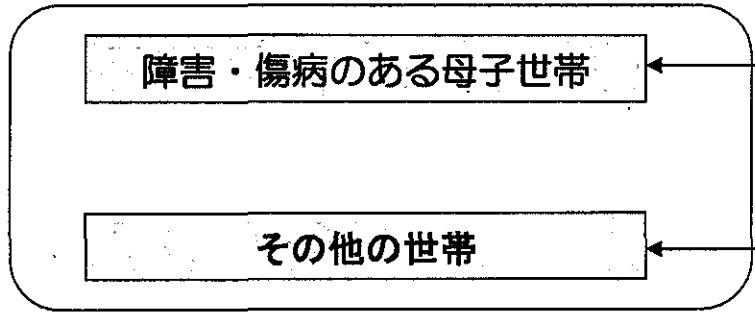
福祉事務所における自立に向けた支援策

就労自立のステップアップ指導



- ・個別のニーズに応じた自立支援プログラムの活用、公共職業訓練、専修学校との連携による更なる稼働能力の向上
- ・ひとり親世帯就労促進費(月額10,000円)の支給
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・個別のニーズに応じた自立支援プログラムの活用、公共職業訓練、専修学校との連携による稼働能力の向上
- ・ひとり親世帯就労促進費(月額5,000円)の支給
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・個別のニーズに応じた自立支援プログラム活用による相談及び指導
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・就労意欲喚起等支援事業の実施(21年度予算(案))

現状において就労阻害要因のある母子世帯等



- ・障害者加算や医療扶助の給付。
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・就労阻害要因の把握とそれに対するケースワークでの支援(例:保育所や介護サービスの利用等)
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給

産科医療補償制度の概要（平成21年1月1日～）

制度の目的

安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図る。

補償の仕組み

- 分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う。
- 分娩機関は、補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。

補償対象

（※ 対象者推計数：年間概ね 500 ～ 800人）

- 通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合とする。
 - ・ 出生体重2,000g以上 かつ 在胎週数33週以上 ・ 身体障害者等級1・2級相当の重症者
 - ・ 先天性要因等の除外基準に該当するものを除く
- 出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の者については、個別審査

補償金額

3,000万円（一時金：600万円＋分割金：2,400万円（20年間））

保険料（掛金） ※ 在胎週数22週以降の分娩に限る。

一分娩当たり 30,000円

加入促進・制度周知策

- 都道府県がHP等を通じて行う医療機能に関する情報提供の項目に本制度の加入状況を追加
- 医療機関が広告できる項目に本制度加入を追加
- 母子健康手帳の任意記載事項に産科医療補償制度を追加
- (財)日本医療機能評価機構のHPを通じて加入分娩機関を公表
- 診療報酬上の算定要件に本制度加入を追加
- 加入機関での分娩に出産育児一時金を3万円加算（35→38万円）

その他

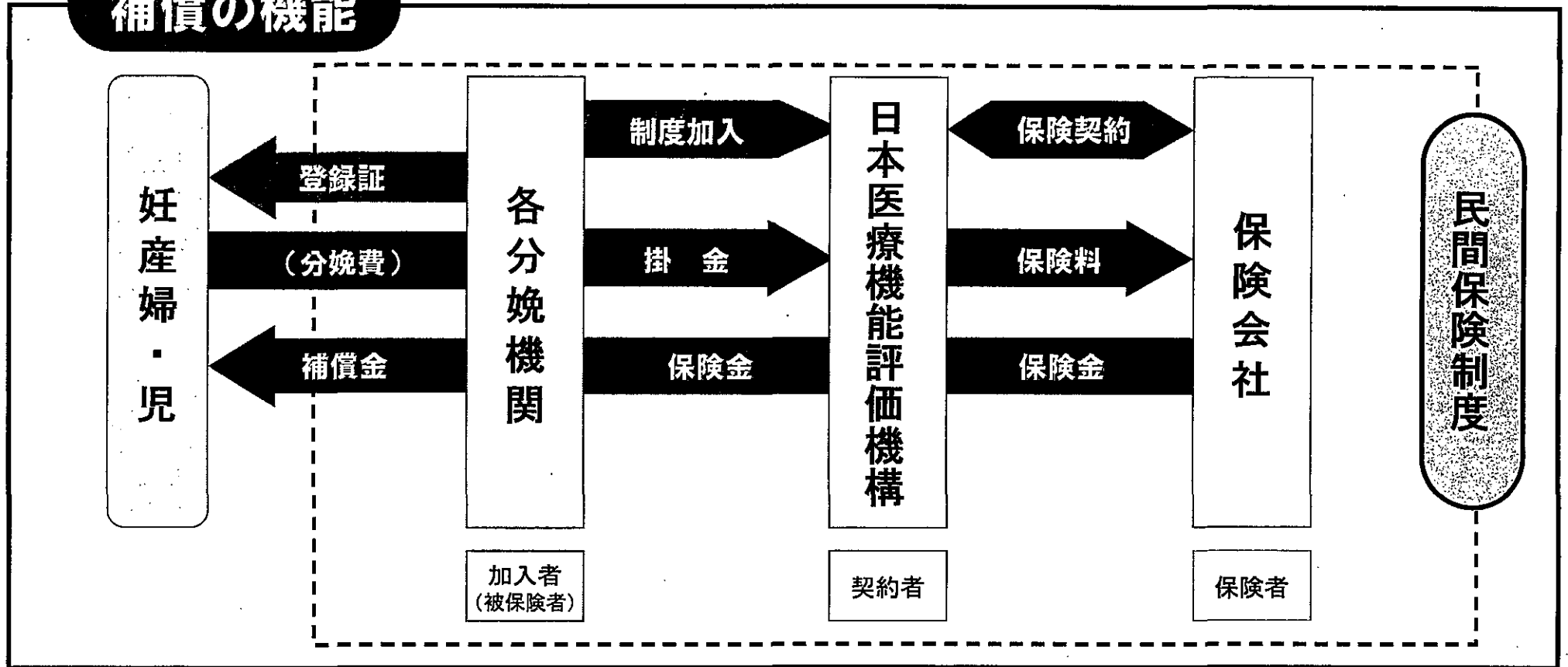
- 紛争の防止・早期解決のために、医学的観点から事例を分析し、結果を両当事者にフィードバック
- 原因分析された各事例の公開により、同種の医療事故の再発防止等を図る。
- 遅くとも5年後を目処に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行う。

（注）1. 平成21年1月時点の加入率：病院・診療所99%，助産所95%

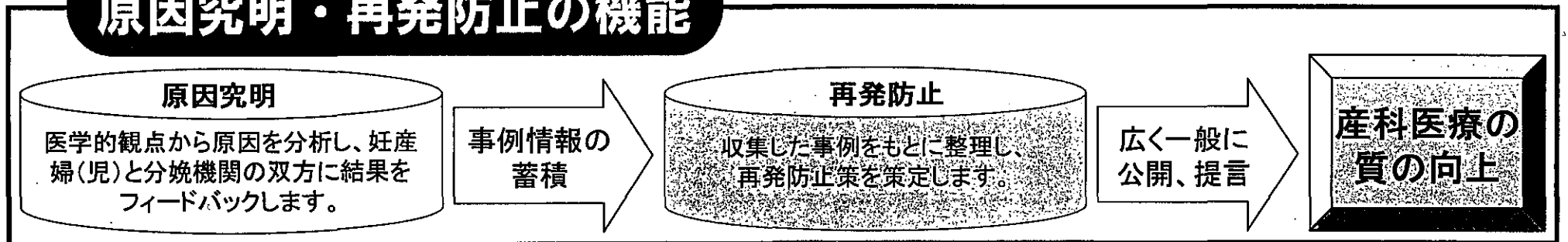
2. 出産育児一時金は、平成21年10月から平成22年度末までの間、4万円加算（38→42万円）される。

産科医療補償制度の仕組み

補償の機能



原因究明・再発防止の機能



(2) 自立支援の充実・強化

ア 自立支援プログラムの一層の推進について

平成17年度から、組織的に被保護世帯の自立を支援するため、自立支援プログラムを導入している。

当省としては、自立支援プログラムの推進のため、

- ・ セーフティネット支援対策等事業費補助金による自治体の実施体制整備の支援拡充
- ・ 生活保護受給者等就労支援事業の推進及び労働行政等関係機関との連携の強化
- ・ 自治体における取組状況に関する情報の提供

等により、引き続き、自治体の取組を支援していくこととしている。

平成19年度末現在の自立支援プログラムの策定状況は、下表のとおりであり、各自治体の取組は着実に進んでいるところである。一方で、被保護者の抱える課題は多様化しており、各自治体においては、更に幅広い自立支援プログラムの策定・実施に取り組みたい。特に、現下の情勢を踏まえて、就労支援及び母子世帯への支援の充実・強化をお願いする。

また、今年度中に、すべての自治体において債務整理等に関するプログラムの策定をお願いしているところであり、まだ策定していない自治体におかれては、早急に整備するようお願いする。

【自立支援プログラム策定状況】

	20年3月末	19年3月末	増加数
経済的自立に関する自立支援プログラム	1,360 (834)	860	+500
日常生活自立に関する自立支援プログラム	1,269 (578)	1,047	+222
社会生活自立に関する自立支援プログラム	240 (173)	212	+28
合 計	2,869	2,119	+750

(単位：プログラム)

(20年3月末欄の()は策定自治体数(868自治体中))

(ア) 生活保護受給者等就労支援事業について

平成17年度から、福祉事務所等とハローワークが連携して、就労意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、生活保護受給者等就労支援事業を実施している。

本事業は、平成19年2月に政府がまとめた「成長力底上げ戦略(基本構想)」に基づき同年12月に当省が策定した『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』に位置付けられており、支援対象者の就職率を平成21年度までに60%以上に引き上げる目標が設定されているところである。

平成21年度予算案においては、ハローワークに配置される就労支援ナビゲーターの増員を図り、更なる体制強化を進めているところである。(事業予算は、当省職業安定局及び職業能力開発局において計上。)

については、各自治体においては、本事業のより一層の活用をお願いする。

【生活保護受給者等就労支援事業の実績 (生活保護受給者分)】

	支援対象者数	就職者数	就職者の割合
平成19年4月～平成20年3月	9,919人	5,315人	53.6%
平成20年4月～11月	6,723人	3,445人	51.2%

(イ) 就労支援プログラムの更なる実施について

母子加算の見直しに関する経過措置の終了に伴い、母子世帯への就労支援が更に求められるところである。このため、既に策定されている就労支援プログラムについて、母子世帯特有の課題への対応という視点から検討を行い、プログラムの内容に改善すべき点等があれば、既存のプログラムの改訂や新たな母子世帯向けの就労支援プログラムの策定に取り組まれない。

また、平成21年度予算案においては、前述のとおり、新たに、就労意欲や生活能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対して、就労意欲の喚起や生活能力の向上を図り既存の支援メニューにつなげるための支援等を民間職業紹介事業者やNPO法人

等に委託して行う「就労意欲喚起等支援事業」を創設することとしている。就労意欲が低いなどの被保護者を多数抱える自治体、ハローワークの活用が困難な地域の自治体及び就労支援専門員を配置していない自治体においては、この事業を積極的に活用し、更なる就労支援の取組をお願いする。

イ 自立支援業務に関する研修の実施について

被保護者が抱える課題の多様化に対応し、生活保護の適正な実施及び被保護者の自立支援の推進にあたっては、生活保護に携わる職員の資質向上が重要であることから、各自治体においては、研修の積極的な企画・実施をお願いする。

(ア) 就労支援専門員に対する研修の実施について

被保護者の就労支援を担う就労支援専門員は、平成20年4月現在、全国307自治体に529人が配置されており、被保護者の自立支援の実施において核をなす存在となっているところである。

平成21年度においては、全国の就労支援専門員の資質向上を目指し、初めて一堂に会して、行政に関する知識の取得、自治体間の情報交換、対人援助技術の取得等を内容とする研修会の開催を予定しているところである。

(イ) 演習形式による自立支援の研修の実施について

当省においては、ケースワーカー等の資質向上に資するよう、平成20年3月に、対人援助技術やケースワークに必要な基本項目を整理した「自立支援の手引き」と面接相談業務に関する映像教材(DVD)「心の扉をひらく」を作成し、各都道府県・指定都市・中核市本庁を通じて、各実施機関に配布したところである。

また、現在、都道府県・指定都市・中核市本庁が管内の実施機関のケースワーカー等を集めて研修を実施することを念頭に、都道府県・指定都市・中核市本庁の職員自らが進行役となり、演習形式で対人援助技術等を習得できる研修手法について、手引きとしてまとめているところである。

各自治体においては、「自立支援の手引き」や研修手法の手引き等

を活用しながら、演習形式での研修の実施を進められたい。

(3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等

生活保護は、国民生活の最後のセーフティーネットとなる制度であり、その運用にあたっては、①保護を受けるべき人が保護を受け（漏給防止）、②保護を受けてはならない人が受けず（濫給防止）、③保護を受けている人もその人の能力に応じた自立を図る（自立支援）ことが求められている。

このため、平成21年度においては、以下のとおり漏給防止・濫給防止策等を講じることとしたため、その推進を図るようお願いする。

ア 保護の相談・申請時における適切な窓口対応について

生活保護の相談にあたっては、平成20年度の実施要領改正において新たに規定を創設し、申請権を侵害しないことや、関係機関の連携等により要保護者の発見・把握に努めることなどに留意する旨通知したところである。特に、保護の申請権は生活保護法が保障する権利であり、保護の相談にあたっては、申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われる行為自体も厳に慎むべきものである。

保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認することが必要である。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続についての助言指導を行うことが必要である。

また、先般、都道府県本庁及び指定都市本庁に寄せられた生活保護の相談者からの意見・苦情について調査を実施したところであるが、申請権の侵害と疑われるような事例が一部の自治体において見受けられたところである。

管内実施機関においては、とりわけ、申請意思の有無については、面接記録表にチェック項目を設けるなどの方法で確実に記録し、相談内容・対応結果とあわせて、幹部職員の決裁を受けるようお願いする。

また、平成20年12月22日付事務連絡を発出し、各種施策等を周知の上、他法他施策の活用や、関係機関との連携を図るとともに、これらの施策を相談者に紹介するに当たり、相談者の申請権を侵害すること

はもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、お願いしているところである。

特に失業等により居住を失った相談者などについては、各種施策の活用や、関係機関との連携が不可欠であることから、上記事務連絡を十分留意の上、引き続き適切かつ迅速な対応に努めるようお願いする。

イ 要保護世帯向け長期生活支援資金（リバースモーゲージ）の活用について

要保護世帯向け長期生活支援資金制度は、居住用不動産の取扱いに関し、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」や全国知事会・全国市長会より、資産活用を徹底するべきである旨の指摘を踏まえて創設されたものであり、平成19年度から各自治体において実施している。

しかしながら、平成20年9月末時点の実施状況を調査したところ、生活保護受給中の者に対する本貸付制度への移行手続きが遅れている状況にある。

このため、同年12月に、特に取組が十分でなかった自治体に対してヒアリングを実施し、社会福祉協議会へ必要書類の提出ができない理由を中心に個別の具体的な事情等についての実態を聴取したところである。

このヒアリングの結果、本貸付制度については、主に以下の理由により利用が滞る場合があると考えられる。

- ① 対象となる不動産を保有する要保護者等に対して、本貸付制度の説明と理解、納得に時間を要すること。
- ② 推定相続人の同意を得る際に、様々な要因で時間を要すること。
- ③ 認知症等により判断能力が十分でない者については、成年後見制度等の手続に時間を要すること。
- ④ 各自治体と社会福祉協議会の間で、本貸付制度の利用のための連絡や調整等が十分行われていないため、利用が困難な状況にあること。

①については、引き続き各実施機関において、本貸付制度の内容や創設された趣旨等について丁寧な説明をしていただき、対象世帯の理解を求めよう願います。

また、本人の同意を得るための方法として、まず推定相続人に説明し、推定相続人から本人に働きかけていただくことも検討されたい。

②について、推定相続人の同意確認を行う目的は、借受人の死亡後の償還事務を円滑に進めるためである。このため保護の実施機関において推定相続人に制度の趣旨を十分説明していただき、可能な限り同意を得ることとしている。一方、この同意は本貸付制度の要件ではなく、同意を得られない場合であっても、借入申込を行うことはできることとなっていることに留意されたい。

本貸付制度については、被保護者の扶養義務者が被保護者に十分に援助しなかったにも関わらず、家屋、土地等を遺産相続することが国民の理解を得られないことを踏まえて創設されたものであることを理解の上、①及び②のいずれについても、粘り強く対応を継続していただくようお願いする。

また、資産の活用は生活保護の適用の要件でもあるため、十分な説明を行ったにも関わらず、合理的な理由なく本貸付制度の活用を拒む場合については、当該世帯に対する生活保護法第27条に基づく指導指示についても検討をお願いする。

③については、法務省等が実施する各種施策や当省老健局及び障害保健福祉部が実施する成年後見制度利用支援事業など、他法他施策等も最大限に活用し、手続を円滑に進めていただくようお願いする。

④については、日頃より保護の実施機関と社会福祉協議会の円滑な連携を図るとともに、保護の実施機関において本貸付制度の申請手続が滞留することなく、速やかに社会福祉協議会における貸付審査に移行されるよう、管内実施機関に指導願いたい。

上記事項を踏まえ、管内実施機関に対し、本貸付制度の趣旨について再度理解を求め、さらに積極的な取組を促すとともに、活用が困難な事例については、活用できない理由及びその対応策の検証を行うよう指導願いたい。

また、各都道府県、指定都市及び中核市の本庁においては、円滑な実施が図られるよう、本貸付制度への移行に関する対象世帯毎の進捗状況を定期的に管理するとともに、適宜必要に応じて実施機関に対し助言・指導するなど積極的なフォローアップを行うようお願いする。上記取組により、本年度中に全貸付対象世帯が本貸付制度に移行できるよう努められたい。

ウ 年金担保貸付利用者の取扱いについて

年金担保貸付を利用している者への対応としては、平成18年3月30日付「生活保護行政を適正に運用するための手引きについて」（社援保発第0330001号保護課長通知）に基づき実施しているところである。

しかしながら、一部の自治体において、当省への情報提供の際、又はその情報をデータ化して独立行政法人福祉医療機構で使用する際に、事務的な誤りなどによって貸付審査時に当該情報が反映されない事例等が生じているところである。このようなことは、生活保護費の濫給につながるばかりでなく、生活保護を受給していない者が年金担保貸付を利用できないといった事態にもつながるため、当省としても委託業者に対して事務的な誤りなどが無いよう指導しているところであるが、各実施機関においても年金番号等の情報が誤りなく正確に当省へ提供されるよう、周知願いたい。

なお、現在、独立行政法人福祉医療機構へ情報提供している被保護世帯の対象範囲の拡大や、貸付審査時等に新たな対応を設けることを年金局及び独立行政法人福祉医療機構とともに検討しており、具体的な内容が決まり次第お伝えする。

エ 生活保護業務の実施方針の策定について

生活保護業務実施方針については、各実施機関において効率的かつ効果的な業務運営が行われることを目的として策定をお願いしているものであり、平成17年3月29日付「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」（社援保発第0329001号 保護課長通知）において、その策定方法を具体的に示しているところである。

しかしながら、総務省の行政評価・監視において、実施方針が策定されていない事例や同通知において盛り込むべきとされている事項が盛り込まれていない事例が多数見受けられたことから、総務省から当省に対して「福祉事務所の現状及び課題の把握を踏まえた的確な実施方針の策定を一層徹底するよう、必要な助言を行う必要がある」との勧告がなされている。

本方針の策定の趣旨を再度ご理解の上、管内実施機関に対しては、同通知の周知を図るとともに、的確な実施方針を策定されるよう助言され

たい。

オ 課税調査の徹底及び早期実施について

課税調査については、保護の実施要領（局長通知）第12の3において、「被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、年1回、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査すること。」としている。実施機関においては、この規定に基づき不正受給の早期発見及び未然防止に努められているところである。

しかしながら、今般、会計検査院より、一部の自治体において課税調査が速やかに行われなかったこと、その後の事務処理が適切でなかったことなどにより、未申告の就労収入が適正に収入認定されなかった事例について、改善の必要がある旨の指摘があったところである。

については、今後、このような事例が生じないように、下記の事項に留意し、改善に努められたい。

① 調査の実施時期及び調査により未申告の収入が判明した場合の事務処理等について

各実施機関が作成する実施方針に基づく事業計画において、課税調査を6月以降速やかに実施することを明記し、早期の調査を実施すること。また、調査の結果、現在も継続して収入があることが判明した場合には、当該収入について遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理を行うこと。

② 実施機関における課税調査の組織的な実施体制の整備について

課税調査の実施漏れや実施の遅れ等の事態を防止するため、主に査察指導員の進行管理を中心として、課税調査を的確に行う点検体制の整備を図ること。

これらの事項については、平成20年10月6日付「課税調査の徹底及び早期実施について」（社援保発1006001号 保護課長通知）により周知しているところであるので、再度確認の上、管内実施機関に対し周知いただき、指導監査時においても御留意いただきたい。

カ 現業員等（※1）による生活保護費の詐取等（※2）の防止について 今般、会計検査院の平成19年度決算検査報告において、実地検査した

2 1 2 福祉事務所のうち4 3 福祉事務所で現業員等による詐取等が発覚した状況が指摘され、その再発防止対策について、次のとおり会計検査院より是正改善の処置を求められた。

- ・ 保護費の支給等の事務処理に関して、現業員等の事務の範囲、決裁権者等を内部規程等の文書により明確にして徹底を図ること、また、福祉事務所において、現業員の現金取扱いに関する事項、現業活動の把握、課税調査の進行管理、保護決定通知書の送付等の各点検項目を明確にすること
- ・ 窓口払いが行われている福祉事務所について、防犯上等のために窓口払いの必要性について検討して、窓口払いの縮減に努めること、また、現業員の出納業務への関与を縮減するよう事務処理の方法について見直しを行うこと
- ・ 被保護者に対する保護決定調書の確実な送付の徹底、被保護者からの問い合わせなどに係る事務処理体制の整備を行うこと

現業員等による生活保護費の詐取等については、生活保護行政に対する国民の信頼を損なうものであり誠に遺憾である。

については、福祉事務所長等幹部職員は、このような不祥事を絶対に起こさないという決意を持って、不祥事防止対策を講じるとともに、また、万一不祥事が発生した場合には、厳正な態度で臨まれない。

また、生活保護費の支給事務にあたっては、多くの自治体において電算システムを導入し、業務の効率化が図られているところである。

しかしながら、一部自治体において決裁管理システムが導入されておらず、担当員の起案したデータが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ、不適切に保護費が支給されるといった事案が見受けられた。

このような取扱いは、現業員等による不正につながる恐れがあり、当然のことながら、決裁を経ずに生活保護費の支給手続を行うことは、決してあってはならないものである。

電算システムを導入している実施機関に対しては、組織的な意思決定を必ず経た上で活用するよう指導するとともに、システム上の不備があれば、必要に応じて補助金等の活用を検討の上、適切な処理が必ず行わ

れるようシステム改修を図られたい。

※1 現業員等……………現業員、管理者、査察指導員、事務職員

※2 生活保護費の詐取等……………詐取、領得、事務け怠、亡失

キ 代理納付等の適切な活用について

生活保護制度における代理納付等については、昨年度、会計検査院において、

① 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の各徴収担当部局との連携が十分でなかったため、被保護者の介護保険料等の納付状況を把握していないこと、

② 介護保険料加算等の代理納付等について関係機関との調整等が整っておらず、代理納付等の活用が図られていないこと、

などから、介護保険料等が未納となっている事例が認められ、適切に代理納付等を活用すること等により、これらの未納防止が図られるよう是正改善を行うべきとの指摘を受けたところである。

また、今年度においても、会計検査院より上記指摘内容について、取組が十分進んでいない旨の指摘がなされたところである。

については、未納状況のさらなる積極的な改善に向け、平成19年10月5日付「生活保護制度における代理納付等の適切な活用について」（社援保発第1005002号、社援指発第1005001号 社会・援護局保護課長、総務課指導監査室長連名通知）に基づき、適切な取組を行われたい。

なお、民間住宅家賃を滞納している者に対する代理納付制度の活用についても、公営住宅と同様に検討し、住宅扶助の適正な運用に努められたい。

ク 通院移送費等の適正化について

被保護者の適切な処遇の確保及び生活保護費の適正支出を図る上で、医療扶助の適正運営は重要な課題であることから、長期入院患者の退院促進や頻回受診者に対する適正受診指導など、医療扶助の適正化対策について、地域の実情に応じた積極的な取組をお願いする。

特に、医療扶助の通院移送費については、濫給防止・漏給防止の観点から、平成20年4月以降、局長通知や課長通知等を発出し、給付範囲等の

基準及び審査等の手続を明確化したところである。

各福祉事務所においては、平成20年4月以降に発出した一連の通知及び事務連絡で示した手続により、個々の事案ごとに十分な検討を行い、不正受給や過大給付などが発生しないよう「濫給の防止」に努めるとともに、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなるようなことのないよう「漏給の防止」にも努められたい。

また、平成20年4月以降に通院移送費の給付内容を見直した事案や新規申請で支給を認めなかった事案についても、当該被保護者の通院状況等を定期的に確認するなど適切なフォローアップを行い、必要に応じて、通院移送費の給付の必要性を再度検討するなど、被保護者の必要な医療を受けるための通院が阻害されないよう指導をお願いする。

ケ 他法他施策の適正な活用について

医療扶助受給者について、主治医への訪問調査やレセプトの傷病名の一斉点検などにより被保護者の病状を的確に把握し、障害者自立支援法に基づく自立支援医療など他法他施策の活用が可能な者に対しては、他法他施策の適正な活用を図るよう指導を徹底されたい。

特に、自立支援医療の対象である人工透析医療については、平成19年度より自立支援医療の給付を優先することとしているにもかかわらず、いまだ医療扶助を適用している実施機関が見受けられる。

このため、このような実施機関に対しては、医療扶助により人工透析医療を受けている者の把握及び該当者に対する自立支援医療の申請指導などの取組を行うよう指導を徹底されたい。

コ 未承認薬に関する取扱いについて

未承認薬に関する特別基準の設定の手続き等については、「未承認薬に関する医療扶助特別基準の取扱いについて」（平成20年3月12日社援保発第0312001号社会・援護局保護課長通知）により定められており、当該通知に定める一定の要件に該当する場合には、未承認薬の投与に要する費用についても、例外的に医療扶助の給付を認めているところである。

しかしながら、一部の自治体において、国民健康保険の給付対象とならない未承認薬の投与に要する費用については、一律に医療扶助の給付対象

にならないという誤った取扱いがなされていたことから、あらためて、管内の実施機関に対し、当該通知の取扱いについて再確認していただくよう周知徹底をお願いする。

また、当該通知を発出した当時に未承認薬であったサリドマイド製剤（販売名：サレドカプセル100）については、再発又は難治性の多発性骨髄腫の治療薬として、平成20年10月に承認され、同年12月に薬価基準に収載されたところであるので、留意されたい。

サ 福祉事務所の体制整備

(ア) 生活保護実施に係る自治体間の情報共有・相互評価の推進

今日の被保護世帯は、傷病・障害、精神疾患等による社会的入院、DV、虐待、多重債務、元ホームレスなど多様な課題を抱えており、また相談に乗ってくれる人がいないなど、社会的な絆が希薄な状態にあると言われている。

一方で、多くの自治体においては、生活保護担当職員が不足しており、こうした被保護世帯にきめ細やかに対応する上での様々な課題を抱えている現状にある。

こうした問題に対応するためには、各自治体において、同様の課題を有する他の自治体とともに、情報及びノウハウの共有や課題の分析及び検討を行い、相互に政策評価を行うことが有効であると考えられる。

このため、複数の自治体間での生活保護の実施に係る情報及びノウハウの共有（相互視察、協議会の設置等）や、社会福祉士等の第三者をアドバイザーとして課題の分析や対応の検討等を行う場合に必要な費用について、本年度と同様に、平成21年度以降も引き続きセーフティネット支援対策等事業費補助金により支援することとしているので、各自治体においては来年度以降、積極的な取組をお願いする。

(イ) 生活保護事務のIT化の推進について

① 生活保護業務データシステムについて

近年、生活保護受給世帯が増加し続けており、また、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化、複雑化している。このような中、適

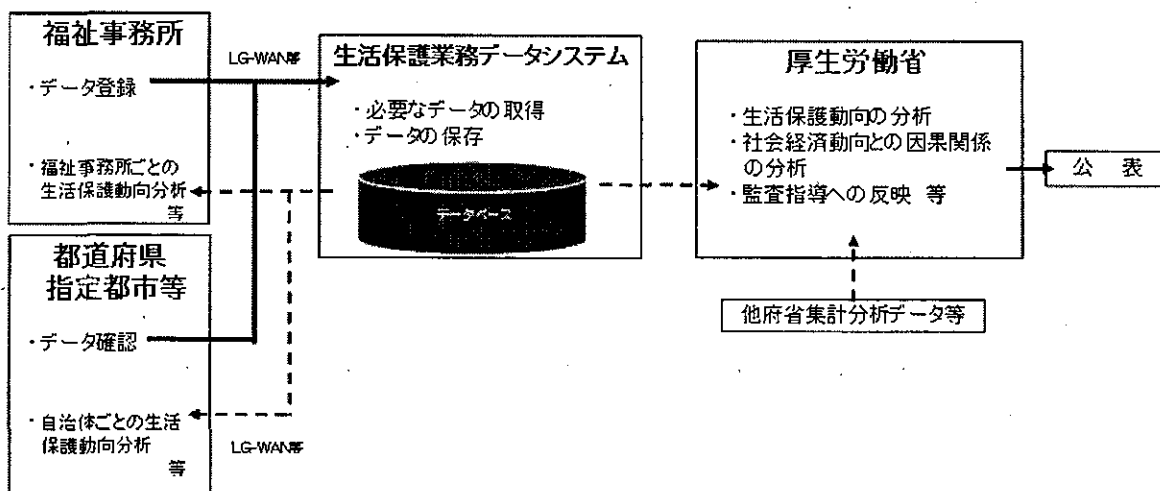
切な生活保護行政を推進していくためには、国、自治体及び福祉事務所において生活保護に関するデータの分析を行うことが不可欠である。また、生活保護受給世帯の増加に伴う業務量の増加に対応するためにも、福祉事務所においては、生活保護業務のIT化を図り、生活保護業務の効率化を図ることが重要となっている。

このような課題に対応するため、現在、当省による各種業務報告や調査を見直すとともに、福祉事務所及び自治体のデータを一括して定期的に収集し、当省、自治体及び福祉事務所で共用できるデータベースを構築し、より詳細な生活保護動向の分析を行い、保護の適正化対策の推進及び政策の企画立案に活用することを目的とした「生活保護業務データシステム」を導入する予定である。

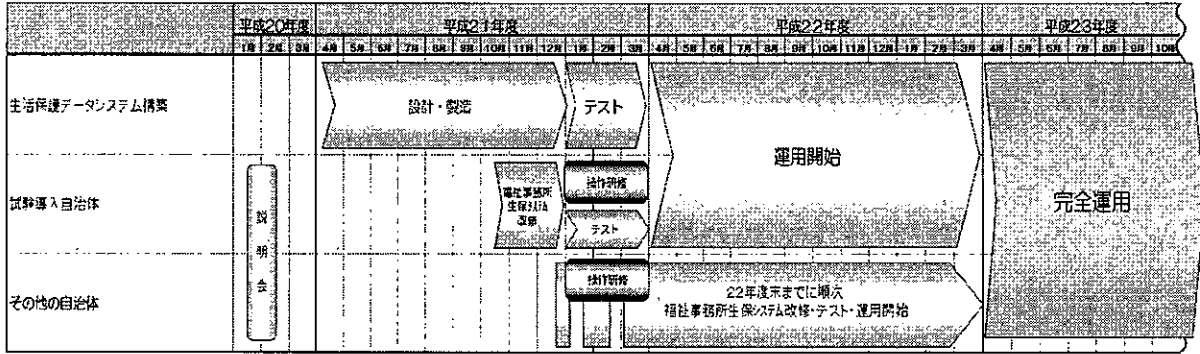
平成21年度においては、一部自治体の協力の下、「生活保護業務データシステム」の開発・構築を行い、平成22年度からその運用開始を予定しているところである。詳細については、平成21年1月下旬から2月上旬にかけて、全国の地方厚生局等において説明会を開催する予定であるので、関係職員の出席方についてよろしくお願いしたい。

(参考)

システム概念図



生活保護業務データシステム運用までのスケジュール



② 医療レセプトの電子化について

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部）において、医療機関及び薬局と審査支払機関の間及び審査支払機関と保険者の間のレセプトの提出及び受領については、遅くとも2011年度（平成23年度）当初から原則として全てのレセプトについてオンラインで提出及び受領しなければならないものとされた。

これに伴い、各都道府県・指定都市・中核市本庁及び福祉事務所においても、平成22年度末までに、専用パソコンの設置、専用回線の開設など電子レセプトのオンライン受領に対応するための準備が求められているところである。

当省においては、平成21年度に医療扶助レセプトの画像化等を行うソフトウェアを開発し、各福祉事務所等に配布することを予定しており、平成21年度予算案において所要の予算額を確保したところである。

当該ソフトウェアの具体的な内容や今後の導入スケジュールの詳細については、別途連絡する予定としているので了知願いたい。

(ウ) 新任査察指導員基礎研修会の実施について

福祉事務所において現業員を指導する立場である査察指導員については2割以上が現業員経験がなく、さらに、現業員が3人以下の福祉事務所については、査察指導員の約4割が現業員経験がない者となっている。

このような状況等を踏まえ、生活保護の適正な運営を確保するため、下記のとおり新任の査察指導員に対する基礎的な研修を実施する予定である。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関

係職員の派遣等について、ご協力願いたい。

特に、管内の小規模な福祉事務所の査察指導員の参加について、よろしくお取り計らい願いたい。

○ 新任査察指導員基礎研修会

- ・対象者：新任の査察指導員（特にCW未経験者）
 - ・開催時期：平成21年5月11日～15日（予定）
 - ・開催日数：5日
 - ・開催場所：首都圏
 - ・研修内容：生活保護の基礎知識と査察指導員としての業務の基本
- ※ 従来、国立保健医療科学院で実施していた新任査察指導員研修会は、自立支援の研修へ振り替え予定

シ 法施行事務監査について

(ア) 平成21年度の法施行事務監査の実施について

① 都道府県・指定都市が実施する法施行事務監査

都道府県・指定都市本庁（以下「本庁」という。）が実施する指導監査において、

- ・ 例年、同じような事項が指摘される福祉事務所
- ・ 例年、多数の事項が指摘される福祉事務所
- ・ 指摘率の改善が進まない福祉事務所

が、見られるところである。

これらの要因として、「生活保護法施行事務監査実施要綱」において十分に検討することとしている、「保護の決定手続及び方法並びに被保護者の自立助長等個別的援助の取扱いが適正かつ効率的に行われるための前提条件」となる事項について検討がされていないか、または不十分であるため、ケース検討結果のみをもって、福祉事務所に対する指導が行われていることが考えられる。

法施行事務監査においては、ケース検討結果と併せて、査察指導の状況等についてのヒアリング及び台帳等による実施状況の確認結果等により、福祉事務所が抱える問題点を把握・分析することが重要である。

福祉事務所に対しては、その把握・分析した結果を踏まえ、必要

な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助されたい。

については、各自治体における指導監査の実施方法等を点検し、必要な見直しを行い、その充実を図られたい。

(参考) 生活保護法施行事務監査の実施について
(平成12年10月25日社援第2393号)

(別添)

生活保護法施行事務監査実施要綱 (抜粋)

3 監査の類型及び実施方式

監査は一般監査及び特別監査とし、別紙「生活保護法施行事務監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

(1) 一般監査

イ 一般監査においては、保護の決定手続及び方法の適否並びに被保護者の自立助長等個別的援助の適否の検討（以下「ケース検討」という。）を行うものとするが、これらの取扱いが適正かつ効率的に行われるための前提条件となる次

に掲げる事項についても十分な検討を行うこと。

(ア) 組織機構と職員の配置状況

(イ) 業務の進行管理等査察指導の状況

(ウ) 保護の決定等事務処理の状況

(エ) 訪問調査活動の状況

(オ) 町村並びに民生委員等との連携の状況

(カ) 指定医療機関、社会福祉施設及びその他関係機関との連携状況

(キ) その他必要な事項

② 当省が実施する法施行事務監査

平成21年度については、次の3類型に分類し実施することとしているので、了知願いたい。

【重点】日程を前後期に分け、本庁及び複数の福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般A】毎年度、本庁及び一福祉事務所に対して実地監査を実施。

【一般B】毎年度、本庁監査を実施。なお、福祉事務所に対する実地監査は隔年で実施。

それぞれの類型の対象都道府県・指定都市については、後日、選定の上、連絡することとしている。

また、重大な事件・事故等の発生を踏まえ、重大な問題を有すると判断した福祉事務所等については、必要に応じ特別監査を実施することとしている。

(イ) 都道府県・指定都市の生活保護指導職員リーダー研修の実施について

各自治体において中核的役割を果たす指導職員を対象に、下記のとおりリーダー研修を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の派遣等についてご協力願いたい。

○ 都道府県・指定都市の生活保護指導職員リーダー研修

・対象者：都道府県・指定都市の生活保護指導職員

(中核的役割を果たす職員)

・開催時期：平成21年5月25日～29日(予定)

・開催日数：5日

・開催場所：首都圏

・研修内容：生活保護の指導監査の手法及び指導方法

※ 従来、国立保健医療科学院で実施している都道府県・市指導監督職員研修は、新任者の研修として存続予定

定促進、民生委員・児童委員活動の推進などに取り組んできているところであるが、平成21年度は、さらに、次の3つの視点から地域福祉を推進していくことが必要であると考えている。

(3つの視点)

- 地域福祉を推進するための安定的な財源を確保すること。
- 地域福祉を担う人材を確保すること。
- 地域福祉に関する市町村の取組みを推進すること。

平成21年度においては、上記の視点に立ち、市町村と国とが協働して実践、検証等を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目指す取組として、次の事業を実施することとしている。

(1) 安心生活創造事業(新規) について

本事業は、住み慣れた地域において安心した生活を営むことができるよう、生活課題を抱えた者を早期に発見し、必要な対応を図っていく体制を整備するためのモデル事業として創設。

本事業の実施にあたっては、地域バランスや人口規模等を考慮した「定点市町村」(全国50カ所程度予定)を選定し、一定期間モデル的に実施し、その効果検証をしていきたいと考えている。

具体的な取組内容等については、成案を得次第早急にお示ししたいと考えているので、その際には管内市町村への広報や定点市町村の選定についてなど、ご協力をお願いしたい。

安心生活創造事業について (新規)

1 内 容

国と市町村(定点市町村)が協働し、以下の取組を実施

(ア) 一人暮らし訪問調査等による対象者の把握

全戸訪問調査やマップ作り等地域の実情にあった様々な手法により、一人生活等をサポートする取組の対象者等を把握

(イ) 一人生活等をサポートする取組

- ・ 地域の高齢者等を定期的に訪問し見守り活動を実施

第3 地域福祉の推進等について（地域福祉課）

1 地域福祉の推進等について

（今後の地域福祉の推進について）

これまで公的な福祉サービスは高齢者や障害者といった分野別に発展してきたが、地域の多様なニーズにきめ細かく対応していくためには、公的サービスと併せて、住民相互が地域で支え合う仕組みを再構築する必要がある。そのため、昨年度は厚生労働省社会・援護局に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という）を設置し、昨年3月末に報告書が取りまとめられたところである。

報告書では、住民と行政が協働して、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図るうえで、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化することが求められており、その際、行政（とりわけ市町村）が地域福祉活動を継続することができるよう、活動の基盤を整備する等の環境整備をすること、縦割りの制度を横につなぐための取組を行うこと等の必要性が指摘されている。

特に、以下が基本となる条件であり、国や自治体はそのための支援を行うことが必要であると指摘されている。

- ・地域の生活課題発見のための方策があること
- ・市町村の中に適切な圏域が設定され、そこに情報共有の仕組みと住民がいつでも使える常設の拠点があること
- ・住民の活動を支援するコーディネーターがいること
- ・資金が確保されていること

（平成21年度予算（案）について）

厚生労働省としては、こうした指摘に関して、これまでも地域社会における今日的課題の解決を図るための先駆的・試行的事業等に対する支援を行う「地域福祉等推進特別支援事業」、住民相互の活動を調整するコーディネーターの配置や地域福祉活動の拠点づくり等地域福祉活動の活性化を支援する「地域福祉活性化事業」などの実施、災害時における要援護者支援に係る通知の発出を通じた地域福祉計画の策

- ・ 生活課題を抱えた者の発見や見守り活動を行うために必要な訪問員や、全体の調整を行うサポート主任を配置。
- ・ 訪問時には、身体変化・生活変化の察知、安否確認、生活上のアドバイスをを行うとともに、ちょっとしたことへの手助けを実施。

(ウ) その他

困難なケース等を総合的に受け止めるための体制整備や、関係者間のネットワーク会議を開催し、困難ケースの対応方策の検討や情報共有等を実施。

2 実施主体 市町村

3 補助率 定額補助

※ その他

市町村と国が協働して地域福祉を推進していくため、今後、地域バランスや人口規模等を考慮した定点市町村を設置する予定。

(2) 地域福祉等推進特別支援事業の整理統合について

「地域福祉等推進特別支援事業」は、地域社会における今日的課題の解決を図るための先駆的・試行的事業等に対する支援を行うことを目的とし、平成19年度に創設した事業である。また、平成20年度には、身近な地域における福祉の活性化を図るための「地域福祉活性化事業」、生活不安定者に対する自立支援体制を整備する「自立生活サポート事業」を創設したところである。

これらの事業は、事業内容は異なるものの、地域福祉の推進について各地域の実情を踏まえた取組を支援していくという点においては共通していることから、地域福祉に関する事業を整理し、下記のとおり平成21年度より地域福祉等推進特別支援事業に統合することとしたところである。

なお、それぞれの事業の基本的な趣旨や、補助率、対象経費等について、基本的には従来お示ししたものと変更はないので、引き続き積極的な活用を図っていただきたい。

【参考：地域福祉推進関係施策の整理統合案について】

現 行

平成21年度

<p>①「地域福祉等推進特別支援事業」(H19' ~)</p> <p>(実施主体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・市区町村 ・都道府県・指定都市・市区町村が適当と認める団体 <p>(補助率) 国1/2、県(指定都市、市区町村) 1/2</p>	<p>○「<u>地域福祉等推進特別支援事業</u>」</p> <p>(1) <u>地域の課題解決のための先駆的・試行的取組</u></p> <p>(実施主体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・市区町村 ・都道府県・指定都市・市区町村が適当と認める団体 <p>(補助率) 国1/2、県(指定都市、市区町村) 1/2</p> <p>(2) <u>地域の福祉活動の活性化や生活不安定者を支援するための取組</u></p> <p>(実施主体) 市区町村</p> <p>(補助率) 国1/2、県1/4、市区町村1/4</p>
<p>②「地域福祉活性化事業」(H20' ~)</p> <p>(実施主体) 市区町村</p> <p>(補助率) 国1/2、県1/4、市区町村1/4</p>	
<p>③「自立生活サポート事業」(H20' ~)</p> <p>(実施主体) 市区町村</p> <p>(補助率) 国1/2、県1/4、市区町村1/4</p>	

(3) 日常生活自立支援事業(拡充)について

今後、認知症高齢者の増加が見込まれ、また精神障害者や知的障害者については、地域生活への移行が進むことが見込まれる中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える本事業の重要性は、ますます高まっている。

また、本事業の重要性とともに住民に身近な市町村レベルで提供するための体制整備の必要性については、前述の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」や厚生労働大臣の指示のもと設置された「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告書(平成20年7月)においても指摘されているところである。

こうしたことから、本事業の実施にあたり、きめ細やかな相談支援体制を整備するため、平成19年度から計画的に日常生活自立支援事業の相談窓口である基幹的社会福祉協議会等の増設を図ってきたところであるが、平成21年度予算案においても、引き続き所要の財源の確保を行ったところである。

都道府県・指定都市におかれても、本事業の重要性を考慮いただき、基幹的社会福祉協議会の増設を進めるなど、本事業の更なる充実を図るための財源措置等についてご配慮願いたい。

(民生委員・児童委員活動について)

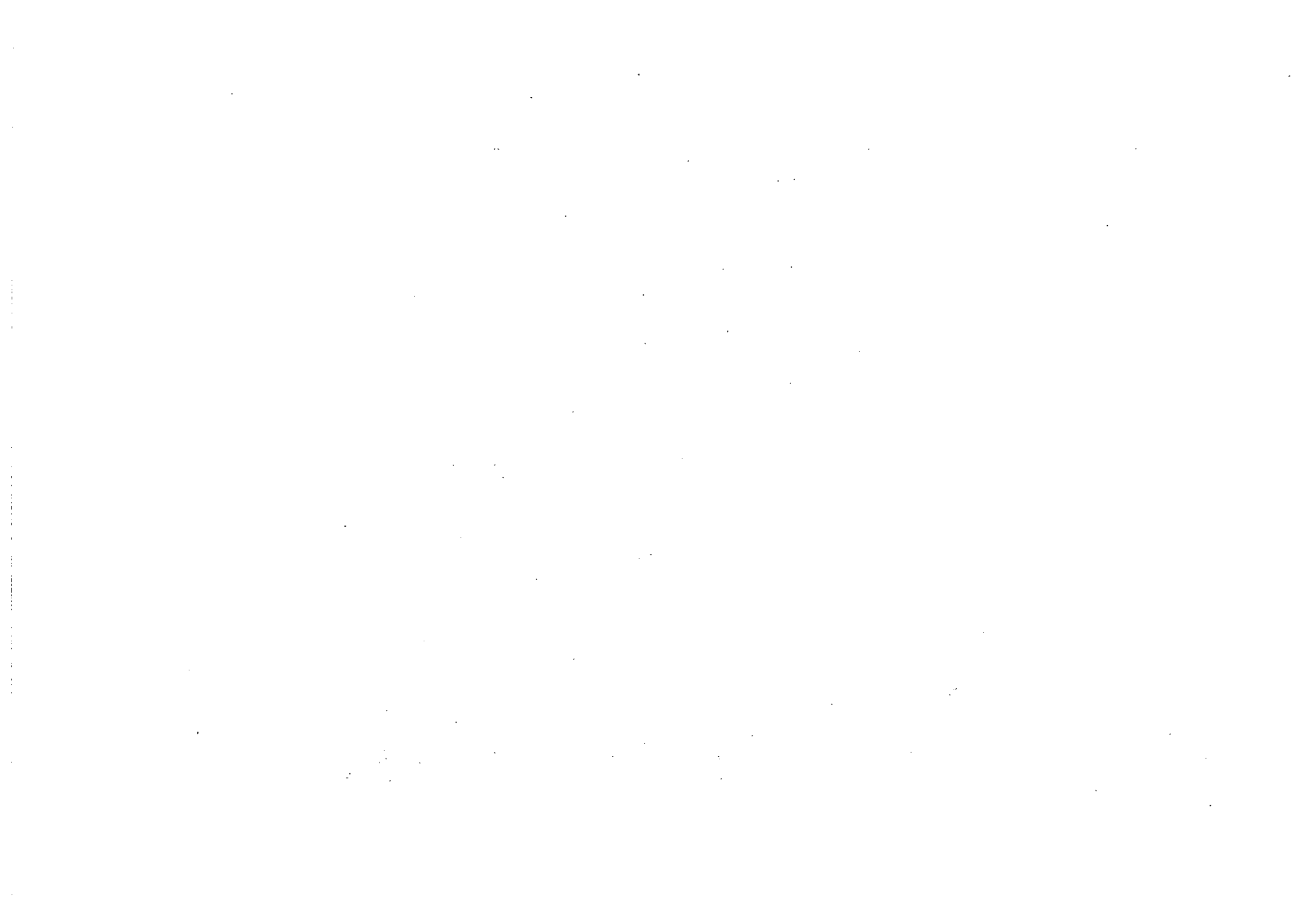
少子高齢化の進展や家族機能の変化等の影響もあり、高齢者等の孤立死の問題や消費者被害の問題など、地域における生活課題はますます複雑多様化してきており、住民の立場に立った身近な支援活動を行う民生委員・児童委員の役割はますます重要になってきているところである。

そうした中、民生委員・児童委員の担い手の確保が課題となっており、一昨年より地方分権改革推進委員会においても、身近な地域において適任者を選べるようにすべきことや、地域福祉活動に支障が生じることのないような手続きにすべきとの議論がなされ、昨年5月には地方分権改革推進委員会からの第一次勧告の中で「民生委員の委嘱手続を簡略化する。その具体的な方策について平成20年度中に結論を得る。」との指摘を受けたところである。

そのため、厚生労働省においては、具体的な委嘱手続の簡略化方策を検討するため、これまで自治体からのヒアリング等による意見聴取を実施してきたところであり、その結果を踏まえ、年度内に結論を得るべく現在検討中である。なお、各自治体においても、欠員が生じた際の欠員補充の手続きについては、極力その迅速化に努めるとともに、民生委員・児童委員の定数に対する充足率が低い自治体においては、引き続き、民生委員・児童委員の確保に努めていただきたい。

また、民生委員・児童委員活動が円滑に行われるためには、できるだけ多くの国民に、民生委員・児童委員の取組についての理解を広げることが必要であると考えており、厚生労働省としても、民生委員・児童委員に関する省のホームページの見直しなど、民生委員・児童委員制度の広報の方策についても検討しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市においても、引き続き、民生委員・児童委員の方々の活動しやすい体制づくりにご尽力いただくとともに、管内市町村に対しても、必要な助言等をお願いしたい。



2 生活福祉資金貸付制度について

(1) 制度の積極的な活用促進について

生活福祉資金貸付制度は昭和30年度の制度創設以来、各都道府県の社会福祉協議会が実施主体となり、時代のニーズに合わせて改善を重ね現在に至ったところであるが、近年の貸付決定件数を見ると横ばい又は減少傾向にあり、全国の平成19年度の貸付件数は平成18年度とほぼ同数の約1万1千件である。また、都道府県別の貸付件数を見ると、人口規模等を考慮する必要があるが、最多の都道府県で1,743件、最少の都道府県で5件であり、各都道府県社会福祉協議会の取組にばらつきが見られる。

一方、昨年世界的な金融危機に端を発して、我が国でも、失業者、低所得者が急増することが見込まれており、これらの者の生活を支援する対策として、低所得者等に対するセーフティネットの重要な施策である本貸付事業のさらなる活用の促進が求められている。また、関係閣僚からなる多重債務者対策本部において平成19年4月に取りまとめられた「多重債務問題改善プログラム」でも、消費者向けセーフティネット貸付の一つとして、本貸付事業の活用の促進が盛り込まれるなど、本貸付事業に対する期待は非常に大きくなっている。

本貸付事業が求められる期待に添えていくため、各都道府県におかれては、社会福祉協議会に対する償還指導のみに着目することなく、本制度の趣旨及び昨今の資金需要を十分に理解し、その機能・役割が十分果たされるよう、地域の低所得世帯や高齢者、障害者世帯のニーズを把握するとともに制度の積極的な広報を通じた周知徹底及び貸付手続きの迅速化を図るよう指導願いたい。

(2) 制度の体制強化等について

借受世帯及び借受を希望する世帯に対しては、資金の貸付けのみではなく、民生委員による相談・支援や社会福祉協議会による貸付決定から償還までの継続的な支援が本制度の目的を達するうえで極めて重要である。

このため、丁寧な相談援助を行うために必要な都道府県社会福祉協議会の貸付事務費、借受世帯との窓口となる市区町村社会福祉協議会の貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導の実費弁償費、その他償還対策に必要な経費について所要の財政

措置に特段のご配慮を願いたい。

特に適切な貸付決定及び償還の確保を図るためには、入口の相談支援、貸付の必要性の判断、家計診断、貸付後の償還指導、必要に応じて生活課題を解決するための支援、関係機関との調整等を一体的に行うことが重要であり、平成21年度より、こうした役割を一体的に行う相談員を、窓口となる市区町村社会福祉協議会に配置する取組に対して支援を行うこととしているので、積極的に活用いただきたい。

3 ホームレス対策について（地域福祉課）

(1) 平成21年度のホームレス対策事業について

厚生労働省では『ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法』及び同法に基づく『ホームレスの自立の支援等に関する基本方針』（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

平成20年7月にはこれまでの施策の効果等を踏まえ、基本方針の見直しを実施したところであり、平成21年度においても、引き続き、総合相談事業や、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業等を実施することとしているので、社会福祉法人、NPO等の民間団体との連携、協力の下での事業の推進を図られたい。

なお、現下の厳しい経済情勢や雇用情勢を踏まえると、今後、ホームレスやホームレスとなるおそれのある者が増加することも考えられることから、各自治体におけるホームレス数等について常に状況把握できるよう努められたい。また、ホームレス対策事業に取り組まれてきた自治体はもとより、ホームレス数が少ない等の理由から事業を実施していない自治体においても、積極的にホームレス対策に取り組まれるよう御検討をお願いしたい。

(2) ホームレス自立支援事業について

ホームレス自立支援事業（自立支援センター事業）については、必要な土地の確保が困難であること、ホームレス数が少ないこと等の理由により新たな施設の設置が困難である場合等に既存の公共施設や民間賃貸住宅等を活用した自立支援センターの設置を可能としたところであるので、地域の実情を踏まえ、積極的な事業の実施を検討されたい。

(3) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するために毎年実施することとしており、平成21年度予算案においても、当該調査に係る経費を確保したところであるので、引き続き、御協力をお願いしたい。

なお、平成15年調査と平成20年調査のホームレス数を比較すると、ホームレス対策を実施している自治体と実施していない自治体では、その減少率に大きな差がある（実施自治体：40%減、未実施自治体：15%減）ことが確認されており、ホームレス対策を実施していない自治体においては、事業の実施を積極的に検討されたい。

(参考) これまでのホームレス対策について

平成14年8月	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」公布施行
平成15年3月	「ホームレスの実態に関する全国調査」結果の公表 ・全国のホームレス数 <u>581市区町村で25,296人</u>
平成15年7月	「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を告示
平成19年4月	「ホームレスの実態に関する全国調査」結果の公表 ・全国のホームレス数 <u>552市区町村で18,564人</u>
平成19年11月	全国調査(生活実態調査)の分析結果を公表
平成20年1月	ホームレスの概数調査の実施 ・全国のホームレス数 <u>503市区町村で16,018人</u>
平成20年7月	新基本方針の告示
平成21年1月	ホームレスの概数調査の実施

第4 社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）

1 社会福祉法人について

これまで、社会福祉法人（以下、「法人」という。）は、社会福祉事業の推進の原動力となってきたが、その一方、平成12年に介護保険法、平成18年に障害者自立支援法がそれぞれ施行され、措置制度から利用契約制度への転換が進み、また、高齢者や障害者を地域で支えることが求められるようになった。さらに、近年の急速な少子高齢化の進行、単身高齢者の増加、社会保障費の著しい伸び、あるいは制度の狭間にあつて自立できない人の顕在化など、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、社会福祉に対するニーズは拡大、多様化している。こうした状況に一層適切に対応し、国民一人ひとりが安心して生活することができる社会づくりをしていくため、法人には一層充実したサービスの提供、サービスを受けられていなかった人たちへの対応など多くのことが期待されている。

この期待に応えるためには、例えば、利用者本位の質の高いサービス提供を行えるよう経営基盤の強化を図ることや、人材の育成や定着のための工夫をしたり、あるいは地域の実情に応じて高い公益性が体现できる事業を展開したりすることなどが考えられるが、各都道府県等におかれては、こうしたことも念頭に置きながら、法人が期待される役割を果たすことができるよう、以下に示す事項を参考にしながら、必要な助言・指導をお願いしたい。

(1) 社会福祉法人の法人間連携、合併等の推進について

ア これまで、法人は補助金による財政支出や税制優遇に支えられてきた経緯から、零細規模の法人が多く存在し、零細規模に起因する非効率な運営が見受けられるなど、効率性や透明性を確保しようとする環境や生産性向上へのインセンティブが働きにくいといった指摘もある。

法人が、新たな時代の環境変化に対応して、経営を効率化し、安定化させるためには、法人全体で採算をとることが不可欠であり、複数の施設・事業を運営し、多角的な経営を行える「規模の拡大」を目指すことが有効な方策であるとされている。

その取り組みの一つに「合併・事業譲渡、法人間連携の推進」が考えられるこ

とから、昨年度末（平成20年3月31日）にこれらの手順をまとめた「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」を作成したところである。

なお、地域ニーズに柔軟に対応する小規模法人という選択肢を否定するものではなく、法人間の連携やネットワーク化などによる規模のメリットを出していくことも必要であるので、各都道府県等におかれては、以下も参考の上、必要な助言・指導をお願いしたい。

イ 法人間の連携については、前述の手引きの中で、各自治体において実際に取り組まれている連携事例の紹介を行ったところである。

法人間連携は、資材の共同購入や共同研修・人材交流等、合併や事業譲渡と比べ、より少ないリスクとエネルギーにより経営基盤の強化を図る方策として有効と考えられ、また、連携している法人間で合併等の必要性が生じた際に円滑に協議が進むケースも考えられることから、各都道府県等におかれては、これらの事例を参考の上、引き続き、管内の法人に対して必要な助言・指導をお願いしたい。

ウ また、法人の合併の状況について、平成19年度に行われた施設経営法人の合併件数は全国で9事例となっている。

これらのうち、経営基盤の強化に資するものとして、有益と考えられる事例について、別添1「社会福祉法人の合併事例について」において紹介するので、各都道府県等におかれては、管内の法人に対してこれらの事例の周知をお願いするとともに、引き続き、必要な助言・指導をお願いしたい。

(2) 社会福祉法人経営支援事業について

平成20年度より、経営基盤の強化を目指す法人を都道府県が側面から支援する取り組みとして、「社会福祉法人経営支援事業」を創設したところである。

法人が経営の効率化・安定化を図るなど経営基盤の強化を行うことは、良質な人材の育成・確保、良質なサービスの提供等のために不可欠であることから、各都道府県におかれては、本事業の積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、平成20年度における兵庫県の取り組みにおいて、

- ・法人の課題やニーズを的確に把握し、効率的・安定的経営のための取り組みを支援するための体制整備が可能になった

・研修を通じて、理事長や理事・監事等の経営・組織課題への取り組みの向上が図られた

等の効果が認められているところであり、当該取り組みについて、別添2「社会福祉法人経営支援事業の取組事例について（兵庫県）」のとおり情報提供するので、実施上の参考とされたい。

(3) 社会福祉法人の指導監査について

ア 法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取り扱いとする一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、法人の現況報告書の確認の結果等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で随時指導監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な監査の実施をお願いしたい。

また、法令違反等運営に問題のある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整するなど組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査等を実施するなど、徹底した改善をお願いしたい。

イ 平成20年度における問題発生時の対応事例として、理事長が、理事会の承認を得ることなく独断で高額な業務委託契約の締結を行うなど、不適切な法人運営を行っていた事案や、施設職員による利用者への虐待が行われていた事案など、社会的に看過できない重大な問題が発生した際に、所轄庁において特別監査を行った事例を、別添3「平成20年度において社会的な問題が発生した法人の主な事例」のとおりお示しする。

都道府県等においては、このような法人に対しては、重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、さらに法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条に基づき、改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

また、このような事案の再発防止のため、理事会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導をお願いしたい。

(4) 行政指導、監査に関する苦情等相談事業について

「行政指導、監査に関する苦情等相談窓口」については、行政指導及び監査内容に対する法人からの苦情等を受け付けるものとして、平成18年11月に全国社会福祉施設経営者協議会に設置されたところであり、窓口に相談のあった案件については、内容に応じて厚生労働省に協議されることとなっている。

これまで厚生労働省に協議された相談事例のうち、適正な行政指導監査及び今後の法人運営に資すると考えられるものについて、別添4「主な苦情等相談事例について」において例示しているので、各都道府県等におかれては、これらの事例等を参考に、適正な指導監査の実施を引き続きお願いしたい。

社会福祉法人の合併事例について（事例1：岩手県）

1 合併種別	吸収合併	
2 対象法人の状況	<p style="text-align: center;">合併前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人A (H3. 8. 1 設立登記) ・法人B (H9. 8. 1 設立登記) 	<p style="text-align: center;">合併後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人A (H19. 9. 3 合併登記) <p>※ 知的障害者福祉施設を設置経営する「法人A」と精神障害者福祉事業を設置運営する「法人B」の2法人が合併。 (事業規模の大きい法人Aが法人Bを吸収)</p>
3 実施事業の状況	<p>(旧法人A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者授産施設 (定員 50 人、20 人) ・知的障害者福祉工場 (定員 30 人) <p>(法人B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者生活訓練施設 (定員 20 人) ・精神障害者授産施設 (定員 20 人) <p>ほか、相談支援事業等を実施</p>	<p>(法人A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者授産施設 (定員 50 人、20 人) ・就労継続支援(A型・B型) (旧知的障害者福祉工場、 精神障害者授産施設) (定員 30 人、20 人) ・精神障害者生活訓練施設 (定員 20 人) <p>ほか、相談支援事業等を実施</p> <p>※ 就労継続支援(A型・B型)については、3障害全てが対象。 ※ 知的障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設については、21年度以降、順次、障害者自立支援法の新体系に移行予定。</p>

4 合併の経緯	<p>○ それぞれ単独で知的障害者福祉事業及び精神障害者福祉事業を行う2法人が、障害者自立支援法が目指す3障害の一体的サービス提供を効果的に実現するため合併。</p> <p>○ 従来から、複数の理事が双方の法人の理事を兼任していたという事情があり、これらの理事が中心となって合併協議が進められた。</p> <p>○ また、障害者自立支援法による新しい制度のもと、持続可能な法人運営のあり方を検討する必要がある、経営の効率化や人事交流による職員の資質の向上などを図る観点からも合併が進められた。</p>
5 合併の効果	<p>○ それぞれ単独で知的障害者福祉事業及び精神障害者福祉事業を行う2法人が、<u>障害者自立支援法が目指す3障害の一体的サービス提供を効果的に実現することが可能となった。</u></p> <p>○ また、障害者自立支援法による新しい制度のもと、持続可能な法人運営という観点から、<u>スケールメリットを活かした共通資材等のコスト縮減等による経営の効率化や人事交流による職員の資質の向上などを図ることが可能となった。(※)</u></p> <p>(※具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務機器や食材、燃料費など、各施設で共通する諸経費について、可能な範囲で納入業者を一本化することにより、納入量の増加に伴い、納入単価の低減が可能となった。 ・ 全体の職員数が増加したことにより柔軟な職員配置が可能となり、施設ごとの利用者等の実情に応じた重点的な職員配置が可能になった。また、施設の行事や緊急時等、一時的な人手を要する場合にも、他の施設からの協力を得ることにより円滑な対応が可能となった。 ・ 法人全体での合同研修等を通じ、個々の職員が幅広い知識や刺激を得てスキルアップが図られるとともに、良い意味での職員間での競争意識が生まれ、資質の向上に繋がった。
6. その他特記事項	<p>○ 合併時の役員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事10人（9人から10人に定数増（旧法人A理事9人に加え、法人Bの理事1人を追加）） ・ 監事2人は異動なし

社会福祉法人の合併事例について（事例2：北九州市）

1 合併種別	吸収合併	
2 対象法人の状況	合併前	合併後
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>・法人A (S53.8.22 設立登記)</p> <p>・法人B (H13.9.13 設立登記)</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>・法人B (H19.9.3 合併登記)</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>※ 養護老人ホームを設置経営する「法人B」と特別養護老人ホームを設置経営「法人A」の2法人が合併。(法人Bが法人Aを吸収)</p> </div>	
3 実施事業の状況	合併前	合併後
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>(旧法人B)</p> <p>・養護老人ホーム (定員 80 人)</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>(法人B)</p> <p>・養護老人ホーム (定員 80 人)</p> <p>・特別養護老人ホーム (定員 125 人)</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>※合併前後で実施事業に変更なし。</p> </div>	
4 合併の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人Bは、経営している養護老人ホームの利用者の要介護度が上がり、養護老人ホームでは対応が困難になる事例が増えていたことから、特別養護老人ホームの経営を行う必要性を感じていた。 ○ 一方、法人Aが経営する特別養護老人ホームが、将来の改修等のため耐震診断を行った結果、耐震構造に問題があり、建物全体の安全性が確保できないということが判明。 ○ 更に、自力で代替施設を建設することも困難であったため、法人Aが合併先の募集を行い、これに法人Bが応募。 ○ 法人Bが法人Aの一切の権利義務を引き継ぐ旨を提案し、法人Aがこれに合意をしたため、今回の吸収合併に至った。 	

5 合併の効果	○ 法人Aが経営していた特別養護老人ホームについて、 <u>改修等のための費用を捻出することが可能となり、一部ユニット型の特別養護老人ホームに建て替えることができた。</u> (現在建設中)
6 その他特記事項	○ 合併時の役員構成 <ul style="list-style-type: none"> ・理事6人(旧法人Bの理事6人がそのまま就任(法人Aの理事は全員辞任)) ・監事2人は異動なし

社会福祉法人経営支援事業の取組事例について（兵庫県）

1 社会福祉法人経営支援協議会

福祉関係団体を代表する者、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、行政職員、学識経験者等で構成し、事業の企画、連絡調整等を実施。

【開催状況】

第1回協議会 平成20年9月1日（月） 開催
第2回協議会 平成21年2月 開催予定

2 法人への助言・指導

(1) 法人経営専門相談

区分	相談員	相談日	相談件数 (11月末現在)
会計税務相談	公認会計士	原則月2回（4月～）	85
法務相談	弁護士	随時（9月～）	1
労務管理相談	社会保険労務士		1
計			87

～相談事例～

1 会計税務相談

- 資金繰りの悪化への対処について
 - ・長期的収支計画の策定及び計画実現のための目標設定
 - ・収支均衡に向けた構造的転換
- 公益事業の収支悪化への対処について
 - ・使用財産の社会福祉事業への転用
 - ・事業廃止した場合の建物の処分方法
- 決算書に基づく経営分析について

2 法務相談

- 入所者が公正証書遺言を作成する際の施設としての関わり、留意点について
 - ・入所者本人の意思の尊重
 - ・親族への対応

3 労務管理相談

- 給与体系の見直しについて
 - ・評価制度及び成果給の導入方法、留意点
 - ・パート職員の給与の正規職員との均衡等留意点

(2) 各種助成制度に関する情報提供

1月 ホームページ掲載予定

3 法人の役職員に対するスキルアップ研修

(1) 趣旨

社会福祉法人を取り巻く環境が大きく変化し、社会福祉法人が抱える諸課題を克服するためには、経営の効率化を図るとともに、地域のニーズに対応するため経営基盤の強化を図ることが求められている。

このため、法人の役職員を対象に、適正で効率的な法人経営のポイントや工夫を学ぶことを目的として研修会を開催する。

(2) テーマ

『社会福祉法人の経営基盤の強化について』

— 小規模法人の効率的で戦略的な経営に学ぶ —

(3) 講師

経営コンサルタント

(大阪府社会福祉協議会・大阪社会福祉施設経営相談室 専門相談員)

(4) 開催状況

①姫路会場 20年11月4日(火) 98名

②神戸会場 20年11月13日(木) 112名

(5) 受講者の状況 (受講者に対するアンケート結果)

区 分	姫路会場		神戸会場		合 計		
	人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合	
受 講 者	理 事 長	8	14.0	13	15.0	21	15.0
	理事・監事	8	14.0	8	9.0	16	11.0
	施 設 長	32	53.0	52	62.0	84	58.0
	その他職員	11	19.0	12	14.0	23	16.0
	計	59	100	85	100	144	100

4 法人経営優良事例集の作成

【スケジュール】

10月～12月 募集、1月 事例選考、3月下旬 冊子作成

5 福祉人材確保対策実施プログラム検討委員会

(1) 委員構成

委 員 学識経験者 3名、福祉関係団体 2名、職能団体 3名、
(11名) 養成校団体 1名、兵庫労働局 1名、兵庫県 1名

(2) 所掌事務

委員会は、福祉人材確保対策に関する次の事項について協議する。

- ① 労働環境の整備の推進に関すること。
- ② キャリアアップの仕組みの構築に関すること。
- ③ 福祉・介護サービスの周知・理解に関すること。
- ④ 潜在的有資格者等の参入の促進に関すること。
- ⑤ 多様な人材の参入・参画の促進に関すること。
- ⑥ その他、福祉人材の確保と定着に関する必要な事項。

※ 1～4は県社会福祉協議会へ委託、5は県実施

平成20年度において社会的な問題が発生した社会福祉法人の主な事案

事例1 — 理事長の独断による不適切な法人運営事案 —

1 事案の概要

以下の行為について、理事会の承認を得ることなく、理事長の独断により実施されていた。

- ① 高額な業務委託契約の締結及び同契約に基づく支払い
- ② 法人と、理事長及び理事長が経営する会社との間の不適切な資金の貸借
- ③ 勤務実態が無い常務理事への報酬の支払い
- ④ 介護報酬債権のリース会社への譲渡

2 所轄庁の特別監査

- ① 平成20年3月 特別監査を実施
- ② 特別監査における指導内容

ア 後任の理事長を含めた理事会は、今後、このような不適切な法人経営が行われないよう十分検討を行い、法人組織の再構築を図り事業経営の透明性を確保すること。

イ 高額な業務委託契約(請負)の締結にあたっては、事前に理事会に諮り、競争入札により契約の相手方を決定すること。

ウ 介護報酬債権の譲渡や法人会計外への資金の貸付などによる資金の運用を今後一切行わないこと。

予算外の借入金については、法人の業務に関する重要事項であるので、その必要性を十分に検討し、理事会で決定すること。

エ 常務理事に対する報酬については、理事会にてその職務権限の範囲を具体的に定め、職務従事の実態を把握した上で支給すること。

オ 理事の業務執行状況及び法人の財務に関する監事監査が不十分であるので、監査体制の見直しを図り、併せて外部監査の活用についても検討すること。

3 法人の改善措置内容

- ① 理事長及び常務理事等は辞任。
- ② 高額な業務委託契約を解除し、支払い済みの契約金を回収。
- ③ 元理事長が負債を返済し、介護報酬債権の譲渡契約を解除。
- ④ 元常務理事が理事報酬相当の金額を法人に返還。

1 事案の概要

障害者施設において、職員による利用者への体罰等の人権侵害行為が組織的かつ日常的に行われていた事案であり、法人運営に以下の問題が認められた。

- ① 理事会は、施設の運営状況及び利用者処遇について何ら把握しておらず、その機能及び役割を果たしていない。
- ② 施設長兼理事は、理事会や各理事に対し、施設の運営状況についての説明や情報提供を行っておらず、施設長兼理事の役割を果たしていない。
また、これまで施設内において発生した事故等についても、意図的に隠蔽していた形跡がうかがえる。
- ③ 理事長及び各理事は、重大な人権侵害事案が発生している状況下においても、率先して事実の究明及び再発防止に努めることなく、その職責を果たしていない。
- ④ 会計事務以外に係る業務運営及び理事の業務執行に関する監事監査が実施されておらず、監査機能が十分に発揮されていない。

2 所轄庁の特別監査

- ① 平成20年2月 特別監査を実施
- ② 特別監査における指導内容(「法人運営」に関する指摘)
理事等が自らの責任を果たしてこなかったことは責任重大であり、自らの責任を明確にした上で、理事会の指導力、内部牽制機能並びに監査機能等の強化を図る方策を講じ、適切な法人運営に努めること。
なお、確認された暴力行為については、刑事訴訟法の規定に基づき、施設職員5名を警察署に告発。

3 法人の改善措置内容

- ① 当時の役員は、事案に対する責任を認め全員が辞任し、役員体制を一新。
- ② 今後の法人の取組みとして、
 - ア 理事長は、法人が経営する施設の運営状況等をつぶさに把握し、権利侵害に係る事項を含め、報告・審議の必要が生じた場合には、臨時理事会、評議員会を招集する。
各理事においても、法人、施設の運営に積極的に関与していく。
 - イ 当分の間、理事会、評議員会の審議事項を所轄庁に報告する。
 - ウ 監事は、財務状況のみならず施設の児童、利用者の支援状況、苦情解決のシステムの機能状況を把握し、権利擁護の意識をもって監査を行う。

主な苦情等相談事例について

ケース1：「役員の勤務実態を証する資料について」

- 理事長の役員報酬の支払いにあたり、常勤理事ではないが月の6割程度は法人本部のある施設に出勤し、出勤簿への押印があるにもかかわらず、勤務実態が不明確とされ、勤務日時、場所、内容まで記載した資料を作成、保管せよとの指導を受けたが、現行規定上そこまでしなければならないものなのか。

(回答)

- 役員報酬は法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

現行規定上、役員の勤務実態を証する資料の作成を義務づけるものはないが、役員の担当職務と実際に職務に従事していることを実証する次のような資料や証跡を整備保管しておくことが必要と考える。

(例示)

- ① 理事会議事録、法人の会議や行事への出席の記録等
- ② 各種資料への証跡
 - ・ 会計関係書類、稟議書、報告書などの各種諸資料への承認印又は検印などの押印による証跡
- ③ 出勤簿、タイムレコーダーなどによる出勤状況 など

ケース2：「抵当権の付け替えについて」

- 認知症グループホームの増設に伴う民間金融機関からの債務について、理事長個人の財産に設定している抵当権を、法人の基本財産に設定し直すよう知事への許可申請をしたいが、申請できるのか。

(回答)

- 1 理事長個人の財産を担保として、社会福祉法人名義で融資を受けている状況と聞いているが、法人の基本財産の処分承認（担保の付け替えの承認）は、その内容を審査のうえ所轄庁が承認を行うことになるので、事前に所轄庁に相談されたい。
- 2 なお、担保提供の付け替えにあたっては、少なくとも以下の内容を満たしている必要があると考える。
 - ① 法人の意思決定手続きに不備がないこと。（理事会において正式に承認されたものであること。）
 - ② 借入金が目的どおり認知症グループホームの増設に使用されていること。
 - ③ 融資している金融機関が担保の付け替えに同意していること。
 - ④ 償還計画が適切なものであり、現実に償還に問題がないこと。

ケース3：「監事監査の理事会への報告について」

○ 理事会における監査報告について

監事が理事会に出席して監査報告していないのでするように文書指摘を受けた。

監事は、すでに監査報告書を作成しており、その内容については理事会にて資料提供することで報告したと認識している。

理事会への監査報告というのは、監事の出席まで必ず求められるものなのか。

(回答)

1 社会福祉法人の監事は、社会福祉法第40条第5項において監事の職務として、理事の業務執行及び法人の財産の状況について、理事に意見を述べることとされている。

また、社会福祉法人定款準則において、毎年定期的に監査した結果について監査報告書を作成し、理事会及び所轄庁に報告するよう義務付けられている。

2 監事が監査結果を理事会に報告する方法まで明示したものは特にないため、その方法は監事に委ねられていると考える。

しかしながら、監事は、法令上、公益性の高い法人であるため必置としていること、定款準則上、必要があると認めるときには、理事会に出席して意見を述べる機会が設けられていることなどから、監査報告は監事が理事会に出席し、自らが監査結果を理事に報告して意見を述べ、理事からの質疑等に応答することが最も望ましい方法であると考えている。

(参考)

○社会福祉法

第40条 1～4 (略)

5 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

○社会福祉法人定款準則

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び所轄庁に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

2 独立行政法人福祉医療機構について（福祉基盤課）

（1）機構の業務運営について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献する使命を担っている。各都道府県におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

（2）福祉貸付事業（平成21年度予算【案】）について（参考資料7参照）

ア 貸付規模

資金交付額 3,018億円（うち福祉貸付 1,535億円）

イ 貸付条件の見直しについて（21年度新規分）

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中で独立行政法人としての使命を果たすため、政策上必要な施設整備のための貸付原資の確保を図るとともに、昨年2月に打ち出された「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育所や放課後児童クラブの整備の推進に係る融資条件の優遇等を行うこととしているので、了知の上、管内の社会福祉法人等に対する周知徹底をお願いしたい。

（ア）保育所に係る融資条件の優遇

・融資率の引き上げ : 80%→90%

（イ）放課後児童クラブに係る融資条件の優遇

・融資率の引き上げ : 75%→90%

（ウ）児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）に係る融資条件の優遇

・融資率の引き上げ : 75%→80%

（エ）障害者グループホーム等に係る融資要件の緩和

特定非営利活動法人が設置・経営する障害者グループホーム及び障害者ケア

ホームにおいて、消防用設備を設置するすべての事業を融資対象とする。（消防法政省令に基づく消防用設備の設置義務如何に関わらず融資対象とする。）

(オ) 融資率の見直し

基盤整備促進法に基づく有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンターに係る融資率を75%から70%へ変更する。

ただし、アスベスト対策事業・耐震化事業・災害復旧事業に係るものは80%とする。

ウ 引き続き実施する優遇措置について

前記の条件の見直しのほか、次の事項については平成20年度に引き続き実施することとしている。

(ア) 療養病床のケアハウス等への転換に係る融資条件の優遇

平成19年度から実施してきた療養病床のケアハウス等への転換に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成21年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ：70、75%→90%
- ・貸付利率の引き下げ：財政融資資金借入金利と同率

(イ) 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方の拡大等

平成20年度から実施してきた障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方の拡大（特定非営利活動法人の追加）及び優遇措置（融資率の引き上げ）について、平成21年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ：80%→90%

(ウ) アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇

平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成21年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ：70%→75%、75%→80%
- ・貸付利率の引き下げ：通常の貸付利率から0.05%～0.4%引き下げる

(エ) 耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の優遇

平成18年度から実施してきた耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ）について、平成21年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ：70%→75%、75%→80%

(オ) 物価高騰に伴う経営資金に係る融資条件の優遇

物価高騰の影響により、一時的に資金不足を生じている社会福祉施設の経営の安定化を図るための経営資金に係る融資条件の優遇措置（貸付利率の引き下げ）について、平成21年度も引き続き実施することとする。

- ・貸付利率の引き下げ：財政融資資金借入金利と同率

エ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成17年度より介護関連施設に限定して導入していたところであるが、本年度より、福祉貸付全般に範囲を拡大したところであり、平成21年度以降についても協調融資の利用促進を図ることとしているため、引き続き社会福祉法人に対して、その活用についての助言をお願いしたい。（参考資料8参照）

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 平成21年度予算【案】（参考資料9参照）

○平成21年度予算【案】における給付予定額

- ① 給付予定人員 75,120人
- ② 給付総額 899億円

イ 都道府県補助金について

例年、都道府県補助金の交付の遅れに起因する退職手当金の支給遅延が発生している。近年、関係各位の協力により改善の方向となっているが、一部の県においては未だ補助金の納付が遅れている状況が散見されるところ。

退職手当共済という経費の性質上、一時的であっても支給財源に不足が生じ支給

遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、本制度の円滑な実施のため、平成20年度分に係る補助金未交付の県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成21年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

3 社会福祉施設の運営等について

(1) 社会福祉施設の運営

ア 施設の役割と適正な運営管理の推進

(ア) 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(イ) 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

イ 感染症の予防対策等

(ア) 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」

(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第092001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・「ノロウイルスに関するQ&Aについて」
(平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」
(平成20年12月2日雇児総発第1202001号、社援基発第1202001号、障企発第1202002号、老計発第1202001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日社援基発第725001号) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」
(平成20年7月7日社援基第0707001号) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、
C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

(イ) 近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている。また、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパでも確認されるなど、依然として流行が拡大・継続しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生危険性が高まっている。このため、国民への正確な情報提供、予防や治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする新型イ

ンフルエンザ対策推進本部を設置し、併せて新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところである。

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、予防対策（手洗い、うがい等）の徹底と併せ、平成17年11月30日付発出の「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」を踏まえて対応を図るよう、各都道府県等においては引き続き指導をお願いするとともに管内市町村と十分に連携を図りつつ、新型インフルエンザに対する対策を強力に推進していただくようお願いしたい。

(参考)

- 新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/index.html>
- インフルエンザ総合対策ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>
- 国立感染症研究所感染症情報センター
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- 「高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究報告書」
(平成16年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）)における感染対策マニュアル
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>
- 「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」
(平成16年度独立行政法人 福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成)

(2) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、従来より適切な対応をお願いしてきたところであるが、一般的に使用されていないとされていたトレモライト等のアスベストが建築物の吹付け材から検出されたことが判明したことを受け、平成20年5月9日付通知により「アスベスト使用実態調査」を実施し、その調査結果を平成20年9月に公表したところである。

当該調査結果において、未回答、分析依頼中及び未措置状態にある施設が相当数存在することから、現在、「フォローアップ調査」を実施しているところであるが、未回答及び分析依頼中の施設等については、保有状況を明らかにしたうえで、状況に応じて適切に対応するよう指導するとともに、未措置状態にある施設等については、直ちにアスベストの除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、法令等に基づき適

切な措置を講じるよう引き続き指導をお願いしたい。

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、平成21年度以降も社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

(3) 社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等について

消防法施行令改正に伴い、平成21年4月より新たに275㎡以上1000㎡未満の障害者支援施設等にスプリンクラー設備等の設置義務が課されることから、管内社会福祉施設等に対し周知を図るとともに、適切に対応するよう指導をお願いしたい。

(4) 社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社援第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日社援第212号)

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。



第5 消費生活協同組合の指導・育成について (地域福祉課消費生活協同組合業務室)

(1) 改正生協法の施行等に伴う共済事業の事業実施における対応について

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）の改正により、生協の共済事業においても、契約者保護の観点から必要な規制が整備され、昨年4月に施行されたところである。改正生協法には、経過措置等が規定されており、施行に猶予期間がある以下の事項についても、所管する生協に対して必要な準備等を行うよう改めてご指導願いたい。

- ① 組合が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う組合が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（生協法第54条の2等）
- ② 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う組合が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（生協法第10条第3項等）
- ③ 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す行政上の指標やそれに基づく行政上の是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定（生協法第50条の5等） 等

なお、③の事項に関連して、組合の経営の健全性を確保していくための手法として、所管行政庁は支払能力の充実の状況に関する基準を定めることができるとされているところである。厚生労働大臣が定める当該基準は、改正生協法において定められた諸準備金の積立て（生協法第50条の7～第50条の9等）開始時期を考慮して定めることとしており、あわせて当該基準に基づく「早期是正措置」に関する基準も定める予定としている。

それまでの間、組合の健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要があり、「共済事業向けの総合的な監督指針」（平成20年3月31日付け社援発第0331005号厚生労働省社会・援護局長通知）（Ⅱ-2-2からⅡ-2-5までを参照のこと）に基づき、組合に早め早めの経営改善を促していく必要がある。

このため、「早期是正措置」に関する基準を定める以前においても、この基準が定められた後の組合の経営の健全性確保も視野に入れ、組合の出資金及び法定準備金等の積み増しを促していくようご指導願いたい。

(2) 健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県においては、今後とも、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点に留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮を願いたい。

- ① 組合員の個人情報の管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ② 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化
- ③ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協や休眠状態にある生協における組合及び組合員管理の徹底
- ④ 共済事業規約等に基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底

(3) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正にご指導願いたい。

(4) 平成21年度予算(案)について

平成21年度予算(案)においては、20年度に引き続き、改正生協法の施行に伴う生協の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティーネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」(補助率1/2)を実施することとしているので本事業の積極的な取組みを願いたい。

第6 地方改善事業等について（地域福祉課）

（1）地方改善事業の実施について

ア 隣保館運営事業等

隣保館運営事業等については、今後とも多様化するニーズに的確に対応するためには、一般対策を活用することが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう、ご配慮願いたい。

イ 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民等から特定の団体に独占的に利用されている等の批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対してご周知願いたい。

ウ アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対してご周知願いたい。

エ 地方改善施設における吹付けアスベストの除去等について

隣保館、生活館等の地方改善施設における吹付けアスベストの除去等に要する費用については、平成21年度以降も地方改善施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いする。

（2）人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として根深く存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要で

あるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じて人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者等に対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

第7 刑務所出所者等の地域生活定着支援について（総務課）

事業：「地域生活定着支援センター（仮称）」の設置（新規補助事業）

（1）事業の目的

刑務所出所者等のうち、知的な障害などがある者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、適切な支援が受けられないために出所後の行き場所が定まらない者が多く、こうした者は、刑務所出所直後において、自立した生活を送ることが困難であるため、再犯を繰り返すことが多いと指摘されている。

このような状況にあることから、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等（高齢者・障害者等中心）について、司法と福祉が連携して、刑務所に入所中から、帰住地において受刑者が出所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備を行うことにより、刑務所出所者等の社会復帰を支援し、もって再犯防止対策に資する施策を推進する。

（2）事業の内容

- 出所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センター（仮称）を、都道府県の圏域ごとに1か所設置する。
- 地域生活定着支援センター（仮称）は、保護観察所と連携して、①出所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センター（仮称）との連絡等の事前調整を行う、刑事施設所在地において果たす役割と、②出所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う、帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つ。

（参考）

【事業概要】

①刑務所所在地において果たす役割

- ・ 刑務所からの連絡を受けて、保護観察所と共に刑務所内で受刑者と面接し、出所後に必要となる福祉サービスの聞き取りを行う。
- ・ 帰住予定地が他県である場合は、他県の地域生活定着支援センター（仮称）に連絡し、対応を依頼。
- ・ 帰住予定先が県内である場合は、障害者手帳の発給など必要となる福祉サービスの申請の事前準備を支援するとともに、グループホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。
- ・ 保護観察所、地域生活定着支援センター（仮称）、受入先となる関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

②帰住予定地において果たす役割

- ・ 他県の地域生活定着支援センター（仮称）から県内に帰住予定の出所予定者がいる旨連絡が入った場合は、福祉サービスの申請の事前準備を支援する。
- ・ 保護観察所、地域生活定着支援センター（仮称）、受入先となる関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

- 事業の実施主体は都道府県、補助率は定額（10/10相当）である。刑務所所在地及び刑務所出所者の帰住地は、全国に分布するため、地域生活定着支援センター（仮称）が、上記の2つの役割を果たすためには、各都道府県に設置し、全国的なネットワークを築き、対応する必要があると考えており、各都道府県におかれては、事業の実施について御検討いただき、是非とも御協力をお願いしたい。

「地域生活定着支援センター（仮称）」の平成21年度予算案の概要（新規）

- 予算案：セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数
- 実施主体：都道府県（社会福祉法人やNPO法人等に運営委託可）
- か所数：都道府県に各1か所、全47か所
- 補助率：定額（10/10相当）
- 1か所当たり事業費：1300万円（初年度7月実施、9ヶ月分の所要額）
（内訳）
 - ①体制費 人件費（4名）・・・社会福祉士などを配置
 - ②活動事務費 活動旅費、機器等借料、通信運搬費、消耗品費、関係機関打合せ会議経費

※ 実施要領を含む今後の事務処理に係るスケジュール等については、別途連絡する予定である。

（参考1）政府の対応

- ①「経済財政改革の基本方針2008」（骨太2008）
「再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する。」
- ②「刑務所出所者等の社会復帰支援（中間まとめ）」（刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議（平成20年9月10日））
「刑務所等と、自治体、社会福祉法人等の実施する福祉サービスをつなぐための新たな仕組みを構築」
- ③「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（犯罪対策閣僚会議（平成20年12月22日））
「高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター（仮称）」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。」

（参考2）「法務省」における取組み（平成21年度予算案）

- ① 刑務所入所中から、福祉の支援が必要な者の選定とニーズの把握、福祉サービス等申請手続の援助などを行うため、刑務所に社会福祉士等の配置を促進する。
（約2.1億円）
- ② 保護観察所に調整担当の保護観察官を配置し、福祉的な支援を必要とする刑務所入所者の円滑な福祉への移行及び再犯の防止を目的として、刑務所、地域生活定着支援センター（仮称）及び福祉等実施機関との連携・連絡調整を実施する。
（約0.1億円）
- ③ 直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、更生保護施設での受入を促進し、同施設に福祉スタッフを配置して、福祉への移行準備を行うとともに社会生活に適応するための指導・訓練を実施する。（約8.8億円）

第8 ひきこもり対策について（総務課）

事業：「ひきこもり地域支援センター（仮称）」の設置 <新規補助事業>

厚生労働省では「ひきこもり対策」として、これまで精神保健福祉、児童福祉、ニート対策において、ひきこもりを含む相談等の取り組みを行ってきたが、

- ① ひきこもりに特化した相談窓口がないため、本人や家族が十分相談できずにいるのではないか、
 - ② 関係機関のネットワークがまだ十分に形成されていないのではないか、
 - ③ 本人又は家族に、ひきこもり施策等の必要な情報が届いていないのではないか
- などの課題に対応するため、都道府県・指定都市にひきこもり対策を推進するための核となるひきこもり地域支援センター（仮称）を設置し、ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を整備するとともに、関係機関との連携強化を図るために必要な経費を平成21年度予算案に計上したところである。

都道府県・指定都市におかれては、事業の積極的な実施についてご検討をお願いしたい。

（参考）

【事業概要】

都道府県・指定都市に自立支援対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」（仮称）を設置し、

- ① 第一次相談機能としての役割を担う。
- ② 各関係機関のネットワークの連携強化を図る。
- ③ 地域のひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する。

ひきこもり地域支援センターには、「ひきこもり支援コーディネーター（社会福祉士、精神保健福祉士等）」を配置し、以下の事業を実施。

① 第一次相談窓口としての機能

ひきこもり本人、家族からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。

② 他の関係機関との連携

対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡会議を設置し、情報交換等各関係機関間で恒常的な連携を図る。

③ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

「ひきこもり地域支援センター（仮称）」の平成21年度予算案の概要（新規）

- 予算案：セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数
- 実施主体：都道府県・指定都市（社会福祉法人やNPO法人等に運営委託可）
- か所数：都道府県・指定都市に各2か所（合計130か所）

- 補助率 : 1 / 2 (国 1 / 2、都道府県・指定都市 1 / 2)
 - 1 か所当たり事業費 : 7 0 0 万円 (補助額 3 5 0 万円)
- (内訳)
- ① ひきこもり支援コーディネーター設置経費
 - ・ 謝金 (2 名 (専門職員 (社会福祉士、精神保健福祉士等)、一般職員))
 - ・ 巡回指導旅費
 - ② 関係機関連絡協議会経費
 - ・ 委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料
 - ③ 普及・啓発経費
 - ・ 企画検討委員会 (委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料)
 - ・ リーフレット作成費

※ 実施要領を含む今後の事務処理に係るスケジュール等については、別途連絡する予定である。

(参考) 「厚生労働省におけるひきこもりに関する既存施策」 (平成 2 1 年度予算案)

① 精神保健福祉

- 精神保健福祉センター・保健所関連 (精神保健福祉センター特定相談等事業費 9 4 百万円の内数等) : 精神保健に関する相談窓口における「ひきこもり」の相談。
- 思春期精神保健対策研修会関連 (PTSD・思春期精神保健対策事業費 2 6 百万円の内数) : 「ひきこもり」を含む思春期精神保健の専門家の養成。
- 厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業 (1, 6 1 6 百万円の内数) : 「思春期のひきこもりをもたらす精神疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システム構築に関する研究」 (平成 1 9 年度～2 1 年度) → 思春期ひきこもりに対する評価・治療・援助の実践的指針の策定

② 児童福祉

- ふれあい心の友訪問援助事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業 2 5 億円の一部) : 児童相談所の指導の下、ボランティア (学生等) が家庭等を訪問。
- ひきこもり等児童宿泊等指導事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業 2 5 億円の一部) : 児童福祉施設等における集団的な生活指導・心理療法等の実施。
- ひきこもり等保護者交流事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業 2 5 億円の一部) : コーディネーター (ひきこもりの子どもをもっていた親等) の支援の下、保護者を対象に講習会・グループワーク等を実施。

③ ニート対策

- 「若者自立塾」事業の実施 (5. 1 億円)
 - ニート等の若者を対象に、集団生活の中での生活訓練・労働体験等を通じ、職業人・社会人としての能力の獲得や勤労観の醸成を支援。
- 地域若者サポートステーション事業 (1 7. 4 億円)
 - ニート等の若者を対象に、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」を設置し、専門的な相談等を実施。

第9 災害対策等について（災害救助・救援対策室）

（1）防災態勢の強化について

昨年においては、岩手・宮城内陸地震を始めとする大きな災害が発生し、いっどこでも自然災害は起こりうるということを改めて認識させられたところである。

特に、昨夏においては局地的な大雨による被害が全国各地で多発したところであり、地震災害のみならず水害その他の災害についても警戒する必要がある。

このため、常日頃から、防災態勢の強化等に努めるようお願いしているところであるが、今後とも、より一層の連絡体制の強化や適切な応急救助の実施体制の整備を図りたい。

（2）災害救助法の運用について

ア 都道府県における体制整備

都道府県は、災害救助法（以下、「法」という。）の実施主体であることから、大規模災害が発生した場合には、管内市町村への強いリーダーシップを発揮することが求められる。

このため、特に次の事項に留意され平常時に準備していただくとともに、災害時には迅速な対応を図りたい。

（ア）法適用の判断

○法適用の決定にあたり、災害救助法担当部局長から知事へ迅速な報告、決裁が行えるよう体制を整備されたい。

○法適用にあたっては、都道府県知事が適切な判断を下せるよう、法の趣旨と適用基準の考え方について十分説明の上、適切かつ迅速な対応を行われたい。

(参考) 適用基準の考え方

法の適用基準については、法施行令第1条第1項に定めており、基本的には、同項第1号、第2号及び第3項前段で、市町村の区域の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定め、被害住家の数で判断することになっている。

しかし、この滅失世帯数に達しない場合であっても、第3号後段の規定に基づき、

- ① 多数の世帯の住家が滅失した場合であって、
 - ② 被害地域において、食品の給与に特殊の補給方法を必要としたり
 - ③ 救出に特殊の技術を必要とする場合は、
- 法を適用することが可能となっている。

また、施行令第1条第1項第4号に基づき、多数の住民の生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とするなど、厚生労働省令で定める基準に該当する場合にも、法を適用することは可能となっている。

○このように、法適用については、被害住家の数だけでなく、多数の生命、身体に危害を受けるおそれが生じた場合にも適用できるようになっており、迅速な災害救助の実施が可能となっている。実際の適用にあたっては、法施行令第1条第1項のどの規定に合致するか十分検討し、判断をしていただきたい。

(イ) 被害状況の迅速な把握

○被害状況の把握については、災害救助法の適用判断の基礎となるのみならず、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行われたい。

○このため、平常時より市町村の被害状況の把握方法について

確認しておくとともに、不備と思われる市町村に対して適切な助言を行われたい。なお、被害状況把握については、市町村の関係職員にとって建築関係で専門的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、予め他の地方公共団体と人材派遣の協定を結び専門家を確保するよう助言をお願いしたい。

- 法の適用は都道府県知事が行うことから、指定都市及び中核市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況を把握するよう努められたい。

(ウ) 大規模災害への準備

- 大規模災害が発生した場合に避難所の長期化が予想される。避難所を早期に解消するためにも、応急仮設住宅の建設や住宅の応急修理の迅速な対応が求められる。
- 応急仮設住宅については、大規模災害時に大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、事前に建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成するなど準備をされたい。
- 住宅の応急修理については、委任を受ける市町村が迅速に取りかかれるよう実施要領を予め作成し、市町村職員に対して研修等で周知するとともに、工務店等の事業者の指定を行い、名簿を作成しておくなどの準備をされたい。

(エ) 局地的な大雨について

昨年7月から8月下旬にかけて、東海・北陸地方を始め全国各地において、局地的な記録的豪雨が観測されたところである。

このような局地的かつ突発的な気象状況の変化に対して迅速に対応し、被害を最小限に抑えるためには、常に最新の気象情報を把握するとともに、周辺河川及び冠水危険地域の状況等について、逐次の情報収集を行うことが不可欠であり、また、市町村との緊密な連絡体制の確保が求められる。

都道府県におかれては、管内市町村において日頃から防災計画に即した地域防災力の強化に一層努めるとともに、災害発生のおそれが生じた場合には、住民への迅速かつ正確な情報伝達が行われるよう体制を強化する等、市町村と連携した事前準備をお願いしたい。

(参考) 床上浸水の被害認定について

床上浸水の被害認定については、内閣府より「浸水等による住家被害の認定について（平成 16 年 10 月 28 日政防第 842 号）」が発出されている。

(オ) 特別基準について

法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 144 号）に基づき実施されているところであるが、被害の状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあるので、特別基準を設定することが可能となっている。特別基準を設定する場合には、速やかに厚生労働省に協議（まずは電話による協議で可）され、災害現場の状況を踏まえた適切な応急救助が実施されるよう留意されたい。

(参考) 法施行令第 9 条

第 1 項 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

第 2 項 前項の厚生労働大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

イ 市町村への助言

法による応急救助に係わる必要な対応については、特に次の事項に留意しつつ、管内市町村に対し実施体制の整備が図られるよう、適切な助言を行われたい。

- 特に特殊な救助の必要性や多数の住民の生命又は身体に危害が及ぶおそれがある場合には、都道府県において法の適用を早急に検討する必要があるので、市町村からの情報が重要となってくる。常日頃から被害状況を迅速に都道府県へ報告させることを徹底されたい。
- 災害救助法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を平常時において明確にされたい。
- 法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっており、実際も、避難所の設置や食品の給与、災害にかかった者の救出等、ほとんどの救助業務は市町村に委任して行われることが多い。このように、市町村は災害救助に関する実務を担う重要な組織であり、法に基づく救助が円滑に行われるかどうかは、市町村の対応によるところも大きい。このため、都道府県におかれては、市町村の災害救助担当者に対して研修や図上訓練等を実施し、災害救助業務の実務と運用について一層の周知を図られたい。なお、毎年梅雨・台風等の出水期前に都道府県担当者を対象にした災害救助担当者全国会議を開催しているので、当該会議内容についても十分伝達されたい。
- 特に大規模災害時における避難所の環境整備、応急修理の迅速な実施、応急仮設住宅の供与にあたっての各都道府県と管内市町村の役割分担等については、予め調整を行われたい。

(参考) 避難所の環境整備について

○ 避難所が長期化する場合には、例えば体育館の床に畳・マット、カーペットを敷く、プライバシー確保のために間仕切り用パーティションを設ける、冷暖房機器や洗濯機を置く、といった対応が必要になる。また、仮設トイレ（洋式を含む）や簡易シャワー、簡易風呂等の設置も必要になる。これらについて、備蓄又は関係事業者等と協定を結ぶなど事前準備を図られたい。

※ なお、法が適用された災害においては、これらの環境整備のため一般基準では対応できない場合は特別基準の設定が可能である。市町村にも事前に周知願いたい。

(3) 災害時要援護者への対応について

高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援対策の推進については、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題となっている。

このような認識の下、政府全体として「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月改定)」や「災害時要援護者対策の進め方について(平成19年4月)」のとりまとめ等、様々な取り組みを行っているところである。

また、ご承知のように、市町村においては、同ガイドラインに基づき、「避難支援プランの策定」が求められているところである。

このような中で、より一層の災害時要援護者対策の推進を図るため、昨年11月、内閣府において「災害時要援護者に関する全国キャラバン」を全国8か所で開催したところであり、厚生労働省も関係省庁の一つとして、福祉避難所の設置・活用の促進等についてお示しし、その普及・啓発に努めたところである。については、次の事項についても留意しつつ、災害時要援護者支援について万全な体制を図られたい。

○ 高齢者、障害者等の特別の配慮が必要な方のための避難所である福祉避難所を設置した場合、法上、特別の配慮のための実費

を加算することができることとなっている。

- 福祉避難所のみならず一般の避難所においても、高齢者、障害者等の心身の健康管理、生活リズムを取り戻す取り組みが重要である。このため、平常時から、保健師等による健康相談、こころのケアの専門家、ホームヘルパーの派遣等の体制について、他の地方公共団体や保健福祉関係団体と協定を結ぶなど事前準備を進められたい。
- 福祉避難所の設置・活用の促進に当たっては、昨年6月に開催した災害救助担当者全国会議において、各都道府県に対し「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を配布し、災害時だけでなく平常時から都道府県・市町村において求められる取り組みをお示ししたところである。各都道府県におかれては、同ガイドラインを参考として、市町村と十分な連携を図りつつ、平常時には福祉避難所の事前指定を、災害時には積極的な設置・活用を図られたい。
- 避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものである。特に視覚障害者や聴覚障害者に対する伝達方法については、特段の注意を払われたい。なお福祉避難所の経費として、手話通訳の配置等が対象となっている他、一般の避難所においても、必要に応じて同様の措置をとることは特別基準を設定することにより可能である。

(参考)

- 福祉避難所の経費として想定される特別な配慮に必要な費用
 - ・概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員・手話通訳等の配置
 - ・高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の費用
 - ・紙おむつ、ストーマ用装具など要援護者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材、食事の費用
- 要援護者支援として福祉避難所以外の避難所においても対応が求められるもの
 - ・バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合は、オストメイト対応ポータブルトイレを含めた障害者用トイレ、仮設スロープ等の設置
 - ・紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材の備蓄、又は事業者団体等との協定の締結等により円滑な供給体制の整備。なお、災害救助基金により紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材の備蓄が可能である。
- 要援護者の態様に応じた支援について
 - ・要援護者の様々なニーズについては、避難支援プランの個別計画で把握するとともに、避難訓練等において当事者が参加することによって具体的なニーズが顕在化するものである。
 - ・例えば、人工透析を行う医療機関の稼働状況に係る情報や視覚障害者に対応した情報提供など避難所における情報提供は要援護者にとって重要なものである。

(4) 災害救助対策事業について

本事業は、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するため、都道府県が管内市町村に対して関係職員を対象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行うもので

ある。

このような事業趣旨と各自治体における災害対応時の経験、地域住民の要望等を踏まえ、地域特性等に配慮した防災体制強化の観点から、被害の軽減、未然の防止をねらいとして、本事業を積極的に活用されたい。

なお、本事業は事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの関連部局間で連絡調整のうえ、十分な活用をお願いしたい。

(5) 降積雪期における防災体制の強化について

過去の自然災害をみると、降積雪期においては、雪下ろし等除雪作業中の事故や雪崩による犠牲者が発生している状況にある。特に、平成18年豪雪においては、雪害としては戦後2番目の被害となり、多数の犠牲者が発生したところである。

今期においても、大雪による災害の発生に十分注意を払い、発災のおそれが生じた場合には迅速な対応がなされるよう、態勢の整備を図られたい。(平成20年12月9日付事務連絡参照)

(6) 災害弔慰金等について

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、市町村が迅速かつ的確に事務を遂行できるよう制度の周知等に特段の配慮をお願いしたい。

特に、2以上の都道府県において災害救助法が適用され、同一の災害により生じた被害と認められる場合には、国内全ての市町村の被害が災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となるので留意願いたい。


(7) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法) について

法施行以降、国民保護計画の策定が進んだことなどから、今後は、運用面での実効性を高めていく段階に至っており、各都道府県においては国民保護訓練を実施することが有効であると考えられるので、取り組まれない。

なお、国と地方が共同して国民保護訓練を実施する場合、この共同訓練に要した費用については、所定の経費を除き国庫負担の対象となっているので申し添える。

予 算 概 要

平成21年度予算案の概要

 厚生労働省社会・援護局(社会)

平成21年度当初予算額案	2兆1,667億円
平成20年度予算額	2兆754億円
差引額	913億円
	(対前年度伸率 4.4%)

I 福祉・介護人材確保対策の推進

1 福祉・介護サービス従事者の確保の推進

(1) 福祉・介護人材確保緊急支援事業の創設(新規)

【セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数】

福祉・介護人材については、労働環境の厳しさ等の要因により離職率が高く、人材が定着していないことから、介護従事者の定着等を促進するための取り組みを支援する。

○ 福祉・介護人材定着支援事業

人材定着支援アドバイザー(仮称)を配置し、就労して間もない従事者に対する巡回相談や事業者への助言を行うことにより、その定着を支援する。

○ 実習受入施設ステップアップ事業

実習受入施設のレベル向上のための講習会等を実施し、実習施設間の連携を支援する。

(参考)

平成20年度第2次補正予算(案)において、福祉・介護人材の育成・定着に向けた総合的な対策に必要な経費を計上 205億円
(障害者自立支援対策臨時特例交付金855億円の内数)

①進路選択学生等支援事業

福祉・介護の仕事の選択を促すために学生や教員に対し、仕事の魅力を伝えるとともに相談・助言を行う。

②潜在的有資格者等養成支援事業

介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者、主婦層等に対し、福祉・介護従事者として再就業や参画を促進するための実践的な研修を行う。

③複数事業所連携事業

単独では人材の定着・確保に取り組むことが困難な事業所等が、複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等を行うことにより、人材の確保・育成を支援する。

④職場体験事業

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供することにより、新たな人材の参入を促進する。

(2) 介護福祉士等修学資金貸付事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数】

介護福祉士等の資格取得の促進を図るため、貸付限度額の引き上げ、返還方法の緩和、返還免除要件の緩和等を行う。

(参考)

平成20年度第2次補正予算(案)において、介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充 320億円

(3) 中央福祉人材センター運営事業費 60百万円

(4) 福利厚生センター運営事業費 110百万円

2 教員・実習体制の充実等

介護福祉士養成施設等の教員及び実習施設の実習指導者の資質の確保・向上及び指導的社会福祉事業従事者の養成等を支援する。

(1) 教員講習会事業(介護福祉士・社会福祉士) 10百万円

(2) 実習指導者特別研修事業(介護福祉士・社会福祉士) 47百万円

(3) 社会事業学校経営委託費 459百万円

(4) 社会福祉職員研修センター経営委託費 47百万円

(参考)

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れ 24百万円

インドネシア等からの外国人介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを進めるため、介護導入研修や受入施設に対する巡回相談等を行う。

II 生活保護制度の適正な実施

1 生活保護費

2兆883億円

生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

(1) 保護費負担金

2兆585億円

母子世帯等に対して自立に向けたきめ細かな支援を行うとともに、母子加算については、平成21年4月から廃止する(3年計画の最終年次)。

- | | |
|-----------------|-------|
| (2) 保護施設事務費負担金 | 276億円 |
| (3) 生活保護指導監査委託費 | 21億円 |

2 自立支援の着実な推進

生活保護受給者の自立支援について、各自治体における自立支援プログラムによる支援を着実に推進するとともに、新たに、就労意欲が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者に対して、就労意欲を喚起するための支援等を実施する。

(1) 就労意欲喚起等支援事業の実施（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数】

就労意欲や生活能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対して、

- ① 就労意欲の喚起、生活能力の向上により、ハローワークと福祉事務所が連携した生活保護受給者等就労支援事業等既存の就労支援策へスムーズにつなげるための支援
- ② 既存の施策による就労支援が難しい者に対する、就労意欲の喚起から、職業訓練、職業紹介、就職活動、離職防止までのトータルな支援

を、民間職業紹介事業者、NPO法人等に委託して実施し、既存の就労支援策と併せて、就労支援策の更なる充実を図る。

(2) 就労支援専門員に対する研修の実施（新規）

4百万円

各自治体において就労支援に携わる者（就労支援専門員）に対し、対人援助技術の取得、支援事例の紹介等を内容とする全国研修会を実施することによって、資質の向上を図る。

(3) ハローワークとの連携（生活保護受給者等就労支援事業）

- ・ ハローワークにおける生活保護受給者等のための就労支援ナビゲーターの配置（315人→334人） 1,145百万円
（職業安定局で計上）
- ・ 生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施 455百万円
（職業能力開発局で計上）

3 適正実施の推進

課税調査の徹底、不正受給の防止など生活保護制度の適正実施を推進する。

○ 行政対象暴力に対する警察との連携・協力体制の強化（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数】

各自治体において、暴力行為や脅迫的言動に備え、警察との連携体制の構築や暴力団情勢等に関する情報交換を行うための連絡会議の開催、行政対象暴力に関する研修の実施によって、警察との連携・協力体制等を強化し、暴力団員等による不正受給の防止を図る。

Ⅲ 地域福祉の再構築

1 安心生活創造事業の創設（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

住み慣れた地域において安心した生活を営むことができるよう、生活課題を抱えた者を早期に発見し、必要な対応を図っていく体制を整備する。

2 日常生活自立支援事業の拡充

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

福祉サービスの利用援助など、本事業の利用者の利便性を考慮するとともに、きめ細やかな支援が行えるよう、市段階での窓口設置を推進する。

3 生活福祉資金貸付事業の体制強化

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

窓口となる市町村社会福祉協議会に専門的な相談員を配置し、貸付申込者に対する相談支援、償還指導、生活課題を解決するための関係機関との連携等を一体的に行うことにより、適切な貸付決定及び償還を確保する。

また、利用者のニーズに対応できるよう、貸付条件等の見直しを行う。

4 先駆的・革新的な社会福祉推進事業の充実

5 億円

21世紀にふさわしい福祉社会の構築を図るため、地域福祉の推進、福祉基盤の確保等に関わる先駆的・革新的な事業に対して助成を行う。

Ⅳ ひきこもり対策の推進

○ ひきこもり対策推進事業の創設（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

ひきこもりの問題の早期発見・早期対応のため、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」（仮称）を都道府県・指定都市に整備する。

Ⅴ ホームレス自立支援の推進

○ 自立支援事業等の推進

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

ホームレスの自立支援を推進するため、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業や総合相談推進事業等を実施する。

また、自立支援センターの設置の際には、民間賃貸住宅等の空き住戸などを活用するなど、ホームレスの社会復帰が円滑に行われるよう支援する。

VI 刑務所出所者等の地域生活定着支援

○ 刑務所出所者等の地域生活定着支援事業の創設（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数】

刑務所入所中から、出所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、年金受給など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して行うため、「地域生活定着支援センター」（仮称）を都道府県の圏域ごとに一か所設置し、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等の社会復帰を支援する。

VII 社会福祉施設等に対する支援

○ 独立行政法人福祉医療機構

（1）貸付事業等

① 貸付枠の確保

・ 資金交付額	3,018 億円
（ ・ 福祉貸付	1,535 億円
・ 医療貸付	1,483 億円

② 貸付条件の改善等

- ・ 保育所の整備に係る融資条件の優遇措置
- ・ 放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の整備に係る融資条件の優遇措置
- ・ 障害者グループホーム等における消防用設備設置促進のための融資要件の緩和
- ・ アスベスト対策事業に係る優遇措置

（2）独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 40億円

福祉医療貸付事業、退職手当共済事業等の業務（人件費、一般管理費等）の財源の一部に充てる交付金

（3）社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 93億円

社会福祉事業施設整備等の貸付事業を行うための借入金等に係る利子の一部に対する利子補給金

（4）社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 259億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合の当該退職職員に対する退職手当金を支給するために要する経費に対する補助金

※社会福祉施設等施設整備費については障害保健福祉部において計上

平成21年度予算(案)の概要

(社会・援護局総務課、災害救助・救援対策室)

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予 算(案)	差 引 増▲減額	備 考
	千円	千円	千円	
1. 刑務所出所者等の 地域生活定着支援事業(新規)	・セーフティネット支援対策等事業費補助金 (210億円)の内数。			○各都道府県の圏域毎に1か所「地域生活定着支援センター」(仮称)を設置し、司法と福祉が連携して、入所中から刑務所出所者等の社会復帰を支援する。
2. ひきこもり対策推進事業(新規)	・セーフティネット支援対策等事業費補助金 (210億円)の内数。			○ひきこもりの状態にある本人や家族を支援するため、都道府県・指定都市に第1次相談窓口である「ひきこもり地域支援センター」(仮称)を設置する。
3. 日本赤十字社 救護業務費等補助金	160,939	156,103	▲ 4,836	○災害救護用移動式仮設診療所整備事業 2か所 2年計画(4か所)の1年次目 ○国民保護救援関連活動資機材整備事業 6か所 5年計画(31か所)の5年次目
4. 災害救助費等負担金	201,500	201,500	0	
5. 災害弔慰金等負担金	140,000	140,000	0	
6. 災害援護貸付金	380,000	380,000	0	
7. 社会福祉推進費補助金	500,000	500,000	0	○地域福祉の推進、福祉基盤の確保等に係る 先駆的・革新的な事業に対する助成
8. その他(旧本省費)	34,775	38,593	3,818	○ひきこもり対策推進事業に係る本省事務費等の増
合 計	1,417,214	1,416,196	▲ 1,018	セーフティネット支援対策等事業費補助金を除く

平成21年度予算(案)の概要

(社会・援護局保護課)

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予 算 額 (案)	差引増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
[生活保護費等負担金]	1,994,540,320	2,086,128,315	91,587,995	
1 保護費負担金	1,966,906,496	2,058,507,620	91,601,124	<p>生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、所要額を確保する。</p> <p>1 生活保護基準</p> <p>(1) 生活扶助基準(対前年度同額)</p> <p>(2) 母子加算の見直し 母子世帯等に対して自立に向けたきめ細かな支援を行うとともに、母子加算については、平成21年4月から廃止する。 (3年計画の最終年次)</p> <p>※ 就労している母子世帯等についてはひとり親世帯就労促進費(1万円又は5千円)を給付</p> <p>(3) 出産扶助基準(施設分娩)の改定 173,000円以内 → 182,000円以内</p> <p>(4) 生業扶助基準(技能修得費(高等学校等就学費を除く))の改定 69,000円以内 → 70,000円以内</p> <p>2 自立支援の着実な推進(詳細下記参照)</p> <p>3 適正実施の推進 課税調査の徹底、不正受給の防止など生活保護制度の適正実施を推進する。</p>
2 施設事務費負担金	27,633,824	27,620,695	▲ 13,129	
(生活保護指導監査 委 託 費	2,162,370	2,142,537	▲ 19,833	(指導監査室で計上)
[セーフティネット支援 対策等事業費補助金]	19,500,000	21,000,000	1,500,000	<p>(生活保護関係新規事業)</p> <p>① 就労意欲喚起等支援事業</p> <p>② 行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業(事項要求)</p>

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予 算 額 (案)	差引増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
[保護施設等施設整備]	—	—	—	社会福祉施設等施設整備費補助金の内数として計上 20年度予算額 11,220,000千円 → 21年度予算案 10,020,000千円
[その他]	416,223	472,129	55,906	(新規事業等) ・ 就労支援専門員に対する全国研修会の実施 0千円 → 3,717千円 ・ 医療扶助レセプトのオンライン受領に対応した収集・解析等ソフトの開発 0千円 → 119,275千円 ・ 生活保護業務データシステムの整備 113,803千円 → 57,334千円
合 計	2,014,456,543	2,107,600,444	93,143,901	※ 生活保護指導監査委託費を除く

自立支援の着実な推進

- 自立支援プログラムによる支援の着実な推進 ———— セーフティネット支援対策等事業費補助金（210億円）の内数
 - ・ 生活保護受給者の自立支援（就労自立・日常生活自立・社会生活自立）について、各自治体における自立支援プログラムによる支援を着実に推進する。
 - ・ 就労意欲喚起等支援事業の実施（新規）
就労意欲や生活能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対して、
 - ① 就労意欲の喚起、生活能力の向上により、福祉事務所とハローワークの連携による生活保護受給者等就労支援事業等既存の就労支援策へスムーズにつなげるための支援
 - ② 既存の施策による就労支援が難しい者に対する、就労意欲の喚起から、職業訓練、職業紹介、就職活動、離職防止までのトータルな支援
を、民間職業紹介事業者、NPO法人等に委託して実施し、既存の就労支援策と併せて、就労支援策の更なる充実を図る。
- ハローワークとの連携（生活保護受給者等就労支援事業）
福祉事務所とハローワークの連携による生活保護受給者等就労支援事業について、更なる連携強化や支援内容の充実を図り、より一層推進する。
 - ・ ハローワークにおける生活保護受給者等のための就労支援ナビゲーターの設置 ———— 1,144,875千円
(315人→334人) [職業安定局で計上]
 - ・ 生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施 ———— 455,001千円
[職業能力開発局にて計上]

保護課自立推進・指導監査室予算額（案）の概要

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予算額(案)	差 引 増 △ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
1 生活保護指導監査委託費	2,162,370	2,142,537	△ 19,833	生活保護指導職員数 H20' H21' 356人 → 350人 (△6人) 〔・定員管理計画による定員 削減に伴う減 (△9人) ・岡山市の政令指定都市移 行に伴う増 (3人)〕
2 その他（旧本省費）	23,254	22,329	△ 925	
合 計	2,185,624	2,164,866	△ 20,758	

平成21年度予算(案)の概要

(地域福祉課)

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予算額(案)	差 引 増 △ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
1 地域福祉の増進 (地域福祉増進事業) 2 ホームレス対策	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「セーフティネット支援対策等事業費補助金」 (平成21年度予算額(案): 21,000百万円の内数) </div>			○ セーフティネット支援対策等事業費補助金 事業追加等 1 安心生活創造事業の創設 国と市町村が協働して、以下の取組を実施 (定額補助) ・訪問調査等による生活課題を抱えた者の把握 ・地域生活をサポートする取組 2 日常生活自立支援事業の拡充 ・市町村での相談窓口となる基幹的社協の増 3 生活福祉資金貸付事業の体制強化 ・相談・償還体制の強化を図るための取組 ・資金内容の見直し (障害者にかかる資金の限度額を引き上げるなど 利用者の資金ニーズに対応) 4 ホームレス自立支援事業の充実 ・賃貸住宅を活用した自立支援事業の実施 ※ 「地域福祉活性化事業」及び「自立生活サポート事業」は、「地域福祉等推進特別支援事業」に統合
3 地方改善事業関係	7,055,645	6,713,308	▲ 342,337	
(1)地方改善施設整備費	1,666,000	1,428,000	▲ 238,000	
(2)地方改善事業費	5,389,645	5,285,308	▲ 104,337	1 隣保館等運営事業費 5,239,625千円 → 5,139,688千円 2 生活館等運営事業費 150,020千円 → 145,620千円
4 全国社会福祉協議会 活動の推進	113,760	113,154	▲ 606	・ ボランティアセンター機能の充実・強化、 民生委員に対する情報支援等
5 自殺防止対策 (いのちの電話)	80,815	0	▲ 80,815	※ 障害保健福祉部において、自殺対策に取り組む 民間団体に対し支援を行う事業を創設
6 消費生活協同組合運営 状況調査	6,058	6,045	▲ 13	
7 ホームレス全国概数調査	33,818	22,843	▲ 10,975	
8 その他(旧本省費等)	16,416	16,222	▲ 194	
合 計	7,306,512	6,871,572	▲ 434,940	

平成21年度予算（案）の概要

（社会・援護局福祉基盤課）

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予算額(案)	差 引 増 △ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
I 人材確保指針関係				
1 福祉人材確保推進事業				
(1) 福祉・介護人材確保緊急支援事業（新規）	セーフティネット支援対策等事業費補助金の内数			<p>（事項要求） 就労して間もない従事者に対する巡回相談や事業者への助言を行うとともに、実習受入施設のレベル向上のための講習会等を実施し、実習施設間の連携を支援する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><参考> 平成20年度第2次補正予算(案)</p> <p>○福祉・介護人材確保のための緊急対策【205億円】 (障害者自立支援対策臨時交付金855億円の内数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路選択学生等支援事業 ・潜在的有資格者等養成支援事業 ・複数事業所連携事業 ・職場体験事業 </div>
(2) 福祉人材確保重点事業	セーフティネット支援対策等事業費補助金の内数			都道府県福祉人材センター
(3) 介護福祉士等修学資金貸付事業	セーフティネット支援対策等事業費補助金の内数			<p>（事項要求）</p> <p>①貸付限度額の引き上げ (36,000円 → 50,000円)</p> <p>②入学・就職準備金の新設 (0円 → 200,000円)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><参考> 平成20年度第2次補正予算(案)</p> <p>○介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充【320億円】</p> </div>
2 中央福祉人材センター運営事業	61,432	60,188	△ 1,244	全国社会福祉協議会 (中央福祉人材センター)
3 福利厚生センター運営事業費	157,697	109,552	△ 48,145	福利厚生センター
4 介護福祉士等現況調査事業	47,312	0	△ 47,312	

事 項	平成20年度	平成21年度	差 引	備 考
	予 算 額	予算額(案)	増 △ 減 額	
	千円	千円	千円	
Ⅱ 社会福祉士及び介護福祉士法関係				
1 教員の質の向上				
(1) 介護教員講習会事業	7,898	6,953	△ 945	介護福祉士養成施設等における専任教員の資質を確保するための講習会の実施 (日本介護福祉士養成施設協会)
(2) 社会福祉士実習・演習担当教員講習会事業	4,226	3,176	△ 1,050	福祉系大学及び社会福祉士養成施設等における実習・演習担当教員の資質を確保するための講習会の実施 (日本社会福祉士養成校協会)
2 実習施設における実習指導者の質の向上				
(1) 介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修事業	33,001	27,241	△ 5,760	介護福祉士の養成に係る実習施設における実習指導者の資質を確保するための研修の実施(日本介護福祉士会)
(2) 社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修事業	22,483	19,603	△ 2,880	社会福祉士の養成に係る実習施設における実習指導者の資質を確保するための研修の実施(日本社会福祉士会)
3 介護実習内容高度化モデル事業	20,160	0	△ 20,160	
Ⅲ E P A 関係				
外国人看護師・介護福祉士受入事業	18,942	23,566	4,624	インドネシア等からの外国人介護福祉士候補者の適切な受入れを進めるため、介護導入研修や受入施設に対する巡回指導等を行う。
Ⅳ 社会事業学校等経営委託費				
1 社会事業学校経営委託費等	465,598 (うち各所修繕 6,127)	465,314 (うち各所修繕 6,127)	△ 284	定員削減 △ 1名
2 社会福祉職員研修センター	49,444	46,592	△ 2,852	全国社会福祉協議会(中央福祉学院)

事 項	平成20年度	平成21年度	差 引 増△減額	備 考
	予 算 額	予算額(案)		
	千円	千円	千円	
V 独立行政法人福祉医療機構				
1 運営費交付金				
(1) 一般勘定分	3,509,989	3,391,761	△ 118,228	
(2) 共済勘定分	635,491	614,479	△ 21,012	
2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	26,536,631	25,922,887	△ 613,744	給付予定人員の減 (79,558人 → 75,120人)
3 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	9,764,372	9,297,512	△ 466,860	<p>1 貸付原資の確保</p> <p>貸付契約額 3,501億円→3,237億円 (うち福祉貸付 1,735億円→1,627億円)</p> <p>資金交付額 3,338億円→3,018億円 (うち福祉貸付 1,637億円→1,535億円)</p> <p>財政融資資金 3,008億円→2,828億円</p> <p>自己資金 330億円→ 190億円</p> <p>財投機関債 430億円→ 400億円</p> <p>2 福祉医療貸付の条件改善</p> <p>①保育所の整備に係る融資条件の優遇措置</p> <p>②放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置</p> <p>③児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の整備に係る融資条件の優遇措置</p> <p>④障害者グループホーム等における消防用設備設置促進のための融資要件の緩和</p> <p>⑤7/24対策事業に係る優遇措置</p>
VI 社会福祉法人に対する支援				
1 社会福祉法人経営支援事業	セーフティネット支援対策等事業費補助金の内数			都道府県に社会福祉法人経営支援協議会をモデル的に設置し、効率的な経営等が必要な法人に対して、必要な助言・指導等を行い、法人経営の健全化を図る。
2 福祉サービスの第三者評価事業	8,470	8,290	△ 180	全国社会福祉協議会において、第三者評価事業の円滑な普及・定着を図るため、評価基準の策定、指導者養成研修を実施。

事 項	平成20年度	平成21年度	差 引 増 △ 減 額	備 考
	予 算 額	予 算 額 (案)		
	千円	千円	千円	
3 運営適正化委員会設置運営事業	セーフティネット支援対策等事業 費補助金の内数			1. 都道府県分 都道府県社会福祉協議会に設置され た運営適正化委員会の運営に必要な経 費を補助 2. 全国社会福祉協議会分 全国社会福祉協議会において、都道府 県社会福祉協議会に設置する運営適正化 委員会の相談員全国会議を実施。
	1,010	978	△ 32	
4 社会福祉法人指導監督事業	セーフティネット支援対策等事業 費補助金の内数			都道府県、指定都市及び中核市が実施 する社会福祉法人指導監督に要する旅費 を補助。
VII 社会福祉施設に対する支援				
社会福祉施設の運営（措置費）				
（単位：千円）				
	社会・援護局	障害保健福祉部	雇用均等・ 児童家庭局	合 計
平成21年度	27,620,695	11,446,586	421,988,629	461,055,910
平成20年度	27,633,824	11,100,810	407,320,581	446,055,215
増 △ 減 額	△13,129	345,776	14,668,048	15,000,695
内訳 自然増等 改善増	△13,983 854	162,067 183,709	12,277,017 2,391,031	12,425,101 2,575,594
VIII 本省費				
	14,430	11,973	△ 2,457	
計	41,358,586	40,010,065	△1,348,521	

参 考 资 料

都道府県における福祉人材センター・バンク担当課一覧(平成21年1月現在)

	部局	電話	FAX
北海道	保健福祉部福祉局福祉援護課	011-231-4111(内25-617)	011-232-4070
青森県	健康福祉部健康福祉政策課	017-734-9281(直通)	017-734-8085
岩手県	保健福祉企画室企画担当	019-629-5412	019-629-5419
宮城県	保健福祉部社会福祉課	022-211-2519	022-211-2594
秋田県	健康福祉部福祉政策課	018-860-1316	018-860-3841
山形県	健康福祉部健康福祉企画課	023-630-2256	023-630-2256
福島県	保健福祉部福祉監査課	024-521-7324	024-521-7917
茨城県	保健福祉部福祉指導課	029-301-3157(直通)	029-301-3179
栃木県	保健福祉部保健福祉課	028-623-3087	028-623-3131
群馬県	健康福祉部健康福祉課	027-226-2518	027-221-1121
埼玉県	福祉部社会福祉課	048(830)3221	048(830)4782
千葉県	健康福祉部健康福祉指導課	043-223-2606	043-222-6294
東京都	福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課	03-5320-4049(直通)	03-5388-1403
神奈川県	神奈川県地域保健福祉課	045-210-4755	045-210-4755
新潟県	福祉保健部福祉保健課	025-285-5511(内線2628) 直通:025-280-5178	025-283-3466
富山県	厚生部厚生企画課	076-444-3197(直通)	076-444-3491
石川県	健康福祉部厚生政策課	076-225-1414	076-225-1409
福井県	健康福祉部地域福祉課	0776-20-0326	0776-20-0637
山梨県	福祉保健部福祉保健総務課	055-223-1443	055-223-1447
長野県	社会部地域福祉課	026-235-7114	026-235-7485
岐阜県	健康福祉部地域福祉国保課	058-272-1111(内線2522) 058-272-8261(直通)	058-278-2651
静岡県	厚生部福祉こども局地域福祉室	054-221-3525	054-221-3279
愛知県	健康福祉部地域福祉課	052-954-6262(直通)	052-954-6945
三重県	健康福祉部社会福祉室	059-224-2256	059-224-3085
滋賀県	健康福祉部健康福祉政策課	077-528-3512	077-528-4850
京都府	健康福祉部 介護・福祉事業課	075-414-4559	075-414-4572
大阪府	健康福祉部 地域福祉推進室地域福祉課	06-6941-0351(内線4506)	06-6944-6681
兵庫県	健康福祉部社会福祉局福祉法人課	078-362-4086(直通)	078-362-4086(直通)
奈良県	福祉部福祉政策課	0742-22-1101(内線2817) 0742-27-8503(直通)	0742-22-5709
和歌山県	和歌山県福祉保健部福祉保健総務課	073-441-2472(直通)	073-425-6560
鳥取県	福祉保健部福祉保健課	0857-26-7158	0857-26-8116
島根県	健康福祉部地域福祉課	0852-22-6822	0852-22-5448
岡山県	保健福祉部施設指導課	086-226-7321(直通)	086-224-2313
広島県	健康福祉局社会福祉部地域福祉課	082-513-3144(直通)	082-223-3572
山口県	健康福祉部 厚政課	083-933-2724	083-933-2739
徳島県	保健福祉政策課地域福祉支援室	088-621-2171	088-621-2839
香川県	香川県健康福祉部健康福祉総務課	087-832-3259	087-806-0209
愛媛県	保健福祉部管理局保健福祉課	089-912-2386	089-921-8004
高知県	健康福祉部保健福祉課	088-823-9625	088-823-9207
福岡県	福祉労働部福祉総務課	092-643-3243	092-643-3245
佐賀県	健康福祉本部地域福祉課	0952-25-7053	0952-25-7264
長崎県	福祉保健部福祉保健課	095(895)2416	095-895-2570
熊本県	健康福祉政策課福祉のまちづくり室	096-383-1111(内線7027) 096-333-2201(直通)	096-387-5992
大分県	福祉保健部地域福祉推進室	097-506-2622	097-506-1732
宮崎県	福祉保健課	0985-26-7075	0985-26-7326
鹿児島県	保健福祉部社会福祉課	099-286-2111(内2825)	099-286-5568
沖縄県	福祉保健部福祉・援護課	098-866-2177	098-866-2758

○都道府県福祉人材センター・バンク一覧

(参考資料2)

都道府県福祉人材センター一覧(平成20年12月1日現在)

北海道	北海道福祉人材センター	〒060-0002	札幌市中央区北2条西7-1 道立社会福祉総合センター内	011-272-6662
青森	青森県福祉人材センター	〒030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-777-0012
岩手	岩手県福祉人材センター	〒020-0831	岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4522
宮城	宮城県福祉人材センター	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館1F	022-262-9777
秋田	秋田県福祉保健人材センター	〒010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-864-2880
山形	山形県福祉人材センター	〒990-0021	山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内	023-633-7739
福島	福島県福祉人材センター	〒960-8141	福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内	024-521-5662
茨城	茨城県福祉人材センター	〒310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	029-244-3727
栃木	栃木県福祉人材・研修センター	〒320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬	群馬県福祉マンパワーセンター	〒371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-255-6600
埼玉	埼玉県福祉研修・人材センター	〒330-8529	さいたま市針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1F	048-833-8033
千葉	千葉県福祉人材・研修センター	〒260-8508	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-248-1294
東京	東京都福祉人材センター	〒102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7F	03-5211-2860
神奈川	かながわ福祉人材研修センター	〒221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内	045-312-1121
新潟	新潟県福祉人材センター	〒950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5523
富山	富山県健康・福祉人材センター	〒930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)2F	076-432-6156
石川	石川県福祉人材センター	〒920-0964	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館2F	076-234-1151
福井	福井県福祉人材センター	〒910-8516	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-21-2294
山梨	山梨県福祉人材センター	〒400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8654
長野	長野県福祉人材研修センター	〒380-0928	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター4F	026-226-7330
岐阜	岐阜県福祉人材センター	〒500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内6F	058-276-2510
静岡	静岡県社会福祉人材センター	〒420-0856	静岡市駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-271-2110
愛知	愛知県福祉人材センター	〒460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7 愛知県社会福祉会館内	052-231-3224
三重	三重県福祉人材センター	〒514-8552	三重県津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館4F	059-224-1082
滋賀	滋賀県福祉人材・研修センター	〒525-0072	草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-567-3925
京都	京都府福祉人材・研修センター	〒604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 ハートピア京都5F	075-252-6297
大阪	大阪府福祉人材センター	〒542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内	06-6762-9020
兵庫	兵庫県福祉人材センター	〒651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内1F	078-271-3881
奈良	奈良県福祉人材センター	〒634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0160
和歌山	和歌山県福祉保健研修人材センター	〒640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6F	073-435-5211
鳥取	鳥取県福祉人材センター	〒689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336
島根	島根県福祉人材センター	〒690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5957
岡山	岡山県福祉人材センター	〒700-0807	岡山市南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館内	086-226-3507
広島	広島県社会福祉人材育成センター	〒732-0816	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	055-254-8654
山口	山口県福祉人材・研修センター	〒753-0072	山口市大手町9-6 ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館内	083-922-6200
徳島	徳島県福祉人材センター	〒770-0943	徳島市中昭和町1-2 徳島県立総合福祉センター3F	088-625-2040
香川	香川県福祉人材センター	〒760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター4F	087-833-0250
愛媛	愛媛県福祉人材センター	〒790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内	089-921-5344
高知	高知県福祉人材センター	〒780-8567	高知市朝倉倉375-1 高知県立ふくし交流プラザ	088-844-3511
福岡	福岡県福祉人材センター	〒816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2F	092-584-3310
佐賀	佐賀県福祉人材・研修センター	〒840-0021	佐賀市鬼丸町7-18 佐賀県社会福祉会館内	0952-28-3406
長崎	長崎県福祉人材研修センター	〒852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095-846-8656
熊本	熊本県福祉人材・研修センター	〒860-0842	熊本市南千反畑町3-7 熊本総合福祉センター内	096-322-8077
大分	大分県福祉人材センター	〒870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000
宮崎	宮崎県福祉人材センター	〒880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター人材研修館内	0985-32-9740
鹿児島	鹿児島県福祉人材・研修センター	〒890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888
沖縄	沖縄県福祉人材研修センター	〒903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟3F	098-882-5703

福祉人材バンク一覧(平成20年12月1日現在)

北海道	函館市福祉人材バンク	〒040-0063	函館市若松町33-6 函館市総合福祉センター	0138-23-8546
	旭川市福祉人材バンク	〒070-0035	旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1F	0166-23-0138
	釧路市福祉人材バンク	〒085-0011	釧路市旭町12-3 釧路市総合福祉センター	0154-24-1686
	帯広市福祉人材バンク	〒080-0847	帯広市公園東町3-9-1 帯広市グリーンプラザ	0155-27-2525
	北見市福祉人材バンク	〒090-0065	北見市寿町3-4-1 北見市総合福祉会館1F	0157-22-8046
	苫小牧市福祉人材バンク	〒053-0021	苫小牧市若草町3-3-8 苫小牧市民活動センター1F	0144-32-7111
青森	弘前福祉人材バンク	〒036-8063	弘前市高園2-8-1	0172-36-1830
	八戸福祉人材バンク	〒039-1166	八戸市根城8-8-115	0178-47-2940
群馬	高崎市福祉人材バンク	〒370-0045	高崎市東町80-1 高崎市労使会館1F	027-324-2761
	太田市福祉人材バンク	〒373-8718	太田市浜町2-35 太田市役所2F	0276-48-9599
神奈川	川崎市福祉人材バンク	〒211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター5階	044-739-8726
福井	嶺南福祉人材バンク	〒914-0047	敦賀市東洋町4-1 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内	0770-22-3133
静岡	浜松市福祉人材バンク	〒432-8035	浜松市成子町140-8 浜松市福祉交流センター	053-458-9205
	静岡県福祉人材センター東部支所	〒410-0801	沼津市大手町1-1-3 静岡県東部地域交流プラザ(パレット)2F	055-952-2942
愛知	豊橋市福祉人材バンク	〒440-0055	豊橋市前畑町115 新総合福祉センターあいたピア	0532-52-1111
	小牧市福祉人材バンク	〒485-0041	小牧市小牧5-407	0568-77-0123
兵庫	姫路市福祉人材バンク	〒670-0955	姫路市安田3-1	0792-84-9988
和歌山	紀南福祉人材バンク	〒646-0031	田辺市湊1619-8 田辺市民総合センター内	0739-26-4918
島根	島根県福祉人材センター石見分室	〒697-0016	浜田市野原町1826-1 いわみーる2F	0855-24-9340
岡山	倉敷福祉人材バンク	〒710-0055	倉敷市阿知1-7-2-803 くらしきシティプラザ西ビル8F	086-427-3236
	津山福祉人材バンク	〒708-0004	津山市山北520	0868-23-5130
高知	安芸福祉人材バンク	〒784-0007	安芸市寿町2-8	0887-34-3540
	幡多福祉人材バンク	〒787-0012	四万十市右山五月町8-3	0880-35-5514
福岡	北九州市福祉人材バンク	〒804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F	093-881-0901
	筑後地区福祉人材バンク	〒830-0027	久留米市長門石町1-1-34 総合福祉センター内	0942-34-3035
	筑豊地区福祉人材バンク	〒820-0011	飯塚市大字柏の森956-4	0948-23-2210
	京築地区福祉人材バンク	〒824-0063	行橋市大字中津熊501 ウィズゆくはし内	0930-23-8495
長崎	佐世保福祉人材バンク	〒857-0028	佐世保市八幡町6-1 佐世保市社会福祉協議会内	0956-23-3174
大分	日田市福祉人材バンク	〒887-0003	日田市上城内町1-8 日田市総合保健福祉センター3F	0973-24-7590
沖縄	名護市福祉人材バンク	〒905-0014	名護市港2-1-1 名護市民会館内福祉センター	0980-53-4142

○都道府県別社会福祉士会等職能団体名簿

(参考資料3)

都道府県社会福祉士会名簿

都道府県	郵便番号	事務局連絡先		TEL
北海道	001-0010	北海道札幌市北区北十条西4丁目1	在宅サッポロSCビル2F	011-717-6886
青森	030-0822	青森県青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ5F	017-723-2560
岩手	020-0134	岩手県盛岡市南青山町13-30	青山和敬荘内	019-648-1411
宮城	981-0935	宮城県仙台市青葉区三条町10-19	PROP三条館内	022-233-0296
秋田	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館内	018-896-7881
山形	990-0021	山形県山形市小白川町2-3-31	山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
福島	979-1161	福島県双葉郡富岡町夜の森南5-6-1	渡辺さちお社会福祉士事務所気付	0240-22-7758
茨城	310-0851	茨城県水戸市千波町1918	茨城県総合福祉会館5F	029-244-9030
栃木	320-8508	栃木県宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ内 とちぎソーシャルワーク共同事務所	028-600-1725
群馬	379-2161	群馬県前橋市富田町1808-4		027-212-8388
埼玉	338-0003	埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5	ベルメゾン小島103	048-857-1717
千葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3	千葉県社会福祉センター4階	043-238-2866
東京	102-0072	東京都千代田区飯田橋4-7-6	カクエイビル4階	03-5215-7365
神奈川	221-0844	神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2	神奈川県社会福祉会館3階	045-317-2045
新潟	950-8575	新潟県新潟市上2丁目2-2	新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5502
山梨	400-0073	山梨県甲府市湯村2-6-20	ハイツオザワ202	055-254-3531
長野	380-0836	長野県長野市南長野南県町1001-3ロワール丸ビル4階	長野県社会福祉団体合同事務所内	026-229-6621
富山	939-0341	富山県射水市三ヶ579	富山福祉短期大学内	0766-55-5572
石川	920-2144	石川県白山市大竹町口17-1	高齢者専用住宅シニアホーム香林苑内	076-272-2244
福井	910-0026	福井県福井市光陽4-2-26	県浴場会館2階6号室	0776-27-0688
岐阜	500-8261	岐阜県岐阜市茜部大野2-219		058-277-7216
静岡	420-0024	静岡県静岡市葵区中町24-2	若杉ビル3F	054-252-9877
愛知	460-0012	愛知県名古屋市中区千代田5-21-3	サンマンション鶴舞402	052-264-0687
三重	514-0003	三重県津市桜橋2-131	三重県社会福祉会館4階	059-228-6008
滋賀	520-2352	滋賀県野洲市富波乙681-55		077-518-2640
京都	602-8143	京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519	京都社会福祉会館2F	075-803-1574
大阪	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-4-15	大阪府社会福祉会館内	06-4304-2772
兵庫	651-0062	兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-18	兵庫県福祉センター内	078-232-4590
奈良	630-8253	奈良県奈良市内待原町8番地	ソメカワビル2階	0742-26-2757
和歌山	640-8323	和歌山県和歌山市太田421-1	駅前東ビル4階F室	073-473-1753
鳥取	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729-5	鳥取県社会福祉協議会内	0857-59-6334
島根	699-1621	島根県仁多郡奥出雲町上阿井424-1	特別養護老人ホームあいサンホーム内	0854-56-0081
岡山	700-0975	岡山県岡山市今3-3-5	田村様方	090-3636-9559
広島	732-0816	広島県広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館内	082-254-3019
山口	753-0072	山口県山口市大手町9-6	社会福祉会館内	083-928-6644
徳島	771-1203	徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前155-2		088-693-1370
香川	762-0084	香川県丸亀市飯山町上法軍寺2600	特別養護老人ホーム紅山荘内	0877-98-2781
愛媛	791-8012	愛媛県松山市姫原2-3-21	NPO法人家族支援フォーラム内	089-922-1937
高知	781-1105	高知県土佐市蓮池790-3		088-828-5922
福岡	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-9-12	アイビーコートⅢビル601号	092-483-2944
佐賀	849-0935	佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15-3	佐賀県社会福祉士会館	0952-36-5833
長崎	852-8104	長崎県長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター県棟5階	095-848-6012
熊本	860-0811	熊本県熊本市本荘2-3-8	熊本乳児院内	096-371-1396
大分	875-0222	大分県臼杵市野津町大字吉田字仮屋3026		0974-24-3340
宮崎	880-0014	宮崎県宮崎市鶴島2-9-6	宮崎NPOハウス301	0985-86-6111
鹿児島	890-8517	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-7	鹿児島県社会福祉センター内	099-213-4055
沖縄	900-0023	沖縄県那覇市楚辺2-24-24	ケイズコート2階	098-836-8201

都道府県介護福祉士会名簿

都道府県	郵便番号	事務局所在地		電話番号
北海道	001-0010	北海道札幌市北区北十条西4-1	SCビル2階	011-707-4700
青森	030-0822	青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ5階	017-731-2006
岩手	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手	岩手県社会福祉協議会 福祉人材研修課	019-637-4527
宮城	981-8523	仙台市青葉区国見1-19-1	東北福祉大学ステーションキャンパス3F	022-393-8557
秋田	019-1541	仙北郡美郷町土崎字上野乙102-30	畠山 朋寿 様方	090-2027-0294
山形	990-0021	山形市小白川町2丁目3番31号	山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
福島	963-1303	郡山市熱海町玉川字横川56	六角 泉 様方	024-984-0210
茨城	312-0022	ひたちなか市金上562-1	ひたちなか市社会福祉協議会内	029-354-5221
栃木	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	とちぎソーシャルワーク共同事務所	028-600-1725
群馬	371-8525	前橋市新前橋町13-12	群馬県社会福祉協議会 利用支援グループ内	027-255-6226
埼玉	330-0056	さいたま市浦和区東仲町4-16	ベルゾーネK・M 1-D号	048-871-2504
千葉	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3	千葉県社会福祉センター3F	043-248-1451
東京	135-0003	江東区猿江1-3-7	パーク・ノヴァ猿江恩賜公園102	03-5624-2821
神奈川	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	神奈川県社会福祉会館内	045-311-8776
新潟	950-0994	新潟市上所2-2-2	新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5531
富山	939-8084	富山市西中野1-1-18	オフィス西中野1F	076-422-2442
石川	920-0964	金沢市本多町3-1-10	石川県社会福祉会館内	076-234-1151
福井	910-2178	福井市榎野町10-17	金牧裕美 様方	0776-24-0086
山梨	400-0203	南アルプス市徳永175-41	市川 あや子 様方	055-285-6488
長野	380-0836	長野市南長野南県町1001-3	陽光丸ビル4階	026-223-6670
岐阜	501-6063	羽島郡笠松町長池396-2	奥村 昇 様方	058-387-6347
静岡	420-0024	静岡市葵区中町24-2	若杉ビル2F	054-253-0818
愛知	492-8137	稲沢市国府宮3-4-11	第二児玉荘101号	0587-32-0554
三重	514-8552	津市桜橋2-131	三重県社協 サービス支援部内	059-271-9918
滋賀	525-0014	草津市駒井沢町302		077-568-1758
京都	602-8143	京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519	京都社会福祉会館 2階	075-801-8060
大阪	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15	大阪社会福祉会館内	06-6766-3633
兵庫	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18	兵庫県福祉センター1F	078-232-4590
奈良	634-0063	橿原市久米町569	ヒロタウエストゲート405	0744-35-5286
和歌山	646-0012	田辺市神島台6-1	真寿苑	0739-22-3639
鳥取	689-0201	鳥取市伏野1729-5	鳥取県立福祉人材センター内	0857-59-6336
島根	693-0031	出雲市古志町906	有限会社介護の相談 森山内	0853-24-8883
岡山	700-0813	岡山市石岡町2-1	岡山県総合福祉会館5階	086-222-3125
広島	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉協議会内	082-254-3016
山口	753-0072	山口市大手町9-6	山口県社会福祉協議会内	083-924-2783
徳島	779-3105	徳島市国府町東高輪字天満369-1	徳島健康会福祉専門学校内	088-642-9666
香川	762-0044	坂出市本町3-5-26	トマトマンション203	0877-46-0143
愛媛	790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館2F	愛媛県社協 福祉振興班内	089-921-8566
高知	780-8567	高知市朝倉戊375-1	高知県社会福祉協議会	088-844-3511
福岡	812-0012	福岡市博多区博多駅前中央街7-1	シック博多駅前ビル5F	092-474-7015
佐賀	846-0002	多久市北多久町大字小侍869		0952-75-3292
長崎	852-8555	長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター県棟4F	095-842-1237
熊本	862-0950	熊本市水前寺6-41-5	千代田レジデンス県庁東210号室	096-384-7125
大分	870-0921	大分市萩原4-8-58	大分県整骨会館3F	097-551-6555
宮崎	880-0014	宮崎市鶴島2-9-6	NPOハウス3階304	0985-22-3710
鹿児島	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	県社会福祉センター4F	099-206-3050
沖縄	903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1	沖縄県総合福祉センター 西棟4F	098-887-3344

都道府県精神保健福祉士協会等名簿

平成20年12月現在

都道府県協会名	郵便番号	事務局所在地	電話番号	FAX番号
北海道精神保健福祉士協会	001-0010	札幌市北区北10条西4-1SCビル2階	011-887-9709	011-717-6887
青森県精神保健福祉士協会	039-3501	青森市大字浅虫字内野27-2浅虫温泉病院	017-752-3004	017-752-3194
岩手県精神保健福祉士協会	025-0033	花巻市諏訪500 (独)国立病院機構花巻病院医療相談室	0198-24-0511	0198-24-1721
宮城県精神保健福祉士協会	981-1231	名取市手倉田字山無番地宮城県立精神医療センター	022-384-2236	022-384-9162
秋田県精神保健福祉士協会	019-2413	大仙市協和上流川五別列田352 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	018-892-3751	018-892-3759
山形県精神保健福祉士協会	999-3103	上山市金谷字金谷神927-5 (福)鶴翔会 こまくさの里	023-673-2148	023-673-2172
福島県精神保健福祉士協会	963-0201	郡山市大槻町御前3-1 すがのクリニック	024-898-3300	024-965-3800
茨城県精神保健福祉士協会	311-1231	ひたちなか市柳沢2831 (福)はまぎくの会 地域活動支援センターふわり	029-264-1500	029-262-6200
栃木県精神保健福祉士協会	329-0014	宇都宮市下岡本町2162 栃木県立岡本台病院 医務局 社会復帰科	028-673-2211(代)	028-673-2214
群馬県精神保健福祉士協会	370-3603	北群馬郡吉岡町障陽98 田中病院	0279-54-2106	0279-54-0247
埼玉県精神保健福祉士協会	365-0073	鴻巣市八幡田849 (福)恩賜財団済生会 埼玉県済生会鴻巣病院	048-596-2221	048-596-6786
千葉県精神保健福祉士協会	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2 千葉県精神保健福祉センター	043-263-3891	043-265-3953
東京都精神保健福祉士協会	180-0013	武蔵野市西久保1-6-25-302 就労支援センターMEW	080-5879-8385	050-3712-8428
神奈川県精神保健福祉士協会	239-0006	横浜市港南区芹が谷2-5-2 神奈川県精神保健福祉センター	045-821-5358	045-821-5358
新潟県精神保健福祉士協会	940-0015	長岡市寿2丁目4-1 新潟県立精神医療センター	0258-24-3930	0258-24-3891
富山県精神保健福祉士協会	930-0103	富山市北代5200 和教会生活支援センター	076-434-8100	076-434-8150
石川県精神保健福祉士協会	922-0831	加賀市幸町2-63 加賀こころの病院 地域ケアセンター	0761-72-0880	0761-72-0875
福井県精神保健福祉士協会	910-0017	福井市文京2-9-1 (財)松原病院 地域医療部	0776-31-3308	0776-27-2827
山梨県精神保健福祉士協会	400-0001	甲府市和田町2968 (財)花園病院 精神科医療総合サービスセンター	055-253-2228	055-253-8257
長野県精神保健福祉士協会	390-0872	松本市北深志1-5-18 かとうメンタルクリニック	0263-34-6141	0263-34-7983
岐阜県精神保健福祉士協会	505-0004	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3555 地域生活支援センターひびき	0574-25-1294	0574-25-1296
静岡県精神保健福祉士協会	410-8575	沼津市中瀬町24-1 沼津中央病院 医療相談課	055-931-4100	055-934-1898
愛知県精神保健福祉士協会	470-1168	豊明市栄町南館3-879 桶狭間病院	0562-97-1361	0562-97-8004
三重県精神保健福祉士協会	510-8575	四日市市日永5039 総合心療センターひなが管理棟1F 相談支援センタージシオ	059-345-2356	059-346-4843
滋賀県精神保健福祉士協会	520-2433	野洲郡中主町八夫1318 地域生活支援センター 風	077-589-8784	077-589-5478
京都府精神保健福祉士協会	617-0843	長岡京市友岡4-18-1 財団法人長岡記念財団	075-951-9201	075-954-1210
大阪府精神保健福祉士協会	561-0803	豊中市城山町1-10-9 (医)北斗会 地域活動支援センター「クム」	06-6865-0533	06-6865-0533
兵庫県精神保健福祉士協会	652-0041	神戸市兵庫区湊川町3-13-20 湊川病院 医療福祉科	078-521-1367	078-531-7066
奈良県精神科ソーシャルワーカー協会	633-0062	桜井市粟殿1000 奈良県精神保健福祉センター	0744-43-3131	0744-42-1603
和歌山県精神医学ソーシャルワーカー協会	640-8319	和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛2階 和歌山県精神保健福祉センター	073-435-5194	073-435-5193
鳥取県精神保健福祉士協会	683-0804	米子市米原1460-7 (福)養和会 エポック翼	0859-36-2005	0859-36-2007
島根県精神保健福祉士協会	692-0022	安来市南十神町19-1 杉原クリニック	0854-22-1222	0854-22-1251
岡山県精神保健福祉士協会	702-8508	岡山市浦安本町100-2 (財)慈主会 慈主病院 生活福祉支援室	086-262-1191	086-262-4448
広島県精神保健福祉士協会	733-0815	広島市西区己斐上6丁目554-1 (医社)共愛会 己斐ヶ丘病院	082-272-2126	082-507-5014
山口県精神保健福祉士協会	755-0005	宇部市五十目山町16-23 山口宇部協立病院 地域連携室	070-5674-6894	083-633-2283
徳島県精神保健福祉士協会	771-1342	板野郡上板町佐藤塚字東288-3 (医)あいざと会 藍里病院 相談室	088-694-5151	088-694-5321
香川県精神保健福祉士協会	767-0003	三豊市高瀬町比地中2986-3 三豊市立西香川病院	0875-72-5121	0875-72-2192
愛媛県精神保健福祉士協会	790-8571	松山市二番町4丁目7-2 愛媛県松山市 保健福祉部 障害福祉課	089-948-6433	089-932-7553
高知県精神保健福祉士協会	780-8535	高知市西町100 細木ユニティ病院 在宅部	070-5686-4260	088-825-0915
福岡県精神保健福祉士協会	824-0033	行橋市北泉3-11-1 行橋記念病院 相談室	0930-25-2000	0930-25-3477
佐賀県精神保健福祉士協会	840-0806	佐賀市神園3-18-45 神野病院	0952-31-1441	0952-32-3469
長崎県精神保健福祉士協会	857-1174	佐世保市天神5-23-31 (医)慶仁会 天神病院 医療福祉相談室	0956-31-8135	0956-31-5991
熊本県精神保健福祉士協会	865-0041	玉名市伊倉北方265 城ヶ崎病院 リハビリテーション科	0968-73-3375	0968-73-3379
大分県精神保健福祉士協会	870-1153	大分市大字小野鶴1350 生活訓練施設フライハイム	097-588-8616	097-588-8616
宮崎県精神保健福祉士協会	880-0945	宮崎市福島町寺山3147 (医)慈光会 宮崎若久病院	0985-51-1548	0985-52-7394
鹿児島県精神保健福祉士協会	898-0089	枕崎市白沢北町191 (医)慈生会 ウェルフェア九州病院 医療福祉相談課	0993-72-0055	0993-72-1199
沖縄県精神保健福祉士協会	904-0012	沖縄市安慶田4-10-3 (医)卯の会 新垣病院	098-933-2756	098-932-9577

○福利厚生センター関係資料

(参考資料4)

都道府県地方事務局(業務受託団体)一覧

平成20年1月31日

地方事務局名	〒	所在地	TEL	FAX
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター4F	011-251-3828	011-251-3848
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ内	0177-23-1391	0177-23-1394
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466	019-637-4255
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 日宝本町ビル2階	022-227-5535	022-227-5151
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2711	018-864-2701
山形県民間社会福祉事業振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31	023-642-2155	023-642-1493
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251	024-523-4477
茨城県社会福祉協議会	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133	029-241-1434
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622	028-623-4963
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県福祉マンパワーセンター内	027-255-6600	027-255-6040
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547	048-822-2888
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729	043-245-9047
東京都社会福祉協議会	162-8953	新宿区神楽河岸1-1	03-5261-2240	03-3235-5979
神奈川県福祉協会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	045-314-6155	045-316-3801
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5520	045-281-5528
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21	0764-32-2959	0764-42-4884
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212	076-222-8900
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339	0776-24-8941
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610	055-254-8614
長野県社会福祉協議会	380-0923	長野市大字若里1570-1	026-226-4126	026-228-0130
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館内	058-275-5508	058-275-5508
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5248	054-251-7508
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7	052-232-1359	052-232-2050
三重県社会福祉事業職員共済会	514-8552	津市桜橋2-131	059-227-5145	059-221-0044
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町4-3-28 厚生会館1F	077-524-0261	077-524-0441
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通丸丸東入清水町375 京都府立総合社会福祉会館7F	075-252-5888	075-252-5881
大阪民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6768-8144	06-6768-9362
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内	078-242-4633	078-242-4153
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11	0744-29-0102	0744-29-0108
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛内	073-435-5222	073-435-5226
鳥取県社会福祉協議会	680-0846	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336	0857-59-6341
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3	0852-32-5970	0852-32-5973
岡山県社会福祉協議会	700-0813	岡山市石関町2-1 岡山県総合福祉会館内	086-226-3511	086-227-3566
広島県民間社会福祉事業従事者互助会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423	082-252-2133
山口県健康福祉財団	753-0811	山口市吉敷3325-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404	083-925-2381
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199	088-622-9287
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-0545	087-861-5622
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344	089-921-8939
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉375-1 ふくしプラザ4F	088-844-4600	088-844-9411
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2階	092-584-3310	092-584-3319
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406	0952-28-3407
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600	095-844-5948
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市南千反畑町3-7	096-322-8077	096-324-5464
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888	097-552-6868
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-3145	0985-27-9003
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-258-7888	099-250-9363
沖縄県社会福祉協議会	903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703	098-886-8474

【福利厚生センターのサービスメニュー一覧】

(平成20年度)

区分	サービスメニュー	助成・特典等	サービス内容
健康 管理 事業	生活習慣病予防健診費用助成	検査項目に応じて、1人当たり 2,830円～4,120円 (乳・子宮がん検診を受診した場合820円(限度) (前立腺がん検診は3,000円を限度に生活習慣病健診助成額と選択)	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診を受診した場合に助成 ・30歳以上の女性会員が乳・子宮がん検診のいずれかまたは両方を受診した場合に助成 ・30歳以上の男性会員が前立腺がん検診を受診した場合に生活習慣病健診と選択で助成
	電話健康相談	無 料	・365日、いつでも、どこからでも電話で健康などの相談ができる
	健康生活用品給付	全会員に毎年度配付	・健康に関わる30品目の中から希望する品を給付
	スポーツクラブ	法人会員料金で利用	・セントラルスポーツ、コナミ、ルネサンス、NASの各施設
共 済 事 業	弔慰金・見舞金		
	・会員の死亡	600,000円	
	・ " "	1,800,000円 (就業中・通勤時の事故の場合)	
	・会員の配偶者の死亡	100,000円	
	・会員の入院	1日につき 1,000円	・就業中、通勤時の事故による場合。手術を行った場合には5万円～20万円加算
	・災害(法人)	1法人当たり 200,000円	
	・ " "(会員)	1人当たり 10,000円	・災害救助法適用地域内で一定規模以上の損害を被った場合
任意加入の保険	ソウェル団体生命保険	優待割引を適用し、掛金は暫人で加入するより約50%割引	・任意に加入できる割安な保険 ・最高契約金額 2,000万円。65歳まで加入可。医師の診断書は不要 (配偶者も1,000万円まで加入できる)
	ソウェル積立保険	3つの保障(死亡・医療・年金)を1つにセット	・掛金は1口月々5,000円最高7口まで
	ソウェル傷害保険	日常生活・交通事故のケガを保障	・団体割引・優待割引が適用され23.5%割引
	ソウェル入院保険	ケガ・病気で入院した場合、入院1日目から保障	・ "
	ソウェルがん保険	がんと診断された場合の保障	・団体割引が適用され15%割引
	ソウェル自動車保険	お近くの代理店が、お客様本位のプランを提案	・代理店提携方式を採用(全国約600店)
贈 呈 事 業	結婚祝	1人当たり 10,000円の商品券	・会員が結婚した場合に贈呈
	出産祝	1人当たり 10,000円の商品券	・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈
	入学祝	1人当たり 5,000円の商品券	・会員の子が小学校または中学校に入学した場合に贈呈
	資格取得記念品	記念品の贈呈	・働きながら、対象となる専門資格を取得した場合に贈呈
	永年勤続記念品	記念品の贈呈	・勤続満5年から30年まで5年刻みで贈呈
	加入5年目を迎えた法人への 備品の贈呈	備品の贈呈	・福利厚生の一層の充実を図るため、健康増進機器や文化・教養に資するための 備品(62品目から選択)を職員数に応じて贈呈
	研 修 事 業	海外研修	経費の一部(1/2強)助成 (全行程添乗員同行 ・施設訪問には専門の通訳付 ・観光は現地のガイドが案内 ・ホテルは4つ星ないし5つ星クラス ・全食事付)
広報講習会		受講料及び教材費無料	・施設便り作成のノウハウを学ぶ
レクリエーションリーダー養成講習会			・レクリエーションの企画運営方法を学ぶ
接遇講習会			・施設利用者との接遇方法を学ぶ
パソコン講習会			・パソコンの主要ソフトについてその使用方法を学ぶ
メンタルヘルス講習会	・管理職を対象にメンタルヘルス不全の早期発見と対処を学ぶ		
ロ ー ン	住宅ローン	銀行提携住宅ローン 最高 5,000万円(審査あり)	・金利を一般利用者より固定型で0.1%、変動型で0.2%引下げ H18.11月から「金利優遇キャンペーン」(みずほ銀行)実施
	特別資金ローン (みずほクレジット・みずほ銀行)	担保・保証人なし 最高 300万円(審査あり)	・教育資金、結婚資金、車購入資金などが、一般利用者より割安な金利(固定型3%、 変動型3%)で利用が可能。
	クレジット機能付会員証	年会費1,750円を初年度無料、2年度目以降1,000円引の750円	・2,000万円の海外旅行傷害保険の自動付帯など
余 暇 活 用 事 業	指定保養所		☆11月1日現在のか所数
	・厚生年金宿泊施設	被保険者料金適用に加え	・厚生年金宿泊施設 全国に47か所
	・国民年金健康保養センター		・国民年金健康保養センター 全国に19か所
	・KKR宿泊施設	単組合員料金適用に加え	・KKR宿泊施設 全国に45か所
	(国家公務員共済組合連合会)		
	・休暇村	標準宿泊料金の10%割引に加え	・休暇村 全国に36か所
	・グリーンピア	標準宿泊料金の5%～10%割引に加え	・グリーンピア 全国に5か所
	・ダイワロイヤルホテル	室料が特別優待料金に加え	・会員制リゾートホテル 全国に31か所
	・泉郷	会員、同行者とも室料が一般料金の約50%割引	・会員制リゾートホテル・別荘 全国に13か所、22施設
	・ライフサポート倶楽部	会員、同行者とも会員料金の適用	・会員制リゾートホテル・別荘 直営44か所 提携86か所
・ラフォーレ倶楽部	会員、同行者とも会員料金の適用	・会員制リゾートホテル 直営13か所 提携92か所	
・テーマパーク	会員割引 7～25%割引	・東京ディズニーリゾート、USJ、ハウステンボス、スペースワールドなど	
海外リフレッシュツアー	低料金のオリジナルツアー	・内容の充実した低料金の短期海外ツアー	
国内・海外旅行(パッケージツアー)	会員割引 3～10%割引	・JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー、名鉄観光など	
ホテル・旅館・ペンション	会員割引 特別料金・5～30%割引	・提携宿泊施設の割引利用	
レンタカー	会員割引 最高51%割引	・ニッポン、日産、マツダ、トヨタ、オリックス各社	
クラブ・サークル活動支援	会員1人当り 1,000円	・スポーツや教養・文化サークル活動等へ助成	
会員交流	会員1人当り1,600円を地方事務局へ助成	・宿泊を伴う交流事業については1人2万円を限度に助成 ・日帰りの交流事業、観劇、スポーツ観戦については1人1万円を限度に助成	
情 報 提 供 な ど	スポーツ・カルチャー	会員割引	・ゴルフ、テニス、乗馬、スキー、英会話、クッキングなど
	ショッピングなど	会員割引 5～60%割引	・デパート、結婚式場、葬祭、カー用品、家庭用品、エステ、住宅建築など
	ホームページ	ホームページ	http://www.sowel.or.jp
「ソウェルクラブニュース」の発行		毎月1回、全事業所に配付	
情報誌「ソウェルクラブ」の発行		年4回(4月、7月、10月、1月)、全会員に配付	
手帳・ハンドブックの発行		手帳は希望者全員に配布。ハンドブックは全会員に配布。	
カレンダー、事務マニュアルの発行		全事業所に配付	

福利厚生センター加入状況

都道府県別加入状況（平成20年3月末日現在）

都道府県	法人加入状況		
	総数	加入数	加入率(%)
北海道	827	739	89.4%
青森	508	69	13.6%
岩手	310	67	21.6%
宮城	211	44	20.9%
秋田	196	76	38.8%
山形	207	94	45.4%
福島	249	93	37.3%
茨城	450	110	24.4%
栃木	253	88	34.8%
群馬	455	98	21.5%
埼玉	709	138	19.5%
千葉	520	63	12.1%
東京	966	273	28.3%
神奈川	683	46	6.7%
新潟	380	55	14.5%
富山	182	98	53.8%
石川	272	61	22.4%
福井	212	47	22.2%
山梨	213	34	16.0%
長野	331	61	18.4%
岐阜	263	88	33.5%
静岡	411	136	33.1%
愛知	580	89	15.3%
三重	273	147	53.8%
滋賀	229	70	30.6%
京都	420	77	18.3%
大阪	1,037	86	8.3%
兵庫	738	85	11.5%
奈良	197	40	20.3%
和歌山	204	43	21.1%
鳥取	109	20	18.3%
島根	237	31	13.1%
岡山	325	73	22.5%
広島	409	128	31.3%
山口	290	68	23.4%
徳島	155	93	60.0%
香川	174	80	46.0%
愛媛	197	58	29.4%
高知	154	41	26.6%
福岡	1,034	151	14.6%
佐賀	225	30	13.3%
長崎	381	92	24.1%
熊本	605	94	15.5%
大分	287	67	23.3%
宮崎	362	65	18.0%
鹿児島	543	62	11.4%
沖縄	327	122	37.3%
合計	18,300	4,490	24.5%

(注)

1. 法人総数は、平成18年3月末の福祉行政報告例による社会福祉法人数。

平成21年度 社会福祉研修実施計画(案) 【全国社会福祉協議会中央福祉学院において実施する研修】

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	
国の委託研修	1 社会福祉主事 資格認定通信課程	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市町村の職員で、社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 〔面接授業4日〕
	2 社会福祉施設長 資格認定講習課程	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	300人	1年 〔面接授業5日〕
	3 社会福祉法人 経営者研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者	2回	各200人	3日
	4 社会福祉施設長等 サービス管理研修課程	社会福祉施設の長として必要な利用者サービスの管理に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉施設の長等	2回	各200人	3日
			(1)高齢者支援コース ①介護保険制度改正 ②認知症介護	2回	各200人	3日
			(2)スキルアップコース ①人材育成スキル アップ ②マネジメントスキル アップ	2回	各100人	3日
			(3)障害者自立支援コース (4)子育て・次世代育成 支援コース	1回	100人	3日
6 介護福祉士 実習指導者講習課程	介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習Ⅱ」を指導する社会福祉施設等の実習指導者に対して必要な専門的知識及び教育方法を修得させる。	介護福祉士資格を有し、実習施設における実習指導者になろうとする者および実習施設における実習指導者	2回	各40人	4日	
7 社会福祉士 実習指導者講習課程	社会福祉士養成カリキュラムの「相談援助実習」を指導する社会福祉施設等の実習指導者に対して必要な専門的知識及び教育方法を修得させる。	社会福祉士資格を有し、実習施設における実習指導者になろうとする者および実習施設における実習指導者	2回	各40人	3日	
国の補助研修	1 児童福祉司 資格認定通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は平成21年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 〔面接授業5日〕
	2 社会福祉施設 指導職員特別研修課程	福祉サービスに従事する指導的職員(主任等)に対して専門的観点から指導・助言を行うスーパーバイザーとしての能力の向上を図る。	社会福祉施設における主任相談職員、主任介護職員等指導的職員 (1) 介護職員コース (2) 相談職員コース	1回 1回	120人 120人	3日 3日
	3 「福祉職員 生涯研修課程」 指導者養成研修課程	中央福祉学院が開発した「福祉職員生涯研修課程・標準研修プログラム」に基づいた研修会を、各県研修実施機関が実施する際に必要な指導者を養成する。	各県研修実施機関が推薦する「福祉職員生涯研修課程」による研修指導講師予定者及び研修指導経験者	1回	50人	4日

○都道府県別社会福祉士等会員数

(参考資料6)

(社) 日本社会福祉士会 都道府県別会員数

(単位：人)

都道府県	会員数
北海道	1,333
青森県	367
岩手県	376
宮城県	407
秋田県	210
山形県	352
福島県	434
茨城県	427
栃木県	350
群馬県	477
埼玉県	1,089
千葉県	1,053
東京都	2,938
神奈川県	1,991
新潟県	844
富山県	318
石川県	368
福井県	309
山梨県	197
長野県	634
岐阜県	462
静岡県	908
愛知県	1,149
三重県	493
滋賀県	371
京都府	689
大阪府	1,569
兵庫県	1,128
奈良県	270
和歌山県	209
鳥取県	208
島根県	282
岡山県	513
広島県	775
山口県	488
徳島県	198
香川県	298
愛媛県	373
高知県	181
福岡県	1,135
佐賀県	148
長崎県	383
熊本県	542
大分県	372
宮崎県	254
鹿児島県	545
沖縄県	308
全国計	28,725

(参考)
平成20年9月末現在
登録者数
108,877人

※ (社) 日本社会福祉士会調べ (平成20年11月末現在)

(社) 日本介護福祉士会 都道府県別会員数

(単位：人)

都道府県	会員数
北海道	1,317
青森県	580
岩手県	394
宮城県	515
秋田県	450
山形県	379
福島県	319
茨城県	629
栃木県	588
群馬県	660
埼玉県	624
千葉県	883
東京都	1,511
神奈川県	1,325
新潟県	1,608
富山県	1,641
石川県	1,224
福井県	502
山梨県	685
長野県	2,743
岐阜県	257
静岡県	1,525
愛知県	947
三重県	606
滋賀県	394
京都府	919
大阪府	2,703
兵庫県	1,526
奈良県	326
和歌山県	370
鳥取県	404
島根県	287
岡山県	1,569
広島県	1,146
山口県	1,616
徳島県	177
香川県	981
愛媛県	829
高知県	355
福岡県	3,167
佐賀県	414
長崎県	899
熊本県	483
大分県	1,517
宮崎県	1,633
鹿児島県	736
沖縄県	305
全国計	44,668

(参考)
平成20年9月末現在
登録者数
729,101人

※ (社) 日本介護福祉士会調べ (平成20年11月末現在)

独立行政法人福祉医療機構貸付事業

○貸付契約額、資金交付額及び原資

(単位：億円)

	平成20年度予算額	平成21年度予算案	差引増減
貸付契約額	3,501	3,237	△264
うち福祉貸付	1,735	1,627	△108
うち医療貸付	1,766	1,610	△156
資金交付額	3,338	3,018	△320
うち福祉貸付	1,637	1,535	△102
うち医療貸付	1,701	1,483	△218
原 資	3,338	3,018	△320
財政融資資金	3,008	2,828	△180
自己資金	330	190	△140
(うち財投機関債)	430	400	△30

○貸付条件の改善内容

- (1) 「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育所の整備に係る融資条件の優遇措置
融資率の引き上げ (80% → 90%) ※22年度まで
- (2) 「新待機児童ゼロ作戦」に基づく放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
融資率の引き上げ (75% → 90%) ※22年度まで
- (3) 社会保障審議会報告に基づく児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム) の整備に係る融資条件の優遇措置
融資率の引き上げ (75% → 80%)
- (4) 障害者グループホーム等における消防用設備設置促進のための融資要件の緩和
「特定非営利活動法人」に係る貸付対象事業を「消防用設備を設置する事業」に拡大する。
- (5) アスベスト対策事業に係る優遇措置 (継続要求)
 - i 融資率の引き上げ (70%→75%、75%→80%、病院等80% → 85%)
 - ii 貸付利率の引き下げ (0.05% ~ 0.4%引き下げる。)



民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要

1. 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が連携して融資を行うことで、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

2. 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業施設の整備事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関（別紙参照）が当該整備事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

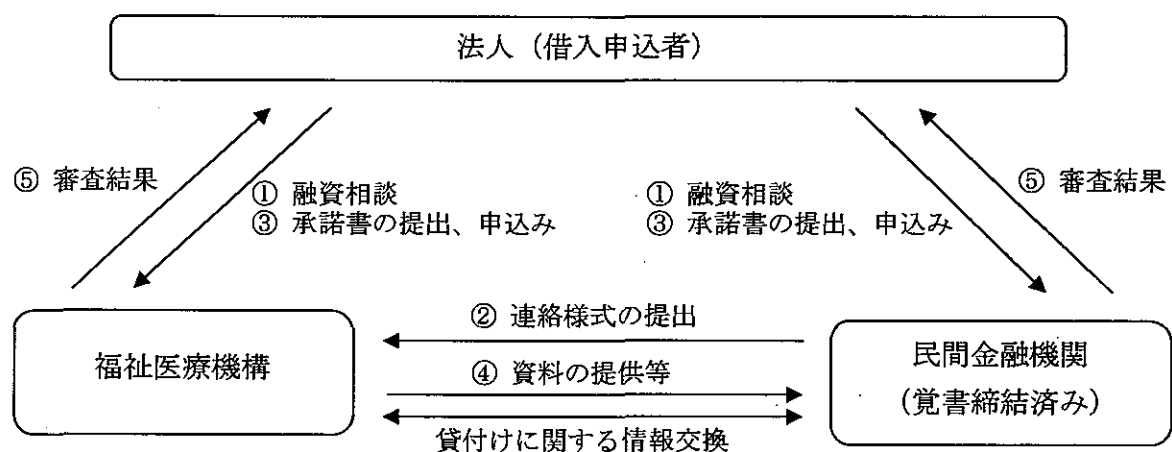
3. 協調融資制度の対象となる事業

社会福祉法人が行う、福祉貸付の対象となる整備事業を対象とします。

4. 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

5. 手続きの流れ



※1 機構と民間金融機関が、『社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書』を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

県別 協調融資覚書締結金融機関一覧

平成20年12月26日現在

	金融機関名							
都 銀	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行			
北海道	北海道銀行	北洋銀行	札幌銀行	空知信用金庫	北海信用金庫	旭川信用金庫	札幌信用金庫	稚内信用金庫
	室蘭信用金庫							
青 森	みちのく銀行	青森銀行						
岩 手	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	花巻農業協同組合			
宮 城	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫	社の都信用金庫	仙南信用金庫			
秋 田	秋田銀行	北都銀行						
山 形	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	鶴岡信用金庫	山形信用金庫			
福 島	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫	須賀川信用金庫	伊達みらい農業協同組合	ひまわり信用金庫
茨 城	常陽銀行	茨城県信用組合	関東つくば銀行	土浦農業協同組合	水戸信用金庫	結城信用金庫		
栃 木	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫				
群 馬	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	しのめ信用金庫	高崎信用金庫	利根郡信用金庫	アイオー信用金庫	桐生信用金庫
埼 玉	埼玉縣信用金庫	飯能信用金庫	武蔵野銀行	青木信用金庫	東京東信用金庫			
千 葉	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉銀行	房総信用組合				
東 京	東京都民銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	八千代銀行	三菱東京UFJ信託銀行	東京スター銀行	多摩信用金庫
	青梅信用金庫	西京信用金庫	青和信用組合					
神奈川	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	さがみ農業協同組合			
新 潟	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟縣信用組合	協栄信用組合	加茂信用金庫	
富 山	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫	高岡信用金庫		
石 川	金沢信用金庫	北國銀行	のと共栄信用金庫	奥能信用金庫				
福 井	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	福井市南都農業協同組合				
山 梨	山梨中央銀行	山梨信用金庫	山梨県信用組合					
長 野	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	飯田信用金庫				
岐 阜	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	西濃信用金庫	東濃信用金庫			
静 岡	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか信用金庫	掛川信用金庫	磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫
	浜松信用金庫	富士宮信用金庫	三島信用金庫	沼津信用金庫	スルガ銀行	統津信用金庫	静清信用金庫	
愛 知	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	豊橋信用金庫	豊田信用金庫	愛知銀行	西尾信用金庫
	中京銀行	いちい信用金庫	名古屋銀行	海部東農業協同組合	東春信用金庫	知多信用金庫		
三 重	三重銀行	百五銀行	第三銀行	三重信用金庫				
滋 賀	滋賀銀行	びわこ銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫				
京 都	京都銀行	京都信用金庫	京都北都信用金庫	京都中央信用金庫	京都府信用組合			
大 阪	近畿大阪銀行	大阪市信用金庫	泉州銀行	近畿労働金庫	大阪信用金庫			
	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなと銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫
兵 庫	兵庫県信用組合	兵庫八甲農業協同組合	但陽信用金庫					
奈 良	南都銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫				
和歌山	紀陽銀行	きのくに信用金庫						
鳥 取	鳥取銀行	米子信用金庫						
島 根	山陰合同銀行	島根中央信用金庫	いずも農業協同組合					
岡 山	中国銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫	おかやま信用金庫		
広 島	広島銀行	広島みどり信用金庫	もみじ銀行					
山 口	山口銀行	西京銀行	しまなみ信用金庫					
徳 島	阿波銀行	徳島銀行						
香 川	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫					
愛 媛	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫					
高 知	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫					
福 岡	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行				
佐 賀	佐賀銀行	佐賀共栄銀行						
長 崎	十八銀行	親和銀行						
熊 本	肥後銀行	熊本ファミリー銀行	熊本県信用組合	熊本第一信用金庫				
大 分	大分銀行	大分県信用組合	大分みらい信用金庫					
宮 崎	宮崎銀行	宮崎太陽銀行						
鹿児島	鹿児島銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合	南日本銀行	鹿児島相互信用金庫			
沖 縄	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行					
その他	信金中央金庫	商工組合中央金庫						
合 計	236機関							

社会福祉施設職員等退職手当共済事業

○ 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

(20年度予算額)	(21年度予算案)
26,536,631千円	→ 25,922,887千円
	(△613,744千円【△2.3%】)

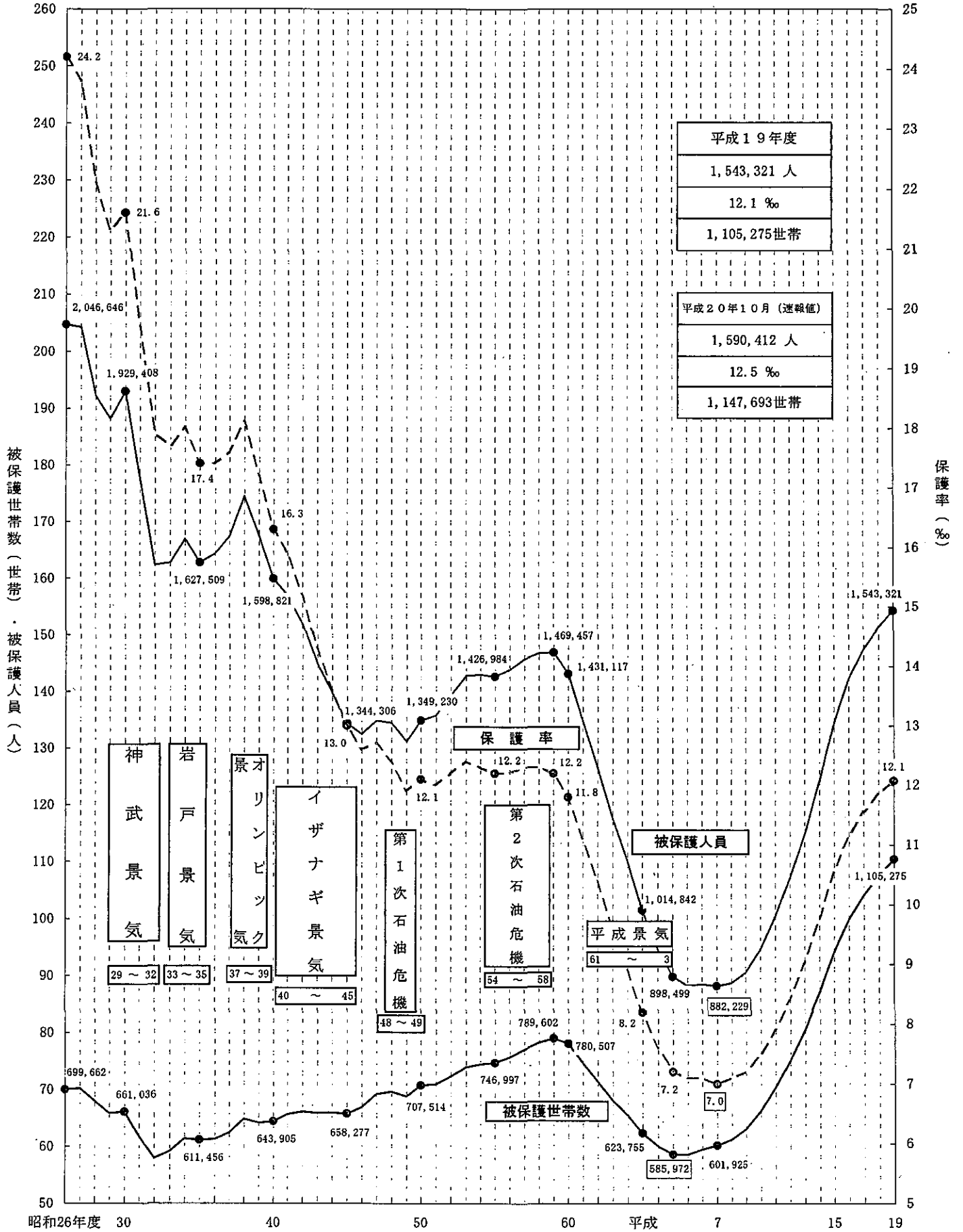
【要旨】

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、民間社会福祉施設の職員及び特定社会福祉事業（児童自立生活援助事業等）に従事する職員等が退職した場合の当該退職職員に対する退職手当金の支給を行うものである。

【事業の概要】

- | | |
|--------------|---|
| 1 実施主体 | 独立行政法人福祉医療機構 |
| 2 事業開始 | 昭和36年10月 |
| 3 対象者 | 社会福祉法人が経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業（児童自立生活援助事業等）に従事する職員及び当該社会福祉法人が経営する社会福祉施設等以外の施設・事業（以下、「申出施設等」という。）に従事する職員。
※18年度より、介護保険制度対象の高齢者関係の施設・事業の職員について「特定介護保険施設等」として定義。 |
| 4 財政方式 | 賦課方式 |
| 5 支給財源 | 共済契約者と国、都道府県の三者均等負担
(共済契約者1/3、国1/3、都道府県1/3)
※ただし、特定介護保険施設等、申出施設等については共済契約者3/3負担 |
| 6 退職手当金 | <u>計算基礎額</u> × 被共済職員期間 × 支給率
↓
退職前6か月間の本俸月額を平均額を基準として定める
62,000円から360,000円までの20段階の区分した額 |
| 7 平成21年度予算案 | |
| (1) 給付総額 | 89,592,382千円 → 89,910,261千円 (317,879千円 0.4%) |
| (2) 補助金算定対象額 | 79,609,893千円 → 77,768,661千円 (△1,841,232千円 △2.3%) |
| (3) 国庫補助額 | 26,536,631千円 → 25,922,887千円 (△ 613,744千円 △2.3%) |
| (4) 給付予定人員 | 79,558人 → 75,120人 (△ 4,438人 △5.6%) |
| (5) 給付平均単価 | 1,126千円 → 1,197千円 (71千円 6.3%) |

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

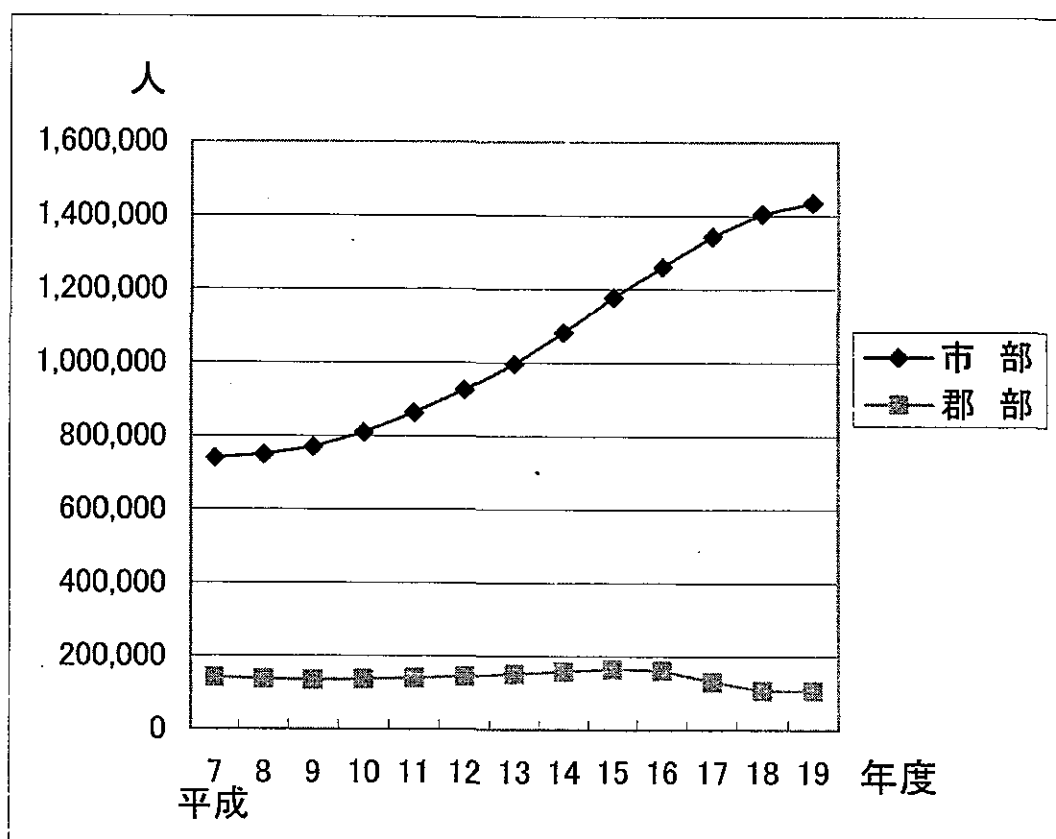


平成19年度
1,543,321 人
12.1 %
1,105,275世帯

平成20年10月 (速報値)
1,590,412 人
12.5 %
1,147,693世帯

資料：福祉行政報告例

市部・郡部別被保護人員の年次推移



	被保護人員		
	総数	市部	郡部
	人	人	人
平成7年度	882,229	740,365	141,864
8	887,450	749,724	137,726
9	905,589	770,050	135,539
10	946,994	809,882	137,111
11	1,004,472	864,079	140,394
12	1,072,241	926,434	145,806
13	1,148,088	996,085	152,003
14	1,242,723	1,083,142	159,581
15	1,344,327	1,178,016	166,311
16	1,423,388	1,261,038	162,351
17	1,475,838	1,344,391	131,447
18	1,513,892	1,405,999	107,893
19	1,543,321	1,435,824	107,497

資料：福祉行政報告例

都道府県・指定都市別保護率

		平成19年度	
		‰	
全	国		12.1
大	阪	市	42.9
札	幌	市	27.8
京	都	市	26.6
神	戸	市	26.4
堺		市	24.3
北	海	道	23.1
高	知	県	21.8
福	岡	市	20.5
福	岡	市	19.1
川	崎	市	17.8
青	森	県	17.5
大	阪	府	17.4
沖	縄	県	17.0
長	崎	県	16.4
広	島	市	16.0
東	京	都	15.8
鹿	児	島	15.2
徳	島	県	15.0
横	浜	市	14.0
北	九	州	13.7
大	分	県	13.3
千	葉	市	13.3
名	古	屋	12.6
和	歌	山	11.8
奈	良	県	11.3
宮	崎	県	11.3
秋	田	市	11.3
仙	台	市	11.2
愛	媛	県	11.1
京	都	府	10.3
山	口	県	10.2
兵	庫	市	10.0
新	湯	市	9.9
岡	山	県	9.9
広	島	県	9.4
香	川	市	9.4
さ	い	ま	9.1
熊	本	市	9.1
鳥	取	県	8.5
岩	手	県	8.3
神	奈	川	8.3
静	岡	市	7.7
千	葉	市	7.5
福	島	県	7.4
崎	玉	県	7.3
佐	賀	県	7.2
三	重	県	7.1
栃	木	県	6.8
宮	城	県	6.6
島	根	県	6.1
滋	賀	県	5.8
茨	城	県	5.5
石	川	県	4.6
浜	松	市	4.5
山	形	県	4.4
群	馬	県	4.4
山	梨	県	4.1
新	潟	県	3.8
静	岡	県	3.5
長	野	県	3.3
岐	阜	県	3.3
愛	知	県	3.1
福	井	県	2.8
富	山	県	2.3

資料：福祉行政報告例

注)都道府県データは、指定都市分を除く。

※保護率の大きい順。

平成7年度から平成19年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び

			平成7年度	平成19年度	伸び(19'-7')
			%	%	%
全	国		7.0	12.1	5.1
大	阪	市	18.0	42.9	24.9
神	戸	市	14.9	26.4	11.5
札	幌	市	17.0	27.8	10.8
広	島	市	6.6	16.0	9.4
川	崎	市	9.0	17.8	8.8
千	葉	市	4.6	13.3	8.7
大	阪	府	8.7	17.4	8.7
北	海	道	14.7	23.1	8.4
東	京	都	8.1	15.8	7.7
横	浜	市	6.9	14.0	7.1
高	知	県	15.3	21.8	6.5
青	森	県	11.0	17.5	6.5
名	古	市	6.6	12.6	6.0
仙	台	市	5.2	11.2	6.0
京	都	市	21.0	26.6	5.6
長	崎	県	10.8	16.4	5.6
神	奈	川	3.5	8.3	4.8
兵	庫	県	5.3	10.0	4.7
鹿	児	島	10.5	15.2	4.7
子	葉	県	3.0	7.5	4.5
和	歌	山	7.3	11.8	4.5
京	都	府	5.9	10.3	4.4
秋	田	県	7.0	11.3	4.3
埼	玉	県	3.1	7.3	4.2
沖	縄	県	12.9	17.0	4.1
福	岡	市	15.1	19.1	4.0
大	分	県	9.4	13.3	3.9
栃	木	県	3.1	6.8	3.7
徳	島	県	11.3	15.0	3.7
奈	良	県	7.8	11.3	3.5
福	島	県	4.0	7.4	3.4
愛	媛	県	7.8	11.1	3.3
広	島	県	6.1	9.4	3.3
宮	城	県	3.3	6.6	3.3
岩	手	県	5.2	8.3	3.1
福	岡	県	17.5	20.5	3.0
岡	山	県	6.9	9.9	3.0
宮	崎	県	8.5	11.3	2.8
茨	城	県	3.1	5.5	2.4
山	口	県	7.8	10.2	2.4
三	重	県	4.7	7.1	2.4
鳥	取	県	6.1	8.5	2.4
香	川	県	7.4	9.4	2.0
山	梨	県	2.2	4.1	1.9
石	川	県	2.7	4.6	1.9
群	馬	県	2.6	4.4	1.8
島	根	県	4.5	6.1	1.6
滋	賀	県	4.2	5.8	1.6
熊	本	県	7.5	9.1	1.6
佐	賀	県	5.8	7.2	1.4
静	岡	県	2.2	3.5	1.3
岐	阜	県	2.0	3.3	1.3
愛	知	県	2.0	3.1	1.1
長	野	県	2.3	3.3	1.0
山	形	県	3.4	4.4	1.0
福	井	県	2.1	2.8	0.7
新	潟	県	3.2	3.8	0.6
富	山	県	2.0	2.3	0.3
北	九	州	15.2	13.7	-1.5

資料：福祉行政報告例

注1) 都道府県データは、指定都市分を除く。

2) さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

※伸び(19'-7')の大きい順。

平成7年度から平成19年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び率

			平成7年度	平成19年度	伸び率(19' / 7')
			%	%	%
全	国		7.0	12.1	72.6
千	葉	市	4.6	13.3	188.7
千	葉	県	3.0	7.5	149.7
広	島	市	6.6	16.0	141.8
大	阪	市	18.0	42.9	138.4
埼	玉	県	3.1	7.3	136.7
神	奈	川	3.5	8.3	135.9
柄	木	県	3.1	6.8	120.6
仙	台	市	5.2	11.2	114.9
横	浜	市	6.9	14.0	102.9
大	阪	府	8.7	17.4	99.6
宮	城	県	3.3	6.6	99.5
川	崎	市	9.0	17.8	97.3
東	京	都	8.1	15.8	94.7
名	古	屋	6.6	12.6	91.0
兵	庫	市	5.3	10.0	88.2
山	梨	県	2.2	4.1	87.5
福	島	県	4.0	7.4	83.8
茨	城	県	3.1	5.5	78.6
神	戸	市	14.9	26.4	77.4
京	都	府	5.9	10.3	75.2
石	川	県	2.7	4.6	69.3
群	馬	県	2.6	4.4	68.7
札	幌	市	17.0	27.8	63.7
岐	阜	県	2.0	3.3	63.4
和	歌	山	7.3	11.8	61.3
秋	田	県	7.0	11.3	61.0
静	岡	県	2.2	3.5	61.0
岩	手	県	5.2	8.3	59.2
青	森	県	11.0	17.5	58.7
北	海	道	14.7	23.1	57.1
広	島	県	6.1	9.4	54.0
愛	知	県	2.0	3.1	53.5
長	崎	県	10.8	16.4	51.7
三	重	県	4.7	7.1	50.4
長	野	県	2.3	3.3	45.5
奈	良	県	7.8	11.3	45.2
鹿	児	島	10.5	15.2	44.3
岡	山	県	6.9	9.9	43.1
高	知	県	15.3	21.8	42.5
愛	媛	県	7.8	11.1	42.3
大	分	県	9.4	13.3	41.9
鳥	取	県	6.1	8.5	38.7
滋	賀	県	4.2	5.8	37.3
島	根	県	4.5	6.1	35.6
福	井	県	2.1	2.8	35.6
徳	島	県	11.3	15.0	32.9
宮	崎	県	8.5	11.3	32.8
沖	縄	県	12.9	17.0	31.4
山	口	県	7.8	10.2	30.5
山	形	県	3.4	4.4	29.0
香	川	県	7.4	9.4	26.9
福	岡	市	15.1	19.1	26.8
京	都	市	21.0	26.6	26.7
佐	賀	県	5.8	7.2	24.5
熊	本	県	7.5	9.1	20.8
新	潟	県	3.2	3.8	17.3
福	岡	県	17.5	20.5	17.1
富	山	県	2.0	2.3	14.0
北	九	州	15.2	13.7	-9.8

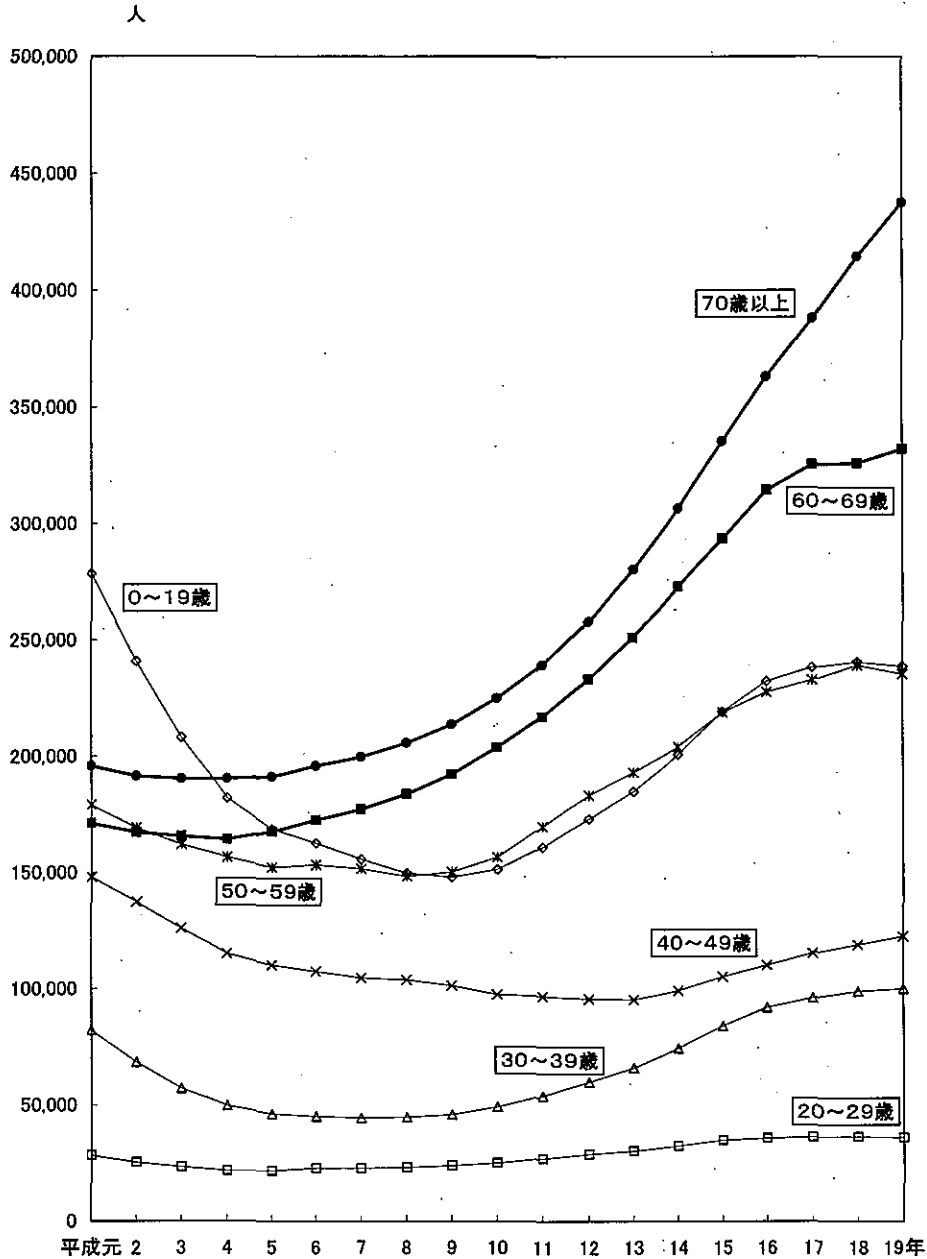
資料：福祉行政報告例

注1) 都道府県データは、指定都市分を除く。

2) さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

※伸び率(19' / 7')の大きい順。

年齢階級別被保護人員の年次推移



	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	計
平成元	278,569	28,398	82,053	148,034	179,030	171,274	195,767	1,083,125
2	240,981	25,327	68,335	137,277	169,360	167,286	191,527	1,000,093
3	208,204	23,369	57,268	126,140	161,980	165,536	190,474	932,971
4	182,269	21,644	49,743	115,215	156,591	164,362	190,319	880,143
5	168,649	21,700	46,129	110,187	152,299	167,515	191,301	857,780
6	162,606	22,771	45,189	107,485	153,336	172,391	195,785	859,563
7	155,681	22,916	44,549	104,769	151,706	177,100	199,654	856,375
8	149,768	23,202	44,653	103,955	148,244	183,908	205,801	859,531
9	147,954	24,001	45,846	101,374	150,386	192,356	213,735	875,652
10	151,323	24,936	49,107	97,449	156,507	203,833	225,063	908,218
11	161,083	26,861	53,834	96,756	169,792	216,920	239,333	964,579
12	173,170	28,922	59,808	95,657	183,166	233,208	257,839	1,031,770
13	184,847	30,336	65,997	95,274	193,259	251,062	280,398	1,101,173
14	200,960	32,505	74,321	99,207	204,256	273,213	306,689	1,191,151
15	219,265	34,888	84,072	105,139	218,846	293,555	335,447	1,291,212
16	232,470	35,848	92,139	110,077	227,726	314,502	363,164	1,375,926
17	238,573	36,396	96,122	115,378	232,937	325,563	388,258	1,433,237
18	240,573	36,289	98,843	119,054	239,172	326,175	414,631	1,474,327
19年	238,728	36,125	99,962	122,605	235,409	332,255	437,576	1,502,660

資料：被保護者全国一斉調査(基礎)

世帯類型別被保護世帯数の年次推移

年度	世帯類型別被保護世帯数						世帯類型別指数(平成7年度=100)						世帯類型別構成割合					
	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他世帯
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688		41,627	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	42.3	8.7	42.0		6.9
8	612,180	264,626	51,671	254,449		41,434	101.9	104.1	98.7	100.7	99.5	100.0	43.2	8.4	41.6		6.8	
9	630,577	277,409	52,206	258,558		42,404	104.9	109.1	99.7	102.3	101.9	100.0	44.0	8.3	41.0		6.7	
10	662,094	294,680	54,503	267,582		45,329	110.2	115.9	104.1	105.9	108.9	100.0	44.5	8.2	40.4		6.8	
11	703,072	315,933	58,435	207,742	70,778	50,184	117.0	124.2	111.6	82.2	28.0	120.6	44.9	8.3	29.5	10.1	7.1	
12	750,181	341,196	63,126	214,136	76,484	55,240	124.8	134.2	120.5	84.7	30.3	132.7	45.5	8.4	28.5	10.2	7.4	
13	803,993	370,049	68,460	222,035	81,519	61,930	133.8	145.5	130.7	87.9	32.3	148.8	46.0	8.5	27.6	10.1	7.7	
14	869,637	402,835	75,097	231,963	87,339	72,403	144.7	158.4	143.4	91.8	34.6	173.9	46.3	8.6	26.7	10.0	8.3	
15	939,733	435,804	82,216	241,489	95,283	84,941	156.4	171.4	157.0	95.6	37.7	204.1	46.4	8.7	25.7	10.1	9.0	
16	997,149	465,680	87,478	247,426	102,418	94,148	165.9	183.1	167.0	97.9	40.5	226.2	46.7	8.8	24.8	10.3	9.4	
17	1,039,570	451,962	90,531	272,547	117,271	107,259	173.0	177.7	172.9	107.9	46.4	257.7	43.5	8.7	26.2	11.3	10.3	
18	1,073,650	473,838	92,609	272,170	125,187	109,847	178.6	186.3	176.8	107.7	49.5	263.9	44.1	8.6	25.3	11.7	10.2	
19	1,102,945	497,665	92,910	269,080	132,007	111,282	183.5	195.7	177.4	106.5	52.2	267.3	45.1	8.4	24.4	12.0	10.1	

注1) 保護停止中の世帯を除く。

2) 平成17年4月より世帯類型の定義を一部変更

「高齢者世帯」: 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

「母子世帯」: 死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

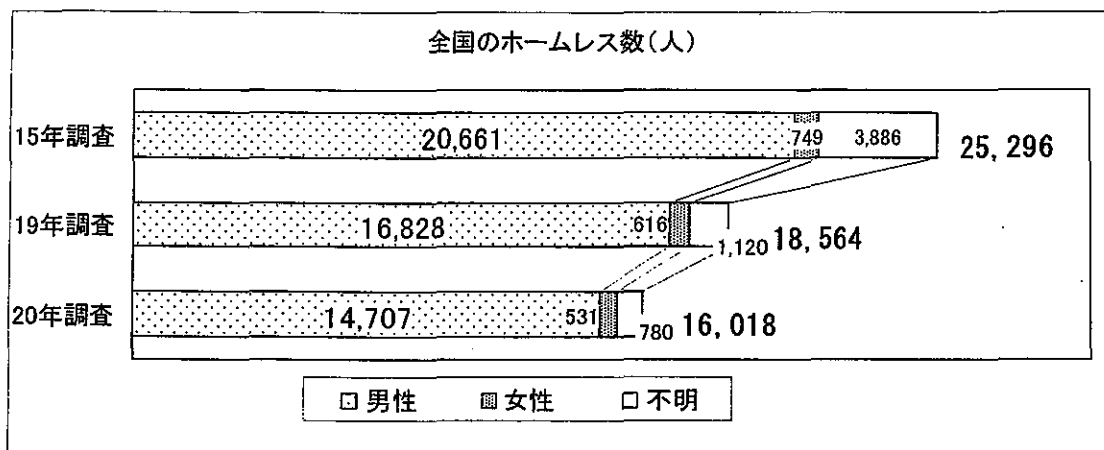
資料: 福祉行政報告例

ホームレスの実態に関する全国調査結果（概数調査）

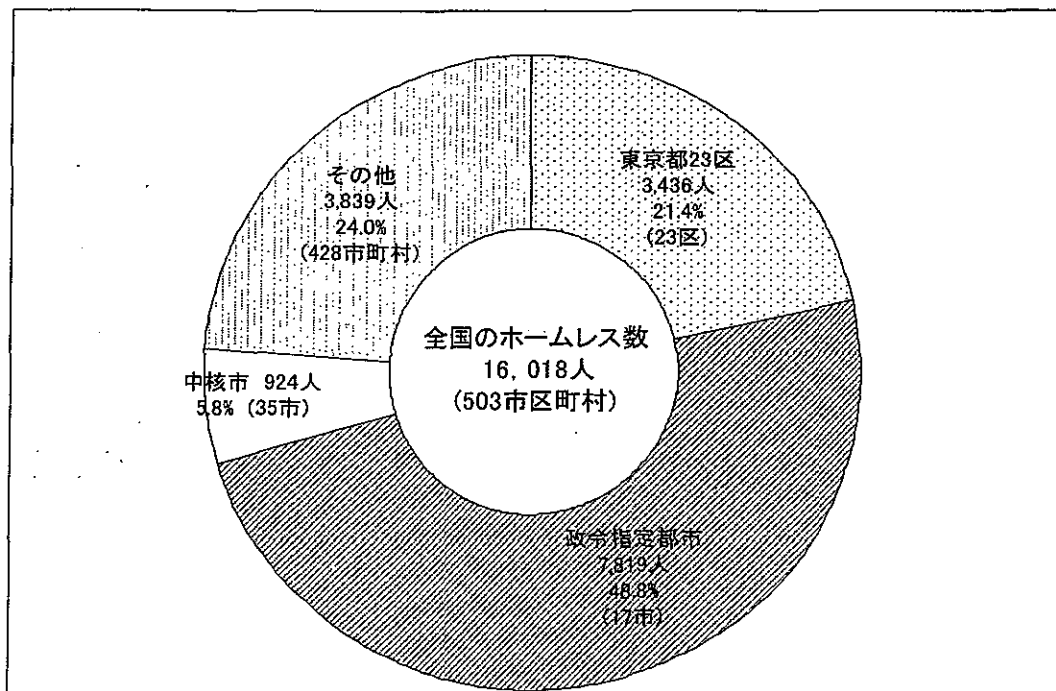
1. 全国のホームレス数

表1 全国のホームレス数

	男	女	不明	合計	差引増△減
15年調査	20,661	749	3,886	25,296	—
19年調査	16,828	616	1,120	18,564	△6,732(△26.6%)
20年調査	14,707	531	780	16,018	△2,546(△13.7%)



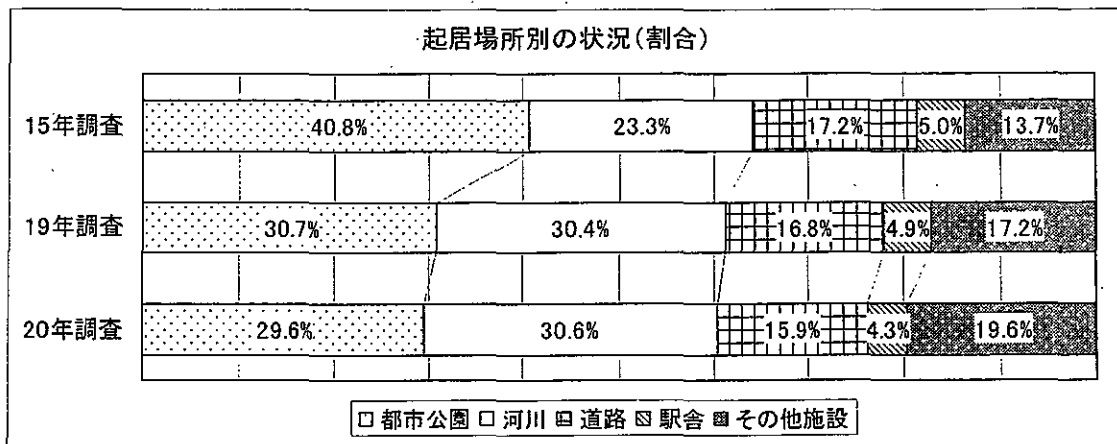
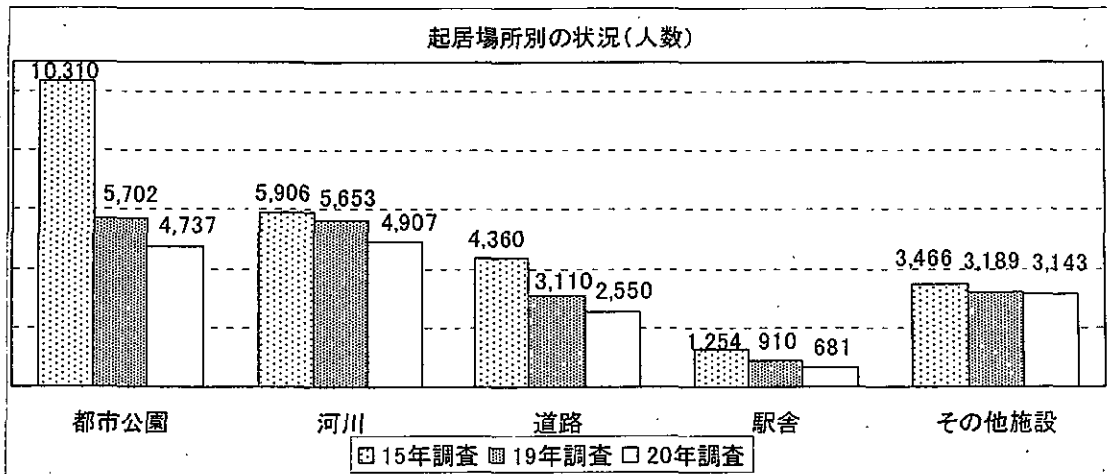
2. 全国のホームレスの分布状況



3. 起居場所別のホームレス数

表5 起居場所別の状況

	20年調査 人数(割合)	19年調査 人数(割合)	15年調査 人数(割合)	20-19 増△減	20-15 増△減
都市公園	4,737 (29.6%)	5,702 (30.7%)	10,310 (40.8%)	△ 965 (△ 16.9%)	△ 5,573 (△ 54.1%)
河川	4,907 (30.6%)	5,653 (30.4%)	5,906 (23.3%)	△ 746 (△ 13.2%)	△ 999 (△ 16.9%)
道路	2,550 (15.9%)	3,110 (16.8%)	4,360 (17.2%)	△ 560 (△ 18.0%)	△ 1,810 (△ 41.5%)
駅舎	681 (4.3%)	910 (4.9%)	1,254 (5.0%)	△ 229 (△ 25.2%)	△ 573 (△ 45.7%)
その他施設	3,143 (19.6%)	3,189 (17.2%)	3,466 (13.7%)	△ 46 (△ 1.4%)	△ 323 (△ 9.3%)
合計	16,018 (100.0%)	18,564 (100.0%)	25,296 (100.0%)	△ 2,546 (△ 13.7%)	△ 9,278 (△ 36.7%)

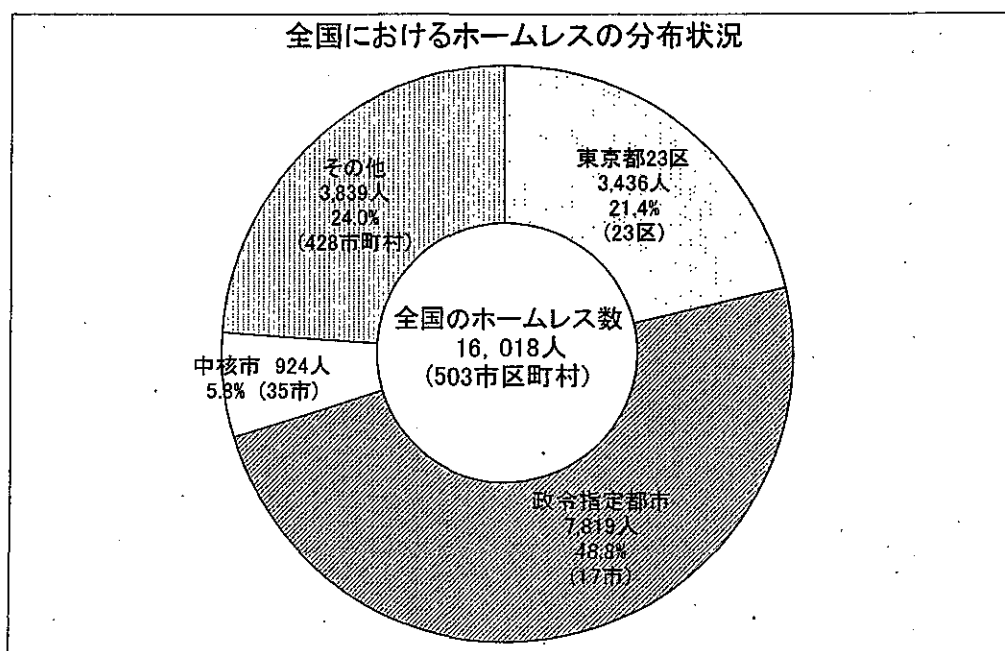


都道府県別のホームレス数

都道府県名	20年調査				19年 調査	15年 調査	20-19 増△減	20-15 増△減
	男	女	不明	計				
北海道	129	9	7	145	161	142	△ 16	3
青森県	2	0	0	2	7	16	△ 5	△ 14
岩手県	19	2	2	23	32	18	△ 9	5
宮城県	99	9	2	110	144	222	△ 34	△ 112
秋田県	10	0	0	10	8	13	2	△ 3
山形県	6	1	0	7	11	24	△ 4	△ 17
福島県	24	3	0	27	15	43	12	△ 16
茨城県	73	12	1	86	78	130	8	△ 44
栃木県	78	3	0	81	79	134	2	△ 53
群馬県	94	3	0	97	96	87	1	10
埼玉県	558	18	21	597	781	829	△ 184	△ 232
千葉県	473	29	22	524	594	668	△ 70	△ 144
東京都	3,716	80	0	3,796	4,690	6,361	△ 894	△ 2,565
神奈川県	1,645	39	36	1,720	2,020	1,928	△ 300	△ 208
新潟県	37	1	0	38	51	74	△ 13	△ 36
富山県	22	1	0	23	29	24	△ 6	△ 1
石川県	21	0	0	21	18	22	3	△ 1
福井県	30	2	0	32	41	24	△ 9	8
山梨県	35	0	6	41	42	51	△ 1	△ 10
長野県	11	2	0	13	29	37	△ 16	△ 24
岐阜県	58	6	3	67	59	86	8	△ 19
静岡県	272	9	34	315	370	465	△ 55	△ 150
愛知県	670	33	148	851	1,023	2,121	△ 172	△ 1,270
三重県	60	5	3	68	61	46	7	22
滋賀県	20	0	0	20	32	57	△ 12	△ 37
京都府	338	14	49	401	407	660	△ 6	△ 259
大阪府	3,957	114	262	4,333	4,911	7,757	△ 578	△ 3,424
兵庫県	522	11	42	575	627	947	△ 52	△ 372
奈良県	17	2	0	19	22	14	△ 3	5
和歌山県	60	5	9	74	70	90	4	△ 16
鳥取県	2	0	1	3	6	13	△ 3	△ 10
島根県	4	0	0	4	7	4	△ 3	0
岡山県	60	4	3	67	85	65	△ 18	2
広島県	135	3	0	138	153	231	△ 15	△ 93
山口県	19	2	0	21	23	33	△ 2	△ 12
徳島県	13	0	0	13	33	14	△ 20	△ 1
香川県	17	5	2	24	34	46	△ 10	△ 22
愛媛県	37	3	0	40	25	85	15	△ 45
高知県	20	4	0	24	23	23	1	1
福岡県	921	76	85	1,082	1,177	1,187	△ 95	△ 105
佐賀県	36	7	0	43	41	41	2	2
長崎県	10	1	0	11	30	41	△ 19	△ 30
熊本県	86	4	21	111	110	124	1	△ 13
大分県	35	0	0	35	45	39	△ 10	△ 4
宮崎県	19	2	6	27	35	22	△ 8	5
鹿児島県	50	2	7	59	62	80	△ 3	△ 21
沖縄県	187	5	8	200	167	158	33	42
合計	14,707	531	780	16,018	18,564	25,296	△ 2,546	△ 9,278

東京都23区及び政令指定都市のホームレス数

自治体名	20年調査				19年調査	15年調査	20-19 増△減	20-15 増△減
	男	女	不明	計				
東京都23区	3,364	72	0	3,436	4,213	5,927	△ 777	△ 2,491
札幌市	98	5	6	109	132	88	△ 23	21
仙台市	89	9	2	100	132	203	△ 32	△ 103
さいたま市	101	5	15	121	179	221	△ 58	△ 100
千葉市	88	3	0	91	103	126	△ 12	△ 35
横浜市	643	6	0	649	661	470	△ 12	179
川崎市	599	18	18	635	848	829	△ 213	△ 194
新潟市	23	0	0	23	40	53	△ 17	△ 30
静岡市	45	5	11	61	87	134	△ 26	△ 73
浜松市	87	0	13	100	115	140	△ 15	△ 40
名古屋市	446	15	147	608	741	1,788	△ 133	△ 1,180
京都市	322	12	49	383	387	624	△ 4	△ 241
大阪市	3,310	87	250	3,647	4,069	6,603	△ 422	△ 2,956
堺市	91	5	0	96	133	280	△ 37	△ 184
神戸市	145	3	1	149	135	323	14	△ 174
広島市	101	2	0	103	115	156	△ 12	△ 53
北九州市	146	15	1	162	249	421	△ 87	△ 259
福岡市	644	55	83	782	784	607	△ 2	175
合計	10,342	317	596	11,255	13,123	18,993	△ 1,868	△ 7,738



中核市別のホームレス数

自治体名	20年調査				19年調査	15年調査	20-19 増△減	20-15 増△減
	男	女	不明	計				
旭川市	11	1	1	13	10	21	3	△ 8
函館市	10	3	0	13	7	25	6	△ 12
青森市	1	0	0	1	3	2	△ 2	△ 1
秋田市	9	0	0	9	7	11	2	△ 2
郡山市	4	0	0	4	2	8	2	△ 4
いわき市	2	0	0	2	1	5	1	△ 3
宇都宮市	42	0	0	42	38	66	4	△ 24
川越市	26	1	1	28	39	29	△ 11	△ 1
船橋市	50	2	0	52	57	82	△ 5	△ 30
横須賀市	11	1	0	12	26	44	△ 14	△ 32
相模原市	24	0	5	29	32	45	△ 3	△ 16
富山市	15	1	0	16	15	19	1	△ 3
金沢市	19	0	0	19	16	22	3	△ 3
長野市	5	2	0	7	5	18	2	△ 11
岐阜市	34	5	3	42	41	44	1	△ 2
豊橋市	47	7	1	55	59	58	△ 4	△ 3
岡崎市	13	1	0	14	20	23	△ 6	△ 9
豊田市	15	1	0	16	12	12	4	4
高槻市	20	0	0	20	19	41	1	△ 21
東大阪市	72	1	2	75	89	90	△ 14	△ 15
姫路市	21	0	25	46	51	57	△ 5	△ 11
奈良市	12	2	0	14	19	7	△ 5	7
和歌山市	54	5	9	68	58	75	10	△ 7
岡山市	47	4	2	53	60	38	△ 7	15
倉敷市	8	0	1	9	18	15	△ 9	△ 6
福山市	23	1	0	24	27	51	△ 3	△ 27
下関市	0	0	0	0	1	5	△ 1	△ 5
高松市	11	3	2	16	16	23	0	△ 7
松山市	29	2	0	31	14	73	17	△ 42
高知市	17	4	0	21	19	22	2	△ 1
長崎市	6	0	0	6	14	15	△ 8	△ 9
熊本市	63	2	21	86	92	103	△ 6	△ 17
大分市	20	0	0	20	29	12	△ 9	8
宮崎市	11	1	6	18	19	15	△ 1	3
鹿児島市	35	1	7	43	44	64	△ 1	△ 21
合計	787	51	86	924	979	1,240	△ 55	△ 316

平成20年度に災害救助法を適用した災害

(平成21年1月16日現在)

災害名	都道府県	適用市町村	適用日	法適用条項
平成20年岩手・宮城 内陸地震	岩手県	一関市	6月14日	4号
		奥州市	〃	〃
		北上市	〃	〃
		胆沢郡金ヶ崎町	〃	〃
		西磐井郡平泉町	〃	〃
	宮城県	栗原市	6月14日	4号
		大崎市	〃	〃
7月28日の大雨	富山県	南砺市	7月28日	4号
	石川県	金沢市	7月28日	1号
平成20年8月末豪雨	愛知県	岡崎市	8月28日	4号
		名古屋市	〃	1号
合計 (延べ)	5県	11市町		

II 援護關係

重 点 事 项

予 算 概 要

(予算概要)

平成21年度援護関係予算(案)の概要

【20年度予算】

【21年度予算案】

54,657百万円	→	49,750百万円※
-----------	---	------------

※社会・援護局(援護)計上分 40,571百万円

社会・援護局(社会)計上分 9,179百万円

- | | | | |
|-----------------------|-----------|--------------|-----------|
| 1 援護年金 | 39,617百万円 | → | 35,022百万円 |
| (受給人員) | 21,085人 | → | 18,609人) |
| 2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給 | 0 | → | 64百万円 |
| (支給事務に要する経費) | | | |
| ・国債額面 | 24万円 | (6年償還) | |
| 3 戦没者の遺骨収集等の推進 | 845百万円 | → | 913百万円 |
| (1) 遺骨収集等 | 515百万円 | → | 587百万円 |
| (2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 | 308百万円 | → | 308百万円 |
| (14地域1,008人) | | (14地域1,008人) | |
| (うち、民間建立慰霊碑等整理事業) | 19百万円 | → | 19百万円) |
| 4 中国残留邦人等の支援 | 11,145百万円 | → | 11,113百万円 |
| (1) 中国残留邦人等に対する生活支援 | 9,939百万円 | → | 9,950百万円 |
| (2) 定着自立援護 | 501百万円 | → | 479百万円 |
| (3) 帰国受入援護 | 645百万円 | → | 625百万円 |
| (4) 身元調査等 | 60百万円 | → | 59百万円 |

※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費21百万円を計上



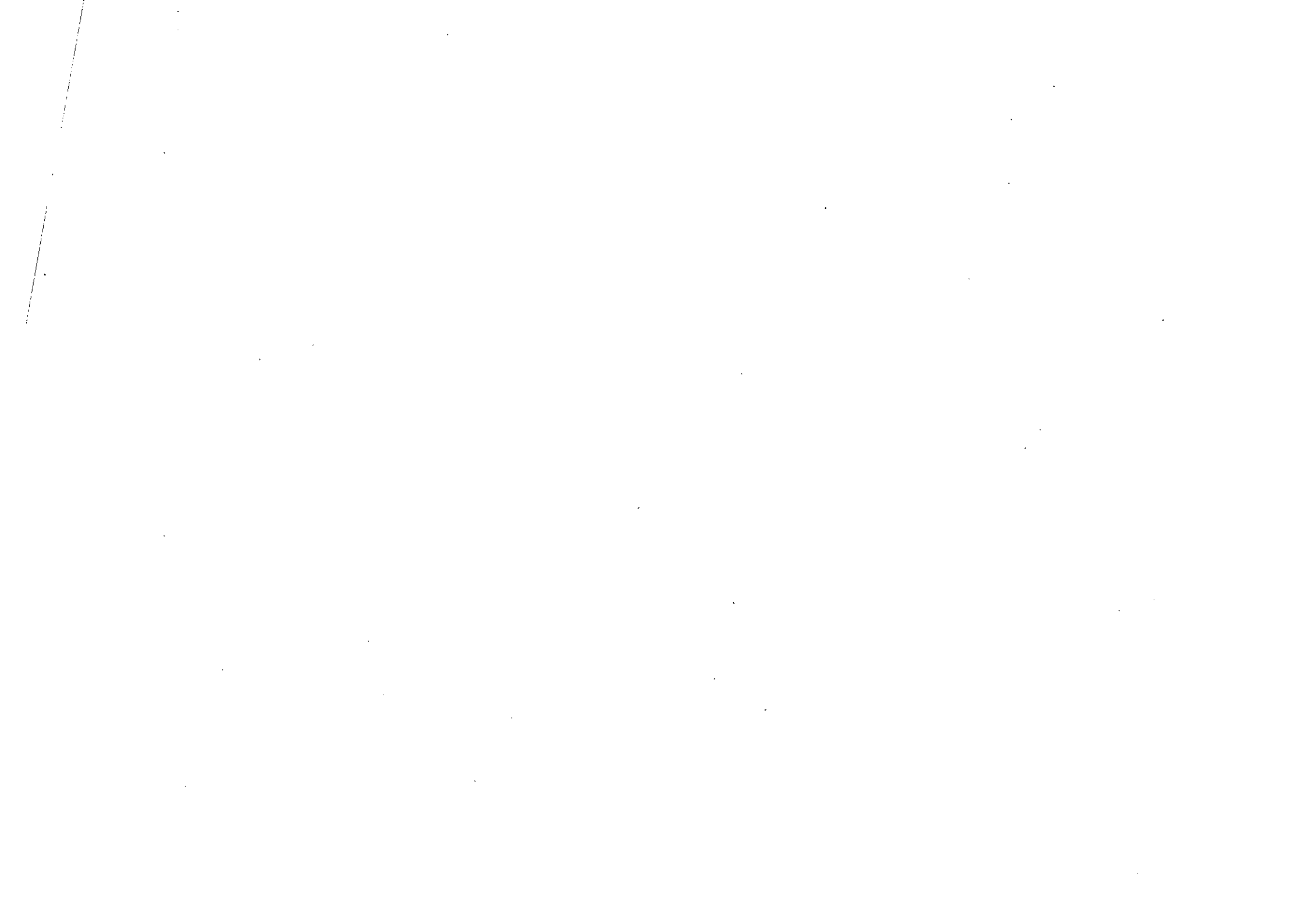
連 絡 事 項

(連絡事項 1)
戦傷病者等の妻に対する特別給付金の時効失権防止について

平成18年10月1日から受付を開始した戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、平成21年9月30日をもって時効が到来する。

当該特別給付金の時効失権防止のため、各都道府県におかれては、援護システムから出力される前回受給者のうち未請求である者のリスト及び援護課より送付した増加恩給等の受給者リスト並びに障害年金等の受給者リストにより制度案内をそれぞれに行っているところであるが、厚生労働省としては、受給権者に対し、もれなく制度案内を行う必要があると考えており、恩給システム及び援護年金システムの受給者情報と特別給付金を請求済の者とを突合した、未請求の受給権者に係るリストを平成21年3月末までに各都道府県に送付する予定であるので承知されたい。

また、政府広報として今月末にラジオ番組（「栗村智のHAPPY！ニッポン！」）を通じて、全国に制度案内を行う予定であるが、都道府県及び市区町村におかれても、自治体の広報紙を活用した広報活動についてなお一層努められるようお願いいたします。



(連絡事項2) 遺骨収集等慰霊事業について

(1) 遺骨収集

ア 南方地域等における戦没者の遺骨収集

平成21年度においては、寄せられた遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら、7地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、モンゴル、アッツ島、沖縄・硫黄島）において実施するほか、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を行うこととしている。

◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

戦後60数年を経過し、遺骨情報も減少し、遺骨収集が困難な状況になりつつあるため、平成18年度から3か年にわたり未送還遺骨の情報収集事業を実施してきたが、平成21年度も引き続き、集中的かつ重点的な情報収集を目的とした派遣（回数及び派遣）を増やす等充実に努めることとしている。

イ ソ連抑留中死亡者の遺骨収集

平成4年度から本格的に実施。平成20年12月までに16,979柱の遺骨を収集したところである。

平成21年度においては、ハバロフスク地方において実施することとしている。

ウ 都道府県に遺族、団体、協力者等から埋葬地など遺骨に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に、随時、御連絡願いたい。

(2) 慰霊巡拝

ア 南方地域等

旧主要戦域となった地域における遺族を対象として実施しているところであり、平成21年度においては、8地域（フィリピン、東部ニューギニア、

ビスマーク・ソロモン諸島、マリアナ諸島、トラック諸島、北ボルネオ、中国、硫黄島) について実施することとしている。

イ 旧ソ連地域

これまで、埋葬場所が特定されている地域を中心に実施してきたが、平成15年度からは埋葬場所の特定の有無にかかわらず各地方・州毎に広く遺族の参加を募っており、平成21年度においては、ロシア連邦4地域（ハバロフスク地方、沿海地方、ザバイカル地方、オレンブルグ州）について実施することとしている。

ウ 参加遺族の募集

遺族の推薦にあたり、診断書の提出を参加「内定」後とするなど参加しやすくしているので、都道府県においては、参加遺族の推薦方よろしくお願いしたい。

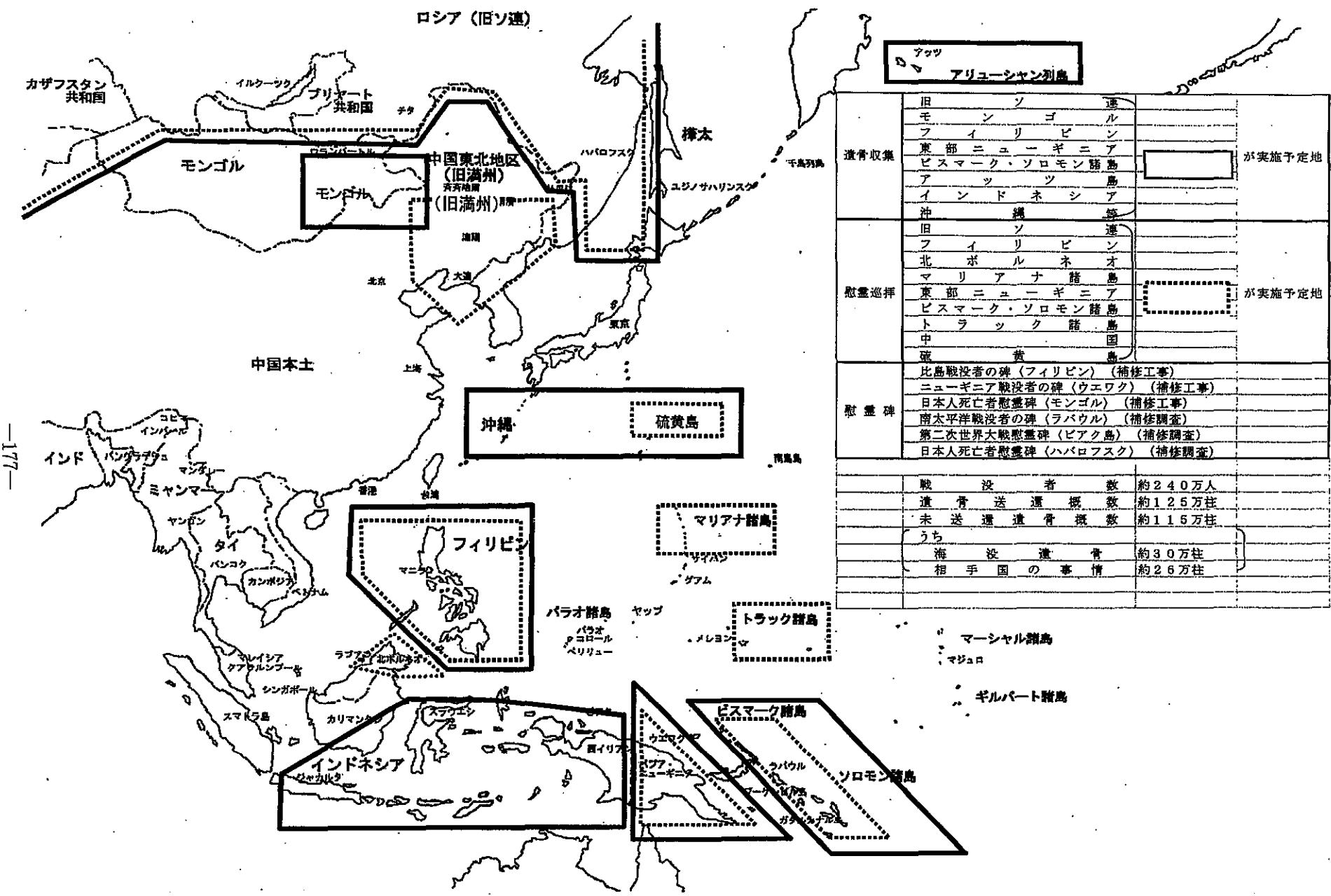
なお、参加遺族の募集にあたっては、都道府県及び市区町村の広報誌等へ早期に掲載できるように、3月上旬をメドに、各都道府県援護主管課宛の事務連絡により、実施予定地域毎の実施時期、派遣予定人員をお知らせすることとしている。

(3) 慰霊碑の建立

硫黄島及び海外旧主要戦域14か所に建立している戦没者慰霊碑については、現地の関係機関等と委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。

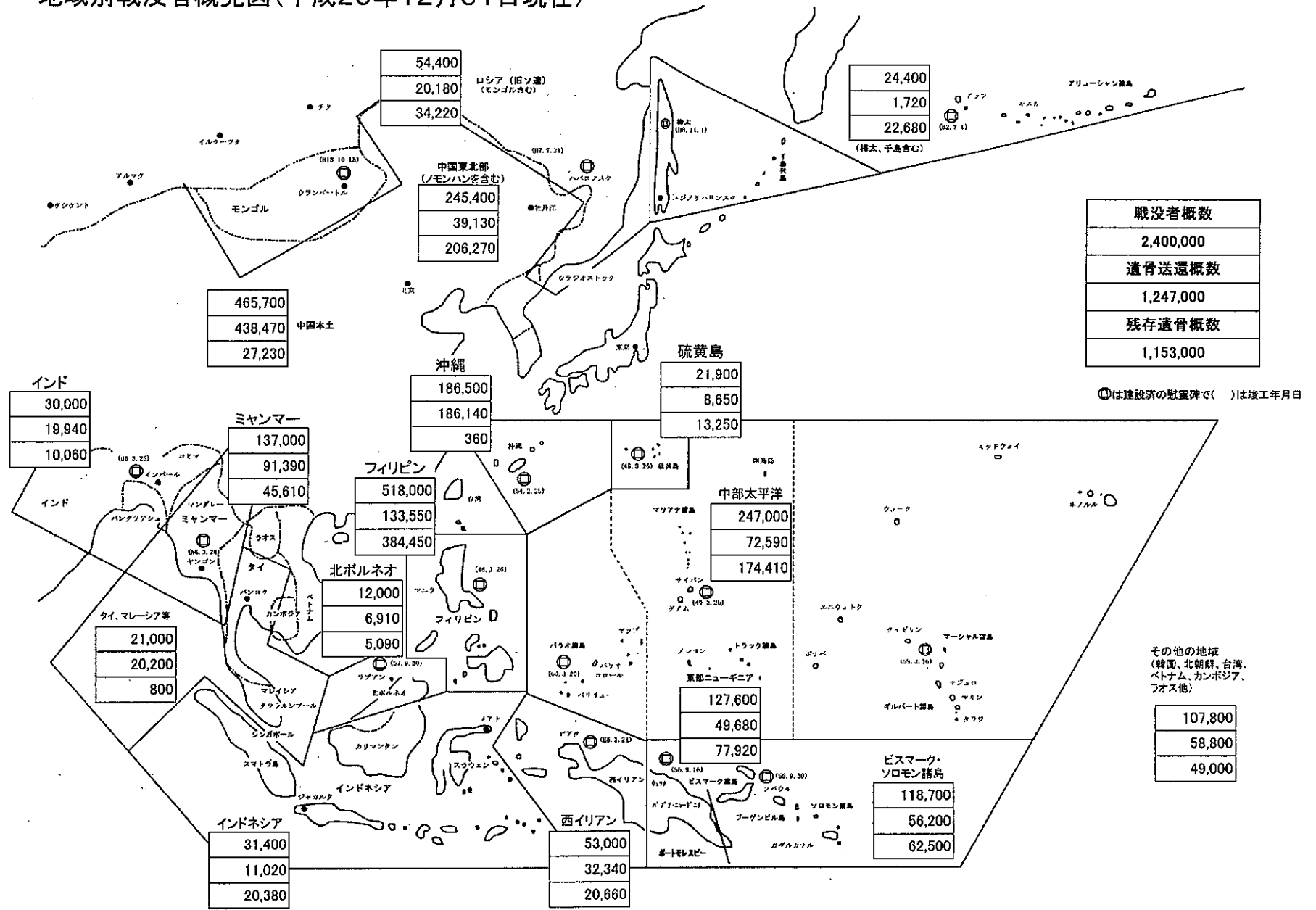
なお、経年により劣化が見受けられる慰霊碑については、順次、補修を行っており、平成21年度においては、フィリピンの「比島戦没者の碑」等3ヶ所の補修を行うこととしている。

平成21年度 遺骨収集・慰霊巡拝等予定地域概見図



アッツ アリューシャン列島		
遺骨収集	旧ソ連	が実施予定地
	モンゴル	
	フィリピン	
	東部ニューギニア	
	ビスマーク・ソロモン諸島	
慰霊巡拝	アッツ島	が実施予定地
	インドネシア	
	沖縄	
	旧ソ連	
	フィリピン	
慰霊碑	北ボルネオ	
	マリアナ諸島	
	東部ニューギニア	
	ビスマーク・ソロモン諸島	
	トラック諸島	
中 国 境 内 硫黄島 比島戦没者の碑(フィリピン) (補修工事) ニューギニア戦没者の碑(ウエラク) (補修工事) 日本人戦没者慰霊碑(モンゴル) (補修工事) 南太平洋戦没者の碑(ラバウル) (補修調査) 第二次世界大戦慰霊碑(ビアク島) (補修調査) 日本人戦没者慰霊碑(ハバロフスク) (補修調査)		
戦没者数		約240万人
遺骨送還概数		約125万柱
未送還遺骨概数		約115万柱
うち		
海没遺骨		約30万柱
相手国の事情		約26万柱

地域別戦没者概見図(平成20年12月31日現在)



(連絡事項3)

戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

(1) DNA鑑定

平成11年度から同19年度までに旧ソ連地域等から遺骨を送還し、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族約7,700人に対して、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を案内し、約1,400人から申請があり、平成20年12月末までに身元が判明した遺骨649柱を遺族に順次返還している。

なお、平成20年度に収集した遺骨に係る関係遺族への「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」は平成21年度内に送付する予定である。

【参考】

平成15年3月にとりまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、平成15年度から、遺骨から有効なDNAを抽出できること、埋葬者資料等が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して国費によりDNA鑑定を実施している。

(2) 遺骨及び遺留品の伝達

遺骨及び遺留品については、平成3年度以降のソ連抑留中死亡者の遺骨収集及びDNA鑑定の進展に伴い、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

都道府県職員が厚生労働省において遺骨等を受領できるように地方自治法附則第10条の規定に基づき各都道府県に対して旧軍関係調査事務等委託費で予算措置を行っているが、伝達数が複数あること及び日程調整が可能な場合、厚生労働省職員が都道府県まで捧持するなど、弾力的に対応するので、随時ご相談願いたい。

都道府県別DNA鑑定結果

平成20年12月末日現在

県コード	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	73	32	30	11	
2	青森県	33	21	8	4	
3	岩手県	40	20	16	4	
4	宮城県	16	8	6	2	
5	秋田県	16	5	9	2	
6	山形県	22	11	7	4	
7	福島県	31	13	9	9	
8	茨城県	30	12	16	2	
9	栃木県	15	8	4	3	
10	群馬県	19	13	5	1	
11	埼玉県	69	32	27	10	
12	千葉県	73	31	31	11	
13	東京都	100	40	46	14	
14	神奈川県	69	20	42	7	
15	新潟県	29	7	15	7	
16	富山県	13	5	5	3	
17	石川県	11	5	3	3	
18	福井県	6	3	1	2	
19	山梨県	12	8	3	1	
20	長野県	40	17	15	8	
21	岐阜県	31	8	16	7	
22	静岡県	39	22	14	3	
23	愛知県	40	22	13	5	
24	三重県	20	13	7	0	
25	滋賀県	13	6	5	2	
26	京都府	20	6	9	5	
27	大阪府	52	27	15	10	
28	兵庫県	49	23	18	8	
29	奈良県	15	11	2	2	
30	和歌山県	16	11	3	2	
31	鳥取県	8	2	4	2	
32	島根県	20	11	4	5	
33	岡山県	32	14	14	4	
34	広島県	85	38	30	17	
35	山口県	30	23	3	4	
36	徳島県	9	3	2	4	
37	香川県	7	2	3	2	
38	愛媛県	20	7	8	5	
39	高知県	23	9	8	6	
40	福岡県	53	30	18	5	
41	佐賀県	7	3	4	0	
42	長崎県	11	3	6	2	
43	熊本県	18	12	5	1	
44	大分県	13	2	7	4	
45	宮崎県	19	10	4	5	
46	鹿児島県	34	19	10	5	
47	沖縄県	7	1	4	2	
計		1,408	649	534	225	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)
申請数は平成11～19年収集分に対して申請のあった件数である。

戦没者遺骨の伝達実績（都道府県別過去5カ年）

平成20年12月末日現在

番号	都道府県名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
1	北海道	2	12	8	6	2	30
2	青森	2	5	9	1	1	18
3	岩手	1	2	8	6	3	20
4	宮城	1	1	4	1	0	7
5	秋田	0	1	2	1	0	4
6	山形	0	2	4	3	2	11
7	福島	2	2	6	1	0	11
8	茨城	1	3	2	4	2	12
9	栃木	1	3	3	0	0	7
10	群馬	1	0	3	4	4	12
11	埼玉	1	9	10	4	6	30
12	千葉	4	2	12	11	3	32
13	東京	3	5	11	15	6	40
14	神奈川	2	3	9	5	4	23
15	新潟	1	3	1	0	2	7
16	富山	0	1	1	2	0	4
17	石川	0	1	1	1	1	4
18	福井	0	0	1	0	1	2
19	山梨	0	1	5	2	1	9
20	長野	1	2	3	3	6	15
21	岐阜	1	1	1	3	1	7
22	静岡	1	1	6	5	7	20
23	愛知	1	7	4	8	0	20
24	三重	0	3	4	4	2	13
25	滋賀	1	0	3	1	1	6
26	京都	1	0	3	0	1	5
27	大阪	2	6	8	7	4	27
28	兵庫	1	5	8	4	2	20
29	奈良	1	2	6	2	0	11
30	和歌山	3	0	4	3	1	11
31	鳥取	2	0	1	1	0	4
32	島根	0	1	3	4	1	9
33	岡山	1	3	5	0	3	12
34	広島	1	6	7	17	8	39
35	山口	1	4	8	2	5	20
36	徳島	0	1	1	1	0	3
37	香川	0	3	0	0	0	3
38	愛媛	0	1	3	0	2	6
39	高知	1	0	4	1	2	8
40	福岡	1	5	10	8	3	27
41	佐賀	0	0	1	1	1	3
42	長崎	2	0	0	2	0	4
43	熊本	0	3	1	1	5	10
44	大分	0	0	1	0	2	3
45	宮崎	0	3	0	5	1	9
46	鹿児島	1	6	3	4	4	18
47	沖縄	0	0	0	0	0	0
計		45	119	198	154	100	616

注 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。



(連絡事項 4) 中国残留邦人等に対する支援給付事務の監査について

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」第14条の規定による「生活保護法」第23条の規定の例により、平成21年度から支援給付事務の監査を都道府県・指定都市の協力を得て来年度から実施することとし、所要経費を来年度予算案に盛り込んでいるところである。

監査の実施にあたっては、監査資料の作成や管内の実施機関に対する実地監査等をお願いすることとしているので、当該監査事業が円滑に実施できるよう、ご協力をお願いしたい。

なお、具体的な実施要領等については、各都道府県等のご意見を踏まえ取りまとめているところであり、確定次第お示ししたいと考えている。

参 考 资 料

1 平成21年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成20年度 予算額	平成21年度 予算(案)	対前年度 増減額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	45,461,622	40,570,836	▲ 4,890,786	
(項) 厚生労働本省共通費	4,911	4,568	▲ 343	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	4,911	4,568	▲ 343	
(項) 遺族及留守家族等援護費	42,275,443	37,292,538	▲ 4,982,905	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	42,275,443	37,292,538	▲ 4,982,905	
援護審査会経費	1,822	1,671	▲ 151	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	39,759,607	35,148,568	▲ 4,611,039	戦没者遺族相談員謝金年額 25,000円 → 25,100円
戦傷病者特別援護経費	1,160,310	1,013,977	▲ 146,333	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 190百万円 → 189百万円 2 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 29,400円 ・葬祭費 単価 199,000円 → 199,000円 3 事務委託費関係 ・戦傷病者相談員謝金年額 25,000円 → 25,100円
未帰還者留守家族等援護経費	52,624	47,958	▲ 4,666	・葬祭料 単価 199,000円 → 199,000円
未帰還者に関する特別措置経費	319	528	209	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	722,356	511,850	▲ 210,506	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給 (支給事務に要する経費) 0 → 64百万円
昭和館等に係る経費	578,405	567,986	▲ 10,419	昭和館の運営等
(項) 戦没者慰霊事業費	973,383	1,039,483	66,100	
戦没者の遺骨収集事業等に必要な経費	973,383	1,039,483	66,100	
戦没者遺骨処理等諸費	514,881	586,981	72,100	1遺骨収集関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④アッツ島 ⑤インドネシア ⑥沖縄、硫黄島 ⑦ハバロフスク地方 ⑧モンゴル 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④マリアナ諸島 ⑤トラック諸島 ⑥北ボルネオ ⑦中国 ⑧硫黄島 ⑨ハバロフスク地方 ⑩ザバイカル地方 ⑪沿海地方 ⑫オレンブルグ州 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定

事 項	平成20年度	平成21年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算 (案)	増 減 額	
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	458,502	452,502	▲ 6,000	1 戦没者遺児による慰重女好親善事業 308百万円 → 308百万円 (14地域) (14地域) うち、民間建立慰霊碑整理事業 19百万円 → 19百万円 2 千鳥ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 22百万円 → 18百万円
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,960,609	1,944,046	▲ 16,563	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,950,354	1,933,815	▲ 16,539	
中国残留邦人等に対する生活支援	744,265	771,287	27,022	・高齢基礎年金満額支給のための保険料の追納 208百万円 → 192百万円 ・「支援・相談員」の配置 483百万円 → 502百万円 ・(新) 支援給付指導監査の実施 0 → 43百万円 ・(新) 中国残留邦人等生活実態調査の実施 0 → 12百万円
定着自立援護	500,750	478,601	▲ 22,149	
帰国受入援護	644,810	625,413	▲ 19,397	・永住帰国見込世帯人員 36世帯111人 → 29世帯101人 ・一時帰国見込世帯人員 149世帯248人 → 137世帯235人
身元調査等	60,529	58,514	▲ 2,015	・訪中調査対象孤児数 34人 → 34人 ・訪日調査対象者数 5人 → 5人
北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な経費	10,255	10,231	▲ 24	
(項) 恩給進達等実施費	247,276	290,201	42,925	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	247,276	290,201	42,925	
資料整備諸費	179,541	223,275	43,734	1 人事関係資料整備 2 ソ連抑留関係者資料整備 3 旧軍関係諸規則の整備 4 北朝鮮死亡者関係資料の整備 5 未帰還者実態調査
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	595	595	0	都道府県保管の映像等資料の実態調査経費
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	4,359	4,259	▲ 100	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	62,781	62,072	▲ 709	

社会・援護局(社会)計上分	9,194,970	9,179,017	▲ 15,953	
(項) 生活保護費	8,633,443	8,617,490	▲ 15,953	
中国残留邦人等に対する生活支援	8,633,443	8,617,490	▲ 15,953	中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	561,527	0	
中国残留邦人等に対する生活支援	561,527	561,527	0	地域社会における生活支援の実施

事 項	平成20年度	平成21年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算 (案)	増 減 額	
援護関係合計	54,656,592	49,749,853	▲ 4,906,739	
社会・援護局(援護)計上分	45,461,622	40,570,836	▲ 4,890,786	
社会・援護局(社会)計上分	9,194,970	9,179,017	▲ 15,953	

(参考) 平成21年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,477,183	1,268,488	▲ 208,695	
(項) 遺族及留守家族等援護費	776,686	548,305	▲ 228,381	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	771,812	543,441	▲ 228,371	
(目細) 戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	72,719	72,276	▲ 443	
(目細) 留守家族等援護事務委託費	33,943	33,452	▲ 491	1 留守家族等援護 133千円 2 未帰還者特別措置 166千円 3 戦傷病者特別援護 33,153千円
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	665,150	437,713	▲ 227,437	
(目) 遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,874	4,864	▲ 10	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	12,741	12,268	▲ 473	
(目) 旧軍関係等調査事務等委託費	6,611	6,144	▲ 467	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	6,611	6,144	▲ 467	
(目) 遺骨収集等委託費	6,130	6,124	▲ 6	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	642,603	662,845	20,242	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	642,603	662,845	20,242	
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	478	477	▲ 1	
(目細) 引揚者等援護事務委託費	642,125	662,368	20,243	「支援・相談員」の配置 502,117千円 ⑧ 支援給付指導監査の実施 40,451千円
(項) 恩給進達等実施費	45,153	45,070	▲ 83	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	45,153	45,070	▲ 83	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	9,006	8,990	▲ 16	
(目細) 旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	36,147	36,080	▲ 67	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 31,944千円 2 戦没者叙勲等進達関係 4,136千円

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,194,970	9,179,017	▲ 15,953	
(項) 生活保護費	8,633,443	8,617,490	▲ 15,953	
(目) 生活保護費等負担金	8,633,443	8,617,490	▲ 15,953	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	8,633,443	8,617,490	▲ 15,953	中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	561,527	0	
(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金	561,527	561,527	0	地域社会における生活支援の実施

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,672,153	10,447,505	▲ 224,648	
社会・援護局(援護)計上分	1,477,183	1,268,488	▲ 208,695	
社会・援護局(社会)計上分	9,194,970	9,179,017	▲ 15,953	

2 援護年金について

(1) 障害年金（年額）については、現行どおり。

(2) 遺族年金・遺族給与金（年額）

区 分	先順位者		後順位者	
	現行	H21.10～	現行	H21.10～
遺族年金・給与金	1,966,800円	現行どおり	72,000円	現行どおり
特例遺族年金・給与金 平病死遺族年金・給与金	1,573,500円	現行どおり	56,400円	現行どおり
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上	525,350円	541,450円	—	—
・勤務関連傷病第2款症以下	424,150円	440,250円	—	—
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡	424,150円	440,250円	—	—
・勤務関連傷病併発死亡	302,750円	318,850円	—	—

※ 障害者遺族特例年金・給与金、特設年金・給与金の引上げ（政令で規定予定）
恩給の傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の引上げ(16,100円)に準拠
（5年計画を4年計画に前倒しした3年目）

3 援護年金等受給者数

(1) 援護年金受給者数 21,210人(平成20年3月末)

- ① 障害年金 2,339人
- ② 遺族年金、遺族給与金 18,871人

区 分	遺 族 年 金	遺 族 給 与 金
	人	人
公 務 死 亡	10,876	4,250
勤 務 関 連 死 亡	417	304
平 病 死 亡	1,178	858
併 発 死 亡	979	9
合 計	13,450	5,421

(2) 各種特別給付金等(平成20年11月末)

- ① 第二十二回特別給付金(200万円)国債発行請求件数
(戦没者等の妻に対する特別給付金) 158,927件
- ② 第二十三回特別給付金(100万円~15万円)国債発行請求件数
(戦傷病者等の妻に対する特別給付金) 19,950件
- ③ 第二十四回特別給付金(100万円)国債発行請求件数
(戦没者の父母等に対する特別給付金) 62件
- ④ 第八回特別弔慰金(40万円)国債発行請求件数
(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金) 1,264,050件

4 平成21年度の恩給改定について

平成20年12月20日
総務省

平成21年度恩給改定の概要について

- 1 傷病者遺族特別年金の遺族加算及び普通扶助料（実在職年6年未満）の最低保障額の引上げ実施計画（5年計画）については、1年前倒しを行い4年で完了。

平成21年度は、3年目の措置として以下を実施。（10月実施）

- (1) 傷病者遺族特別年金の遺族加算を16,100円引き上げる。

平成20年10月～	平成21年10月～
120,550円	→ <u>136,650円</u>

- (2) 普通扶助料（実在職年6年未満）の最低保障額を1,400円引き上げる。

平成20年10月～	平成21年10月～
402,000円	→ <u>403,400円</u>

※ 所要経費 2億円（対象者35万人）

- 2 恩給年額水準については、平成19年改正恩給法に基づき、過去の据え置き分につき調整措置を講じた後、公的年金の引上率に基づき改定を行う。（平成21年度の恩給年額は据置きの見込み）

3 平成21年度予算額等

平成21年度予算額：7,443億円（△598億円）

恩給受給者数：91万人（△7万人）



5 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階 常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

6階 常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和30年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

5階 映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる

4階 図書室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集。様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる

3階 会議室 2階 広場

特別企画展などを開催

憩いの場

1階 昭和館 懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)

特別企画展(平成11年から毎年開催)

平成20年4月～5月	SHOWAの原風景(写真展) 石川光陽が撮った昭和の町並み・空襲・世相
平成20年7月～8月	戦中・戦後をともにした動物たち
平成21年2月～4月 (予定)	ワーナー・ビショフ写真展「Japon」より ～戦後復興期、その時その瞬間～(仮)

巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)

平成20年 9月	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし (宮崎県)
平成20年10月～11月	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし (福井県)
平成21年 9月(予定) 11月(予定)	青森県 静岡県

紀要「昭和の暮らし研究」(第6号まで発行)

特別上映会(昭和の日・秋季など)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館 17:00 まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日) 年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp



